

令和7年度

業 務 概 要



船川港 船揚場 完成（男鹿市・令和6年6月）



けんせつ未来フェスタ（秋田市・令和6年10月）



秋田県建設部



目 次

第1章 秋田県のすがた	
第1節 地勢・沿革	1
第2節 自然・気象	2
第3節 人口・産業構造・面積	3
第2章 総括	
第1節 組織・機構	6
第2節 施策・予算	10
第3章 建設業	
第1節 建設業の振興	22
第2節 入札参加資格審査	25
第3節 入札・契約制度	26
第4節 透明性・公正性の確保	27
第4章 技術管理	
第1節 技術管理の概要	28
第2節 建設マネジメント	28
第3節 積算・技術基準	31
第4節 建設業の技術力向上支援	32
第5節 i-Construction の推進	33
第5章 都市計画	
第1節 都市計画の目的・役割	36
第2節 都市計画区域	36
第3節 都市計画の内容	38
第4節 都市計画の決定状況と手続き	42
第5節 景観	43
第6節 許可・規制	46
第7節 都市基盤整備	50
第8節 都市公園	54
第6章 下水道	
第1節 生活排水処理事業	57
第2節 下水道等の整備	61
第3節 下水道の維持管理	65
第4節 広報活動	66
第7章 道路	
第1節 道路の現況	67
第2節 道路の整備	71
第3節 よりよい道路環境を目指して	80
第4節 道路の維持管理	86
第8章 河川・海岸	
第1節 河川・海岸の概要	88
第2節 河川・海岸事業基本方針	88
第3節 河川の整備	90
第4節 河川的环境整備	91
第5節 ダム事業	91
第6節 海岸の整備	93
第7節 災害復旧	94
第8節 河川の愛護	95
第9節 管理	95
第10節 水防	96
第9章 砂防	
第1節 砂防の概要	97
第2節 砂防事業	98
第3節 地すべり対策事業	100
第4節 急傾斜地崩壊対策事業	101
第5節 雪崩対策事業	101
第6節 砂防関係の管理	102
第10章 港湾・空港	
第1節 港湾	103
第2節 空港	107
第11章 建築・住宅	
第1節 住宅関係	109
第2節 建築関係	116
第12章 営繕	
第1節 営繕業務	118
第2節 営繕関係事業	119
第13章 用地・収用・管理	
第1節 公共用地取得	121
第2節 土地収用	122
第3節 管理	123
第14章 土地利用	
第1節 国土利用計画	124
第2節 土地利用基本計画	125
第3節 土地取引の届出制	126
第4節 地価調査	127
第5節 公有地の拡大の推進に関する法律	127
第15章 その他	
1 公共事業箇所評価について	128
2 委員会及び附属機関等	130
3 建設部関係団体一覧表	134
4 建設部本庁・地方機関一覧表	134

第 1 章 秋田県のすがた

第 1 節 地 勢・沿革

1 地 勢

本県は、首都東京のほぼ真北約450kmの日本海沿岸にあつて面積11,637.5km²(全国第6位)、13市9町3村に区分されています。

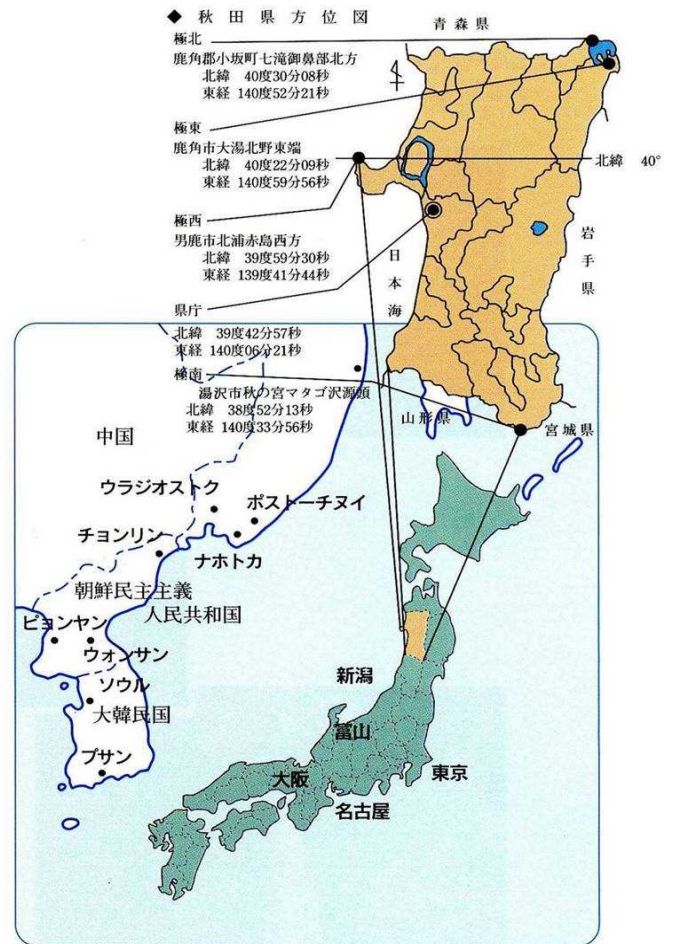
県北には、鷹巣、大館、花輪の諸盆地、県南には横手盆地などがあり、また雄物川、米代川、子吉川などの河川に沿って肥沃な耕地が展開し、その下流には秋田、能代、本荘の各平野が開け、多くの都市が発展しています。

2 沿 革

秋田の地名が歴史に現れたのは、斉明4年(西暦658年)、阿部比羅夫が蝦夷を支配下に置いたときと伝えられています。

関ヶ原合戦後の慶長7年(西暦1602年)佐竹義宣が常陸より国替を命ぜられ、秋田6郡20万石の領主となりました。その後、明治維新までの約260年間の間に、鉱山の開発や新田の開拓など、産業経済の礎を築いてきました。

明治4年の廃藩置県により秋田県が誕生して以来、多くの人々が郷土の発展に力を尽くし、今日の秋田が築かれてきました。

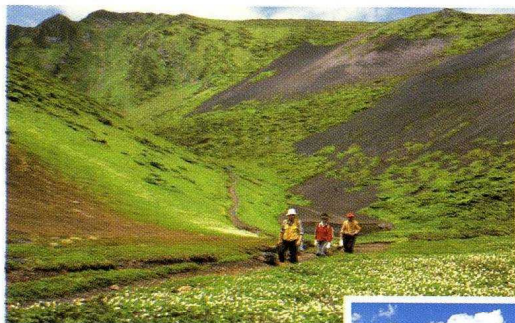


年 月 日	羽 後 国	陸 中 国
明 治 元 年	久 保 田 領 秋田郡 山本郡 河辺郡 仙北郡 平鹿郡 雄勝郡 久 保 田 藩	仁賀保領 矢島領 本荘領 亀田領 由利郡 酒田政局 矢島藩 本荘藩 亀田藩 南部領 鹿角郡 南部藩
明治3年2月24日	岩崎藩(雄勝郡東部)立藩	
明治4年1月13日	久保田藩を秋田藩と改称	
明治4年7月14日	秋田県	岩崎県 亀田県 本荘県 矢島県 酒田県 江刺県
明治4年11月2日	秋田県	岩崎県、亀田県、本荘県、矢島県、酒田県の一部(旧仁賀保領)及び江刺県のうちいまの鹿角市、鹿角郡を編入した。
平成18年3月27日	平成16年度～17年度 市町村合併 「9市50町10村」から「13市9町3村」となった(詳細はP5)。	

第2節 自然・気象

1 自然

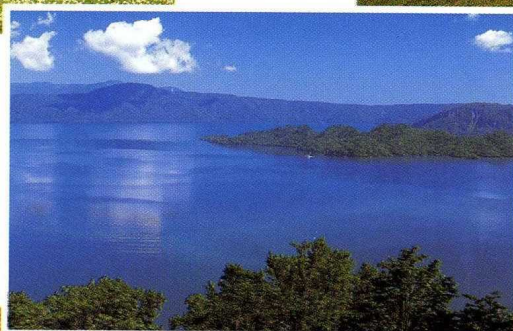
本県は、全国で6番目という広い面積を持ち、春の新緑、夏の空と海の青さ、秋の紅葉、冬の雪色といった色彩感あふれる四季の変化に富んだ自然を誇り、その息吹を身近に感じながら生活することができます。



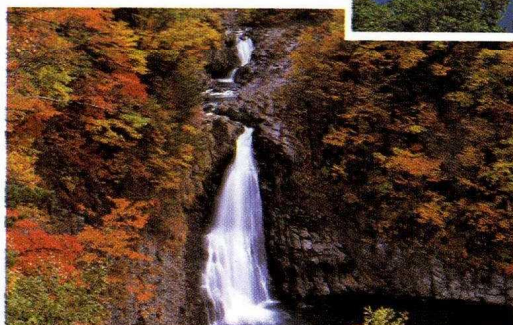
駒ヶ岳とチングルマ



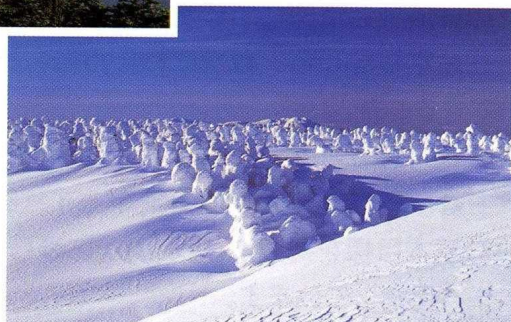
入道崎



十和田湖



法体の滝



樹氷の八幡平

2 気候

本県の気候は、概ね出羽山地により海岸部と内陸部の2つに区分されます。海岸部は全般的に対馬海流の影響を受けてしのぎやすく、冬期間でも積雪は少なめです。

内陸部は夏には比較的高温となり、冬は寒さが厳しく積雪も多くなります。県の面積のほぼ半分が特別豪雪地帯となっています。

全般に長い冬と短い夏が特徴で、四季の変化がはっきりしています。

	秋 田	札 幌	仙 台	東 京
最 低 気 温 (°C)	−5.2	−10.6	−3.2	−1.1
最 高 気 温 (°C)	35.8	34.7	36.2	37.3
年 平 均 気 温 (°C)	13.5 (12.1)	10.5	14.9	17.6
年間日照時間 (h)	1,762.4 (1,527.4)	1,919.5	1,976.9	2,100.2
年 降 水 量 (mm)	1,776.0 (1,741.6)	1,120.0	1,027.5	1,926.0
降 水 日 数 (日)	162 (173.8)	145	90	105
雪 日 数 (日)	97 (108.9)	−	−	5
最 深 積 雪 (cm)	33 (37)	95	14	8

※資料：気象庁HP「令和6年気象データ」

※秋田の()書きは平年値(1991～2020の30年間の平均)

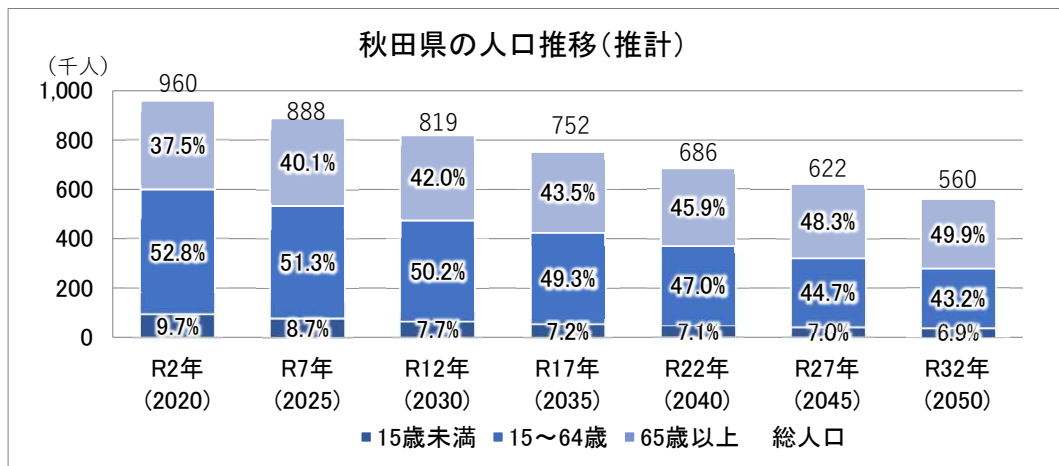
第3節 人口・産業構造・面積

1 人 口

本県の人口は、令和7年4月1日現在で88万4,877人と、平成29年4月に100万人を割り込んで以来、減少傾向が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本県の人口は、令和32(2050)年に56.0万人となり、2020年比の減少率は全国で最大の41.6%と推計しています。

また、本県の65歳以上の人口が占める2050年の高齢化率は全国で最も高い49.9%で、0～14歳の年少人口の割合は全国最低の6.9%と推計され、本県の人口減少と少子高齢化が、今後、一層進むものと予想されています。



※資料：「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

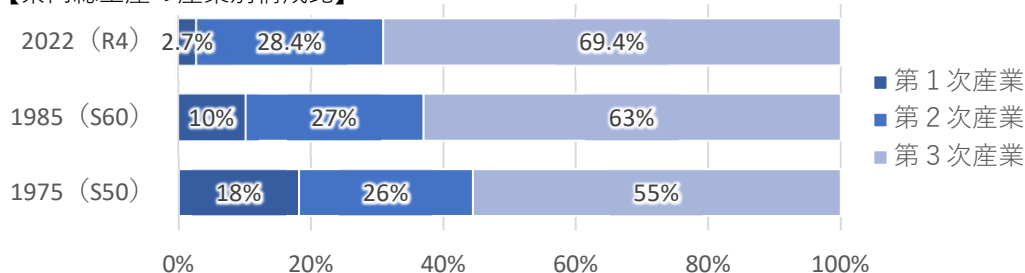
2 経済・産業構造

令和4年度の本県の経済規模を示す県内総生産は、名目で3兆6,293億円、物価変動の影響を除いた実質では3兆6,105億円となっています。

県内総生産を経済活動の種類別にみると、令和3年度と比較し、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、運輸・郵便業、情報通信業などで減少した一方、鉱業や宿泊・飲食サービス業などでは増加しており、全体で、第3次産業では減少したものの、第1次、第2次産業は増加しています。

区 分		令和3年度	令和4年度	対前年度比較	
				金額	率(%)
秋 田 県	県内総生産(名目)	35,443(億円)	36,293(億円)	850(億円)	2.4
	県内総生産(実質)	34,996(億円)	36,105(億円)	1,109(億円)	3.2
	県民所得	25,346(億円)	25,753(億円)	407(億円)	1.6
	1人当たり県民所得	2,682(千円)	2,769(千円)	87(千円)	3.2
全 国	国内総生産(名目)	5,536,423(億円)	5,664,897(億円)	128,474(億円)	2.3
	国内総生産(実質)	5,436,493(億円)	5,518,139(億円)	81,646(億円)	1.5
	国民所得	3,957,723(億円)	4,089,538(億円)	131,815(億円)	3.3
	1人当たり国民所得	3,154(千円)	3,273(千円)	119(千円)	3.8

【県内総生産の産業別構成比】



※資料：「令和4年度秋田県県民経済計算」(秋田県)

(単位：百万円、%)

区 分	実 数		対前年度 増加率		構 成 比		対前年度 増加寄与度	
	R 3	4	R 3	4	R 3	4	R 3	4
1. 農林水産業	93,270	96,241	-13.1	3.2	2.6	2.7	-0.4	0.1
(1) 農業	81,130	81,617	-15.1	0.6	2.3	2.2	-0.4	0.0
(2) 林業	10,860	13,229	4.8	21.8	0.3	0.4	0.0	0.1
(3) 水産業	1,280	1,395	-11.0	9.0	0.0	0.0	-0.0	0.0
2. 鉱業	14,523	20,718	4.9	42.7	0.4	0.6	0.0	0.2
3. 製造業	622,514	710,184	12.7	14.1	17.6	19.6	2.0	2.5
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	167,720	105,979	-9.1	-36.8	4.7	2.9	-0.5	-1.7
5. 建設業	284,196	300,611	-0.2	5.8	8.0	8.3	-0.0	0.5
6. 卸売・小売業	356,530	372,826	4.4	4.6	10.1	10.3	0.4	0.5
7. 運輸・郵便業	153,966	141,323	20.1	-8.2	4.3	3.9	0.7	-0.4
8. 宿泊・飲食サービス業	43,745	60,775	-13.8	38.9	1.2	1.7	-0.2	0.5
9. 情報通信業	77,705	75,480	-3.6	-2.9	2.2	2.1	-0.1	-0.1
10. 金融・保険業	110,951	118,729	1.4	7.0	3.1	3.3	0.0	0.2
11. 不動産業	467,158	465,573	-0.5	-0.3	13.2	12.8	-0.1	-0.0
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	213,645	216,701	-0.1	1.4	6.0	6.0	-0.0	0.1
13. 公務	229,486	232,199	-1.5	1.2	6.5	6.4	-0.1	0.1
14. 教育	162,781	164,407	-1.8	1.0	4.6	4.5	-0.1	0.0
15. 保健衛生・社会事業	419,503	421,330	1.8	0.4	11.8	11.6	0.2	0.1
16. その他のサービス	142,286	144,372	3.2	1.5	4.0	4.0	0.1	0.1
17. 小計 (1～16)	3,559,979	3,647,448	2.1	2.5	100.4	100.5	2.2	2.5
18. 輸入品に課される税・関税	33,157	48,308	67.6	45.7	0.9	1.3	0.4	0.4
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	48,845	66,421	9.5	36.0	1.4	1.8	-0.1	-0.5
20. 県内総生産 (17+18-19)	3,544,291	3,629,335	2.4	2.4	100.0	100.0	2.4	2.4
(参考) 第1次産業	93,270	96,241	-13.1	3.2	2.6	2.7	-0.4	0.1
第2次産業	921,233	1,031,513	8.2	12.0	26.0	28.4	2.0	3.1
第3次産業	2,545,476	2,519,694	0.7	-1.0	71.8	69.4	0.5	-0.7

(注) 1 第1次産業：1 第2次産業：2、3、5 第3次産業：4、6～16

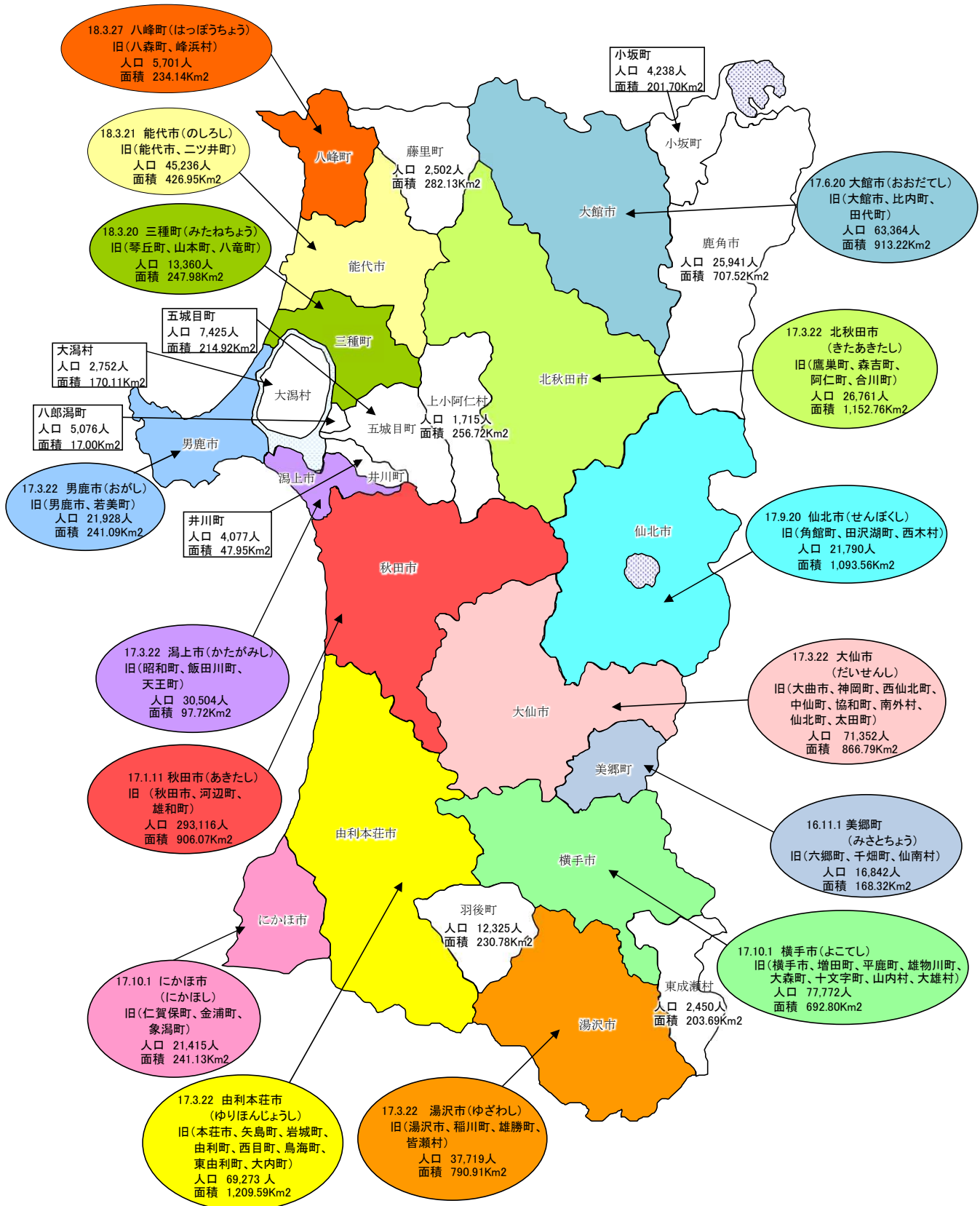
2 総資本形成に係る消費税は、県内総生産の控除項目であるため、対前年度増加寄与度は逆符号で表示している。

※出典：「令和4年度秋田県県民経済計算」(秋田県)

3 面 積

本県の総面積は約11,637.5km²、全国第6位で、東京都、埼玉県、千葉県の合計を上回ります。
また、比較的大きかった各市町村の面積規模が、市町村合併によりさらに大きくなり、由利本荘市と北秋田市の合計だけで東京都や沖縄県を上回り、神奈川県にほぼ等しい面積になります。

◆秋田県市町村区域図



県内市町村数: 25市町村 (13市9町3村)

人口資料: 調査統計課HP「秋田県の人口と世帯(月報)」(R7.4)より

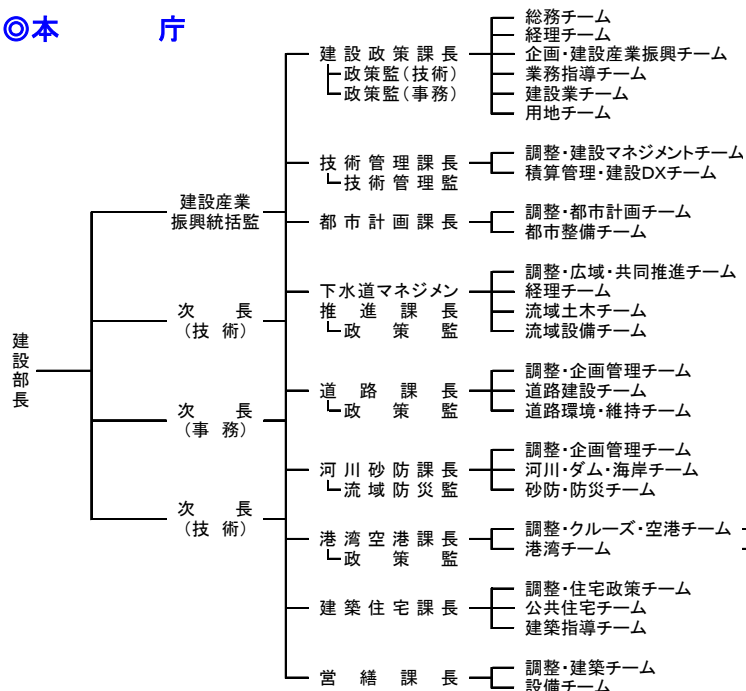
面積資料: 国土地理院HP「全国都道府県市区町村別面積調」(R7.1)より

第 2 章 総 括

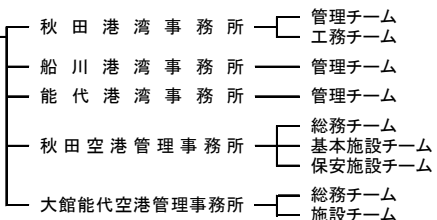
第 1 節 組織・機構

1 建設部の組織図

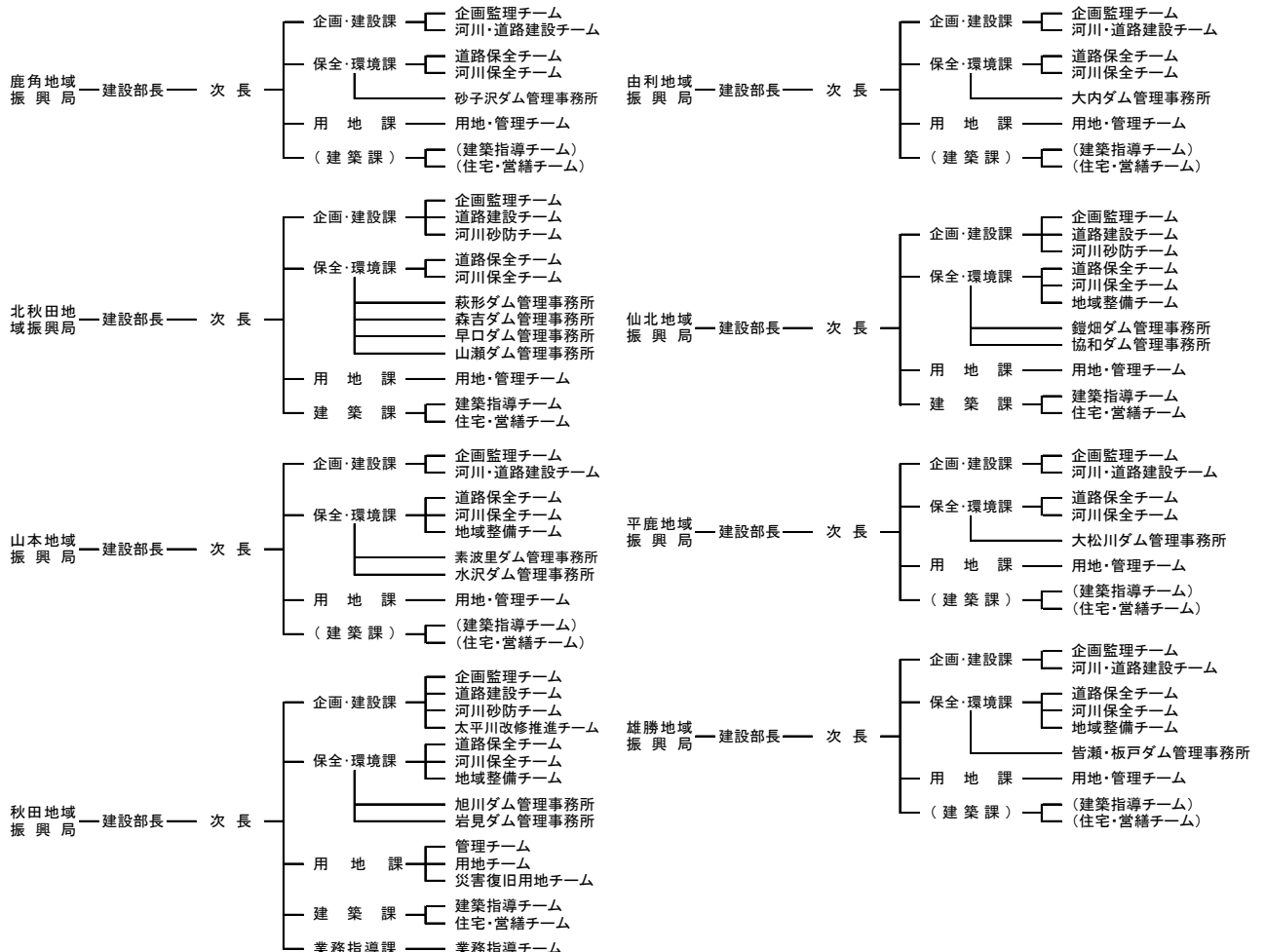
◎本 庁



◎建設部地方機関



◎地域振興局



2 建設部及び地域振興局建設部職員数

R7.4.1現在

所 属 名		事務 職員	技 術 職 員							現業 職員	合計	再任用職員				任期付職員		計
			土木	建築	機械	電気	林業	農業 土木	小計			事務	土木	建築	現業	事務	土木	
建設部	建設部	1	4						4		5							
	建設政策課	33	8						8		41	2						2
	技術管理課		7	1			1	3	12		12							
	都市計画課	1	9	1					10		11							
	下水道マネジメント推進課	4	8		6	4		1	19		23							
	道路課	2	17						17		19							
	河川砂防課	1	18						18		19							
	港湾空港課	4	10			1			11		15							
	建築住宅課	1		13					13		14							
	営繕課			7	3	2			12		12							
	本 庁 計	47	81	22	9	7	1	4	124		171	2						2
	秋田港湾事務所	7	6						6		13	2						2
	船川港湾事務所	2	1						1		3							
	能代港湾事務所	4	5						5		9							
	秋田空港管理事務所	7	4			5			9	1	17		1					1
	大館能代空港管理事務所	5	4			3			7	1	13							
	地 方 事 務 所 計	25	20			8			28	2	55	2	1					3
建設部 合計		72	101	22	9	15	1	4	152	2	226	4	1					5
地域振興局	鹿角地域振興局建設部	5	23						23	3	31							
	北秋田地域振興局建設部	7	41	11					52	7	66		1	1	1			3
	山本地域振興局建設部	6	27						27	4	37		1		1			2
	秋田地域振興局建設部	14	49	11	1	1			62	7	83	1	3	3		1		8
	由利地域振興局建設部	7	26						26	3	36	1	3					4
	仙北地域振興局建設部	6	32	13					45	3	54		2		1			3
	平鹿地域振興局建設部	5	23						23	3	31	1	2					3
	雄勝地域振興局建設部	5	30						30	3	38	1			1			2
地域振興局建設部 合計		55	251	35	1	1			288	33	376	4	12	4	4	1		25
合 計		127	352	57	10	16	1	4	440	35	602	8	13	4	4	1		30
部外配属 計			20	4	4				28		28		1	1				2
総 計		127	372	61	14	16	1	4	468	35	630	8	14	5	4	1		32

※ 再任用職員及び任期付職員数は外数で表示

3 建設部事務分掌

本 庁

建設政策課

- ・人事、予算及び経理に関すること。
- ・主要施策の企画及び調整並びに広報に関すること。
- ・業務指導に関すること。
- ・建設業の許可、経営事項審査及び監督に関すること。
- ・建設工事の入札・契約制度に関すること。
- ・建設産業の振興及び担い手確保に関すること。
- ・公共用地の取得に伴う損失補償の基準に関すること。
- ・土地利用に関すること。
- ・土地収用及び収用委員会に関すること。
- ・国土交通省所管公共用財産に関すること。

技術管理課

- ・公共工事等の建設技術に係わる企画、調整及び指導に関すること。
- ・建設技術の向上及び研修に関すること。
- ・公共工事等の設計積算・品質確保に関すること。
- ・公共工事等のDX化の推進に関すること。
- ・建設工事における建設副産物の再資源化に関すること。

都市計画課

- ・都市政策に関すること。
- ・都市計画（土地利用、都市施設等）の決定・制限に関すること。
- ・街路整備、都市公園の整備・管理に関すること。
- ・市町村都市計画事業の認可・指導に関すること。
- ・屋外広告物、景観施策に関すること。
- ・盛土規制に関すること。

下水道マネジメント推進課

- ・生活排水処理に関する計画、調査、企画及び広域化・共同化に関すること。
- ・公共下水道の計画、実施業務指導、生活排水処理構想に関すること。
- ・流域下水道および十和田湖特定環境保全公共下水道に関すること。
- ・農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備に関すること。
- ・下水道事業会計に関すること。

道路課

- ・道路に関する調査、企画及び調整に関すること。
- ・道路の新設及び改築に関すること。
- ・高速道路の整備促進に関すること。
- ・道路の維持、管理及び修繕に関すること。
- ・路線の認定、廃止及び変更に関すること。
- ・市町村道事業の指導に関すること。
- ・交通安全施設整備に関すること。
- ・除雪、消融雪施設及び雪寒道路整備に関すること。

河 川 砂 防 課

- ・河川、ダム、海岸、砂防、急傾斜地及び地すべり地域の管理、調査、企画、調整に関する事。
- ・河川事業及び砂防事業の計画及び実施に関する事。
- ・土木災害対策の総合調整及び災害復旧工事の総括に関する事。

港 湾 空 港 課

- ・公有水面の埋め立てに関する事。
- ・秋田空港及び大館能代空港に関する事。
- ・港湾・海岸の計画、調査に関する事。
- ・港湾・海岸事業の実施に関する事。
- ・クルーズ船の受入環境整備に関する事。

建 築 住 宅 課

- ・住宅政策に関する事。
- ・公営住宅計画、建設に関する事。
- ・公営住宅の管理指導に関する事。
- ・建築基準法他、宅地・建物に係る関係法令の指導に関する事。
- ・市街地再開発、住環境整備に関する事。

営 繕 課

- ・営繕工事の設計・積算基準に関する事。
- ・県有建築物(知事部局所管、教育庁所管)の調査、設計及び監督等に関する事。

地 方

地 域 振 興 局 建 設 部

- ・用地の取得、物件移転、補償及び登記に関する事。
- ・都市計画及び都市計画事業に関する事。
- ・道路、河川、海岸、砂防、都市計画施設、住宅及び営繕等に係る工事の設計、契約、施工、監督及び検査に関する事。
- ・道路、河川、海岸、砂防指定地、都市計画施設及び県営住宅並びに国有及び県有土地の維持管理に関する事。
- ・宅地造成等の規制に関する事。
- ・砂利採取及び碎石に関する事。
- ・水防及び災害復旧事業に関する事。
- ・ダムの施設改良及び維持管理に関する事。

港 湾 事 務 所

- ・港湾施設の建設及び管理に関する事。

空 港 管 理 事 務 所

- ・空港の管理に関する事。

第2節 施策・予算

1 「新秋田元気創造プラン」について

(1) プラン策定の趣旨

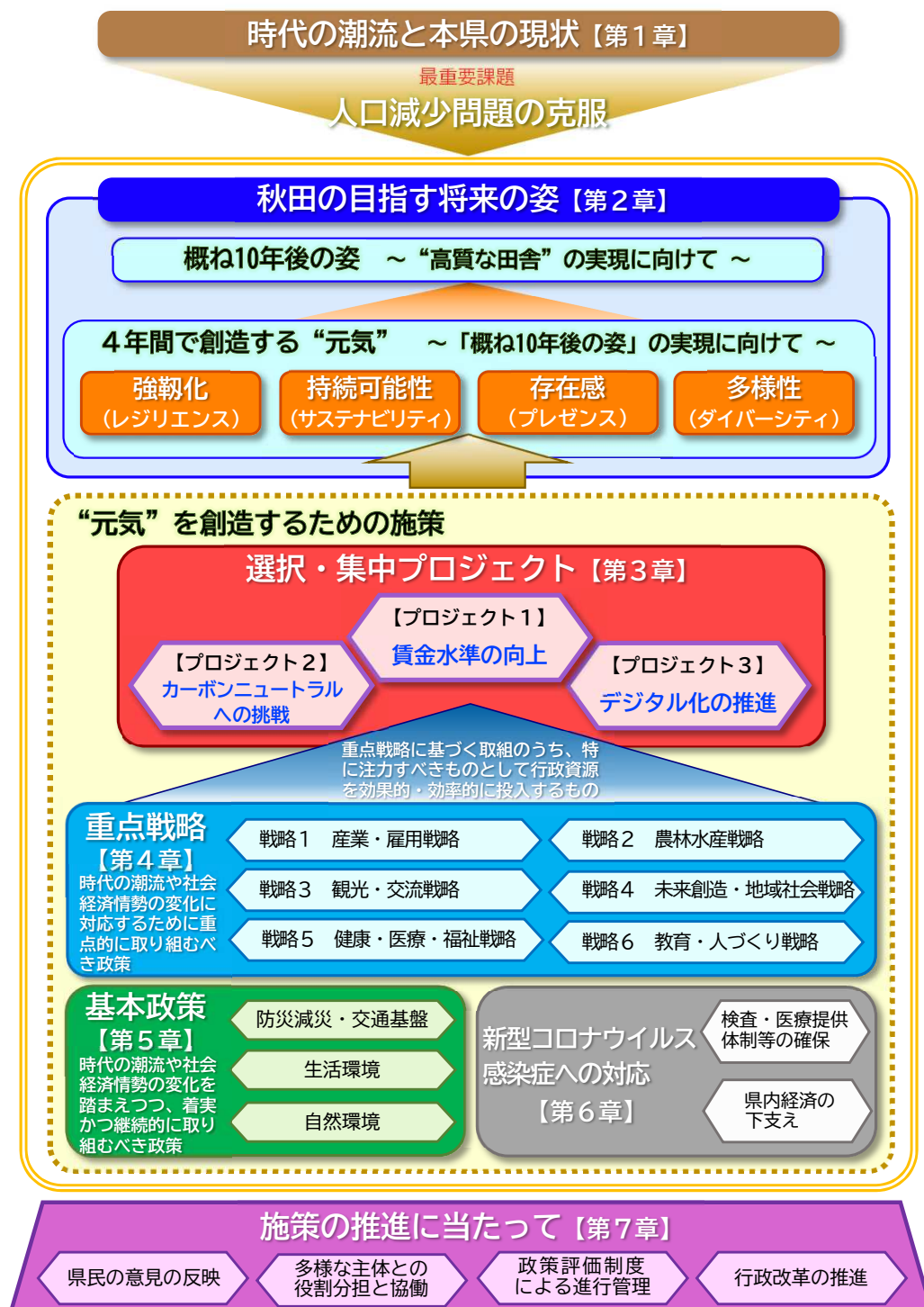
令和4年度からの4年間の県政運営指針として、時代の潮流やこれまでの成果と課題を踏まえつつ、新たな視点を加えながら、本県の更なる発展に向けて実施すべき重点的な施策を取りまとめた「新秋田元気創造プラン」を策定しました。

(2) プランの推進期間

プランの推進期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(3) プランの構成

「概ね10年後の姿」の実現に向けて、4年間で“四つの元気”を創造します。



「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」政策・施策体系一覧

青字：建設部に関連した方向性

政策分	戦略名	目指す姿名	施策の方向性
重点戦略	1 産業・雇用戦略	1 産業構造の変化に対応した県内産業の競争力の強化	1 経営資源の融合と事業承継の促進
			2 デジタル技術の活用の促進
			3 産学官連携による研究開発の推進
			4 地域経済を牽引する県内企業の育成
			5 アジア等との貿易の促進
			6 産業人材の確保・育成
			7 起業の促進と小規模企業の振興
		2 地域資源を生かした成長産業の発展	1 輸送機関連産業の振興
			2 新エネルギー関連産業の振興
			3 情報関連産業の振興
			4 医療福祉・ヘルスケア関連産業の振興
		3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化	1 食品製造業の振興 ※戦略3に再掲
			2 伝統的工芸品等産業の振興
			3 商業・サービス業の振興
			4 建設産業の振興
			5 環境・リサイクル産業の振興
		4 産業振興を支える投資の拡大	1 企業立地等の促進
			2 港湾施設の整備
	2 農林水産戦略	1 農業の食料供給力の強化	1 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成
			2 持続可能で効率的な生産体制づくり
			3 マーケットに対応した複合型生産構造への転換
			4 戦略的な米生産と水田のフル活用の推進
			5 農産物のブランド化と流通・販売体制の整備
		2 林業・木材産業の成長産業化	1 次代を担う人材の確保・育成
			2 再造林の促進
			3 木材の生産・流通体制の整備と利用の促進
			4 森林の有する多面的機能の発揮の促進
		3 水産業の持続的な発展	1 次代を担う人材の確保・育成
			2 つくり育てる漁業の推進
			3 漁業生産の安定化と水産物のブランド化
		4 農山漁村の活性化	4 漁港・漁場の整備
			1 中山間地域における特色ある農業の振興
			2 地域資源を生かした多様な農村ビジネスの促進
			3 新たな兼業スタイルによる定住の促進
			4 多面的機能を有する里地里山の保全
	3 観光・交流戦略	1 「何度でも訪れたくなるあきた」の創出	1 自立した稼ぐ観光エリアの形成
			2 ターゲットの的確な把握と効果的な誘客プロモーションの展開
			3 時代の変化を捉えた秋田ならではのツーリズムの推進
			4 旅行者の多様なニーズに応じた受入態勢の整備
			5 戦略的なインバウンド誘客の推進
		2 「美酒・美食のあきた」の創造	1 消費者ニーズを捉えたオリジナル商品の開発と秋田の「食」のブランド化
			2 食品製造業の振興
			3 多様な流通チャネルを活用した県産食品の販売の促進
			4 秋田の「食」の魅力の発信と誘客への活用
		3 文化芸術の力による魅力ある地域の創生	1 あきた芸術劇場を核とした文化芸術の発信とにぎわいづくり
			2 文化芸術活動の促進と次代を担う人材の確保・育成
			3 文化芸術を通じた交流人口・関係人口の拡大
		4 活気あふれる「スポーツ立県あきた」の実現	1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進
			2 スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大
			3 全国・世界で活躍できるアスリートの発掘と育成・強化
			4 スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備
		5 国内外との交流と住民の暮らしを支える交通ネットワークの構築	1 幹線鉄道の整備の促進とフェリー航路の維持・拡充
			2 航空路線の維持・拡充
			3 利便性の高い地域公共交通網の形成
			4 第三セクター鉄道の持続的な運行と観光利用の促進
			5 高速道路等の整備

政策分	戦略名		目指す姿名	施策の方向性
重点戦略	4	未来創造・地域社会戦略	1 新たな人の流れの創出	1 首都圏等からの移住の促進 2 人材誘致の推進と関係人口の拡大 3 若者の県内定着・回帰の促進
			2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現	1 結婚・出産・子育てを前向きに捉える気運の醸成 2 出会い・結婚への支援 3 安心して出産できる環境づくり 4 安心して子育てできる体制の充実
			3 女性・若者が活躍できる社会の実現	1 男女共同参画の推進 2 あらゆる分野における女性の活躍の推進 3 若者のチャレンジへの支援
			4 変革する時代に対応した地域社会の構築	1 優しさと多様性に満ちた秋田づくり 2 地域住民が主体となった地域コミュニティづくり 3 多様な主体による協働の推進 4 持続可能でコンパクトなまちづくり
			5 脱炭素の実現を目指す地域社会の形成	1 脱炭素化に向けた県民運動の推進 2 持続可能な資源循環の仕組みづくり
			6 行政サービスの向上	1 デジタル・ガバメントの推進 2 県・市町村間の協働の推進
	5	健康・医療・福祉戦略	1 健康寿命日本一の実現	1 健康づくり県民運動の推進 2 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進 3 特定健診・がん検診の受診の促進 4 高齢者の健康維持と生きがいづくり
			2 安心して質の高い医療の提供	1 医療を支える人材の育成・確保 2 地域医療の提供体制の整備 3 総合的ながん対策・循環器病対策の推進 4 広大な県土に対応した三次医療機能の整備 5 新興感染症等に対応できる医療提供体制の確保
			3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化	1 介護・福祉人材の確保・育成と労働環境の改善の促進 2 介護・福祉基盤の整備 3 医療・介護・福祉の連携の促進 4 高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止の推進 5 認知症の人と家族を地域で支える体制づくり 6 障害者の地域生活と社会参加に向けた環境づくり
			4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現	1 包括的な相談支援体制の整備 2 総合的な自殺予防対策の推進 3 児童虐待防止対策と里親委託の推進 4 子どもの貧困対策の推進と生活困窮者の自立に向けた支援 5 ひきこもり状態にある人を支える体制づくり 6 多様な困難を抱える人への支援
			1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成	1 地域に根ざしたキャリア教育の推進 2 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
			2 確かな学力の育成	1 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進 2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 3 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進 4 魅力的で良質な教育環境づくり 5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
			3 グローバル社会で活躍できる人材の育成	1 グローバル化に対応した英語教育の推進 2 多様な国際教育の推進 3 県民の国際理解の促進と多文化共生の推進
			4 豊かな心と健やかな体の育成	1 規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進 2 インクルーシブ教育システムの推進 3 学校における体育活動の充実と健康教育の推進
			5 地域社会の活性化と産業振興に資する高等教育機関の機能の強化	1 多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進 2 次代を担う学生の確保と人材育成への支援
			6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築	1 多様な学びの場づくり 2 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用
	6	教育・人づくり戦略	1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成	1 地域に根ざしたキャリア教育の推進 2 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
			2 確かな学力の育成	1 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進 2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 3 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進 4 魅力的で良質な教育環境づくり 5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
			3 グローバル社会で活躍できる人材の育成	1 グローバル化に対応した英語教育の推進 2 多様な国際教育の推進 3 県民の国際理解の促進と多文化共生の推進
			4 豊かな心と健やかな体の育成	1 規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進 2 インクルーシブ教育システムの推進 3 学校における体育活動の充実と健康教育の推進
			5 地域社会の活性化と産業振興に資する高等教育機関の機能の強化	1 多様な資源を活用した教育・研究・社会貢献活動の促進 2 次代を担う学生の確保と人材育成への支援
			6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築	1 多様な学びの場づくり 2 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用
			1 秋田の将来を支える高い志にあふれる人材の育成	1 地域に根ざしたキャリア教育の推進 2 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
			2 確かな学力の育成	1 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進 2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 3 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進 4 魅力的で良質な教育環境づくり 5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

政策分	戦略名		目指す姿名		施策の方向性			
基本政策	7	防災減災・交通基盤	1	強靱な県土の実現と防災力の強化	1	災害に対応できる道路、鉄道等の交通基盤の整備		
					2	大規模地震に備えた耐震化の推進		
					3	頻発化・激甚化する水災害に備えた流域治水対策の推進		
					4	県民の生命と財産を守る安全な地域づくり		
					5	インフラ施設の長寿命化の推進		
					6	地域における防災活動の促進		
	8	生活環境	2	交流を支える交通基盤の強化	1	高速道路等の整備		
					2	港湾施設の整備		
					1	犯罪・事故のない地域の実現	1	防犯意識の向上と防犯活動の促進
							2	犯罪被害者等への支援
							3	「人優先」を基本とした交通安全対策の推進
							4	総合的な雪対策の推進
			5	自立した消費者の育成と消費者被害の防止				
			2	快適で暮らしやすい生活の実現	1	食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援		
					2	生活衛生営業者への支援		
					3	人と動物が共生する地域づくり		
					4	空き家対策の推進		
					5	情報通信インフラ等の整備の促進		
					3	安らげる生活基盤の創出	1	安全・安心を支える生活道路の整備
							2	良好な生活排水処理基盤の整備
							3	安らぎと潤いのある空間づくり
	9	自然環境			1	良好な環境の保全	1	大気、水、土壌等の環境保全対策の推進
			2	八郎湖・十和田湖・田沢湖の水質保全対策の推進				
			2	豊かな自然の保全	1	生物の多様性の確保と自然公園等の適正な管理		
					2	野生鳥獣の適正な保護管理と被害対策の推進		

プランを推進する個別計画

重点戦略	秋田県生活排水処理構想（第4期構想）
	秋田港港湾計画
	能代港港湾計画
	船川港港湾計画
	秋田県道路整備計画
	秋田県住生活基本計画
基本政策	インフラ長寿命化計画（橋梁、河川・砂防、港湾施設 等）
	県管理河川減災計画取組方針（県内8地域別）
	河川整備計画（圏域別）
	秋田県耐震改修促進計画（第3期計画）
	秋田沿岸海岸保全基本計画
	秋田県国土利用計画（第五次計画）
	秋田県住生活基本計画 ※再掲
	インフラ長寿命化計画（橋梁、河川・砂防、港湾施設 等）※再掲
	秋田県生活排水処理構想（第4期構想）※再掲

(4) 建設部関係の主な施策・取組

戦略毎の取組

○ 戦略1 産業・雇用戦略

目指す姿3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化

施策の方向性④ 建設産業の振興

- (1) 女性技術者や若手技術者等の確保・育成に向けた高校生・大学生等と企業のマッチングへの支援
- (2) 建設産業で働く魅力の発信によるイメージアップの推進
- (3) 経営改善や合併等により経営基盤の強化を図る県内企業への支援
- (4) 効率性や安全性の向上等に向けたICTの活用等の促進

目指す姿4 産業振興を支える投資の拡大

施策の方向性② 港湾施設の整備

- (1) 洋上風力発電の拠点の形成に向けたふ頭用地等の整備
- (2) 環日本海交流の拠点となる港湾の機能強化

○ 戦略3 観光・交流戦略

目指す姿1 「何度でも訪れたくなるあきた」の創出

施策の方向性④ 旅行客の多様なニーズに応じた受入態勢の整備

- (1) 旅行者の安全・安心な旅を支える受入態勢づくりへの支援

施策の方向性⑤ 戦略的なインバウンド誘客の推進

- (2) クルーズ船の誘致の推進
- (3) 多言語表記などインバウンド回復に備えた受入態勢の整備への支援

目指す姿5 国内外との交流と住民の暮らしを支える交通ネットワークの構築

施策の方向性② 航空路線の維持・拡充

- (4) 空港利用促進協議会等との連携による秋田空港・大館能代空港の受入態勢の整備

施策の方向性⑤ 高速道路等の整備

- (1) 交流の拡大や経済の活性化、グリーン物流等を支える高速道路網の整備
- (2) 高速道路を補完して広域交流を支える幹線道路網の整備
- (3) 物流・交流拠点へのアクセス道路の整備
- (4) 誰にでも分かりやすい道路案内標識の整備

○ 戦略4 未来創造・地域社会戦略

目指す姿1 新たな人の流れの創出

施策の方向性① 首都圏等からの移住の促進

- (4) 移住世帯に対する快適な居住環境づくりへの支援

目指す姿2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現

施策の方向性④ 安心して子育てできる体制の充実

- (8) 子育て世帯に対する快適な居住環境づくりへの支援

目指す姿4 変革する時代に対応した地域社会の構築

施策の方向性④ 持続可能でコンパクトなまちづくり

- (1) 市町村による立地適正化計画の策定への支援
- (2) まちづくりを担う人材の育成
- (3) 都市内交通の円滑化に向けた街路等の整備や中心市街地の活性化に向けた市街地再開発への支援

目指す姿5 脱炭素の実現を目指す地域社会の形成

施策の方向性① 脱炭素化に向けた県民運動の推進

- (6) 住宅の断熱性能の向上への支援

施策の方向性② 持続可能な資源循環の仕組みづくり

- (4) 秋田臨海処理センターにおける下水汚泥の資源化や再生可能エネルギーの導入による地域循環共生圏の構築

目指す姿6 行政サービスの向上

施策の方向性② 県・市町村間の協働の推進

- (3) 生活排水処理施設の集約・再編や汚泥処理の広域化・共同化の推進

基本政策の取組

○ 基本政策 1 防災減災・交通基盤

目指す姿 1 強靱な県土の実現と防災力の強化

施策の方向性① 災害に対応できる道路、鉄道等の交通基盤の整備

- (1) 防災拠点等へのアクセスを担う緊急輸送道路の整備
- (2) 雪崩や吹雪、落石等への対策の推進
- (3) 緊急輸送道路や市街地等における無電柱化の推進
- (4) 港湾施設の的確な機能確保

施策の方向性② 大規模地震に備えた耐震化の推進

- (1) 橋梁の耐震化の推進
- (2) 下水道施設の耐震化の推進
- (3) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

施策の方向性③ 頻発化・激甚化する水災害に備えた流域治水対策の推進

- (1) 洪水被害が頻発している河川の整備等の推進
- (2) 住民の避難行動を促すための河川情報提供体制の強化
- (3) 国直轄河川の治水対策の促進
- (4) 国直轄ダムの整備の促進
- (5) 県管理ダムの適切な維持・運用
- (6) 下水道施設の耐水化の推進

施策の方向性④ 県民の生命と財産を守る安全な地域づくり

- (1) 総合的な土砂災害対策・火山噴火減災対策の推進
- (2) 海岸における津波対策・侵食対策の推進
- (3) 港湾における津波防災・減災対策の推進
- (4) 災害時の復旧活動を支える道の駅の防災機能の強化

施策の方向性⑤ インフラ施設の長寿命化の推進

- (1) 道路、河川、港湾、公園等の施設の計画的な修繕・更新等の実施
- (2) 下水道施設のストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕・更新の実施

目指す姿 2 交流を支える交通基盤の強化

施策の方向性① 高速道路等の整備

- (1) 交流の拡大や経済の活性化、グリーン物流等を支える高速道路網の整備
- (2) 高速道路を補完して広域交流を支える幹線道路網の整備
- (3) 物流・交流拠点へのアクセス道路の整備
- (4) 誰にでも分かりやすい道路案内標識の整備

施策の方向性② 港湾施設の整備

- (1) 洋上風力発電の拠点の形成に向けたふ頭用地等の整備
- (2) 環日本海交流の拠点となる港湾の機能強化

○ 基本政策 2 生活環境

目指す姿 3 安らげる生活基盤の創出

施策の方向性① 安全・安心を支える生活道路の整備

- (1) 地域生活に直結する道路の整備
- (2) 歩道、防護柵等の交通安全施設の整備
- (3) 道路除排雪の実施と消融雪施設の整備・管理
- (4) 都市内交通の円滑化に向けた街路等の整備

施策の方向性② 良好な生活排水処理基盤の整備

- (1) 流域下水道・公共下水道、農業集落排水施設等の整備
- (2) 生活排水処理施設の集約・再編や汚泥処理の広域化・共同化の推進

施策の方向性③ 安らぎと潤いのある空間づくり

- (1) 都市公園の整備
- (2) 特色あるまち並みの創出に向けた取組への支援

2 令和7年度建設部主要施策

「新秋田元気創造プラン」の推進

重点戦略

戦略1 産業・雇用戦略

目指す姿3 歴史と風土に培われた地域産業の活性化

施策の方向性④ 建設産業の振興

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 建設産業の人材確保に加え、業界全体のイメージアップの推進	16,592	建設政策課

目指す姿4 産業振興を支える投資の拡大

施策の方向性② 港湾施設の整備

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 洋上風力発電の拠点の形成に向けたふ頭用地等の整備	994,845	港湾空港課
2 環日本海交流の拠点となる港湾の機能強化	65,666	港湾空港課

戦略3 観光・交流戦略

目指す姿1 「何度でも訪れたいくなるあきた」の創出

施策の方向性⑤ 戦略的なインバウンド誘客の推進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 クルーズ船の誘致の推進	80,333	港湾空港課

目指す姿5 国内外との交流と住民の暮らしを支える交通ネットワークの構築

施策の方向性⑤ 高速道路等の整備

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 高速道路の整備促進	2,596,267	道路課
2 広域交流を支える幹線道路網や物流拠点へのアクセス道路の整備	3,998,573	道路課

戦略4 未来創造・地域社会戦略

目指す姿1 新たな人の流れの創出

施策の方向性① 首都圏等からの移住の促進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 移住・定住世帯に対する住宅リフォームへの支援	38,872	建築住宅課

目指す姿2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現

施策の方向性④ 安心して子育てできる体制の充実

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 子育て世帯に対する住宅リフォームへの支援	217,113	建築住宅課

目指す姿5 脱炭素の実現を目指す地域社会の形成

施策の方向性① 脱炭素化に向けた県民運動の推進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 住宅の断熱・省エネ性能向上への支援	26,400	建築住宅課

施策の方向性② 持続可能な資源循環の仕組みづくり

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 秋田臨海処理センターにおける再生可能エネルギー導入に向けた取組の推進	400,000	下水道マネジメント推進課

目指す姿6 行政サービスの向上

施策の方向性② 県・市町村間の協働の推進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 生活排水処理施設の集約・再編や汚泥処理の広域化・共同化の推進	158,144	下水道マネジメント推進課

基本政策

基本政策 1 防災減災・交通基盤

目指す姿 1 強靱な県土の実現と防災力の強化

施策の方向性① 災害に対応できる道路、鉄道等の交通基盤の整備

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 防災拠点等へのアクセスを担う緊急輸送道路の整備	7,124,617	道路課
2 緊急輸送道路や市街地等における無電柱化の推進	240,257	道路課
3 雪崩や吹雪、落石等への対策の推進	1,541,800	道路課
4 港湾施設の的確な機能確保	765,000	港湾空港課

施策の方向性② 大規模地震に備えた耐震化の推進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 橋梁や下水道、住宅・建築物における耐震化の推進	383,130	下水道マネジメント推進課 道路課 建築住宅課 営繕課

施策の方向性③ 頻発化・激甚化する水災害に備えた流域治水対策の推進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 浸水被害軽減のための河川改修や洪水浸水想定区域図作成の推進	19,528,600	河川砂防課
2 国直轄河川の治水対策やダムの整備促進	7,347,875	河川砂防課
3 県管理ダムの適切な維持・運用	425,400	河川砂防課
4 住宅の浸水被害の軽減への支援	800	建築住宅課

施策の方向性④ 県民の生命と財産を守る安全な地域づくり

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 要配慮者利用施設等を保全する土砂災害対策や港湾・海岸における津波対策等の推進	2,449,379	都市計画課 河川砂防課 建築住宅課 港湾空港課
2 危険な盛土等の規制に向けた取組の推進	—	都市計画課

施策の方向性⑤ インフラ施設の長寿命化の推進

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 道路、河川、港湾、公園施設等の計画的な修繕・更新等の実施	6,139,557	都市計画課 下水道マネジメント推進課 道路課 港湾空港課 建築住宅課 営繕課

基本政策 2 生活環境

目指す姿 3 安らげる生活基盤の創出

施策の方向性① 安全・安心を支える生活道路の整備

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 地域生活に直結する道路の整備	1,996,525	道路課
2 歩道、防護柵等の交通安全施設の整備	980,200	道路課
3 道路除排雪の実施と消融雪施設の整備・管理	7,197,200	道路課
4 都市内交通の円滑化に向けた街路等の整備	384,700	都市計画課

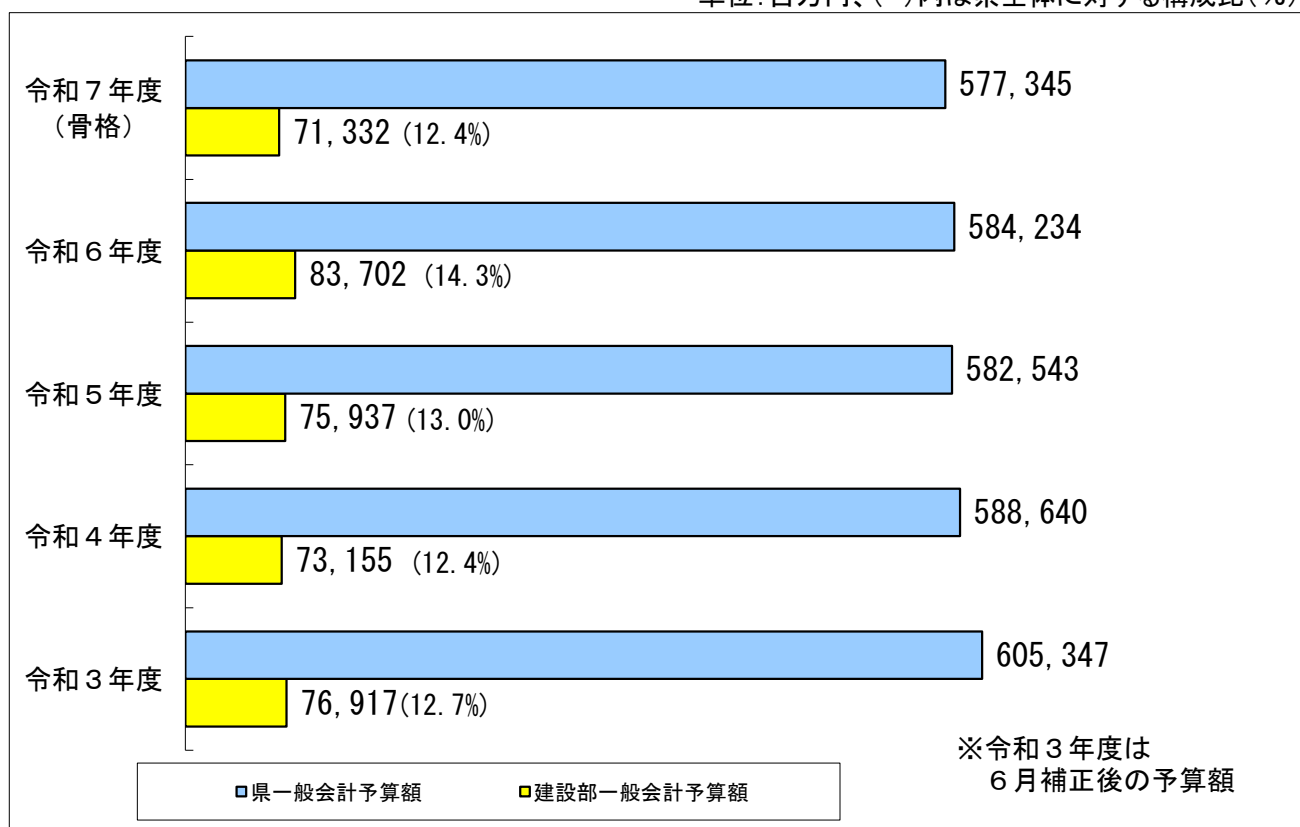
施策の方向性② 良好な生活排水処理基盤の整備

重点施策	当初予算額(千円)	所管課
1 流域下水道・公共下水道、農業集落排水施設等の整備	92,015	下水道マネジメント推進課

3 令和7年度当初予算の概要

◆県予算及び建設部予算の推移

単位：百万円、()内は県全体に対する構成比(%)



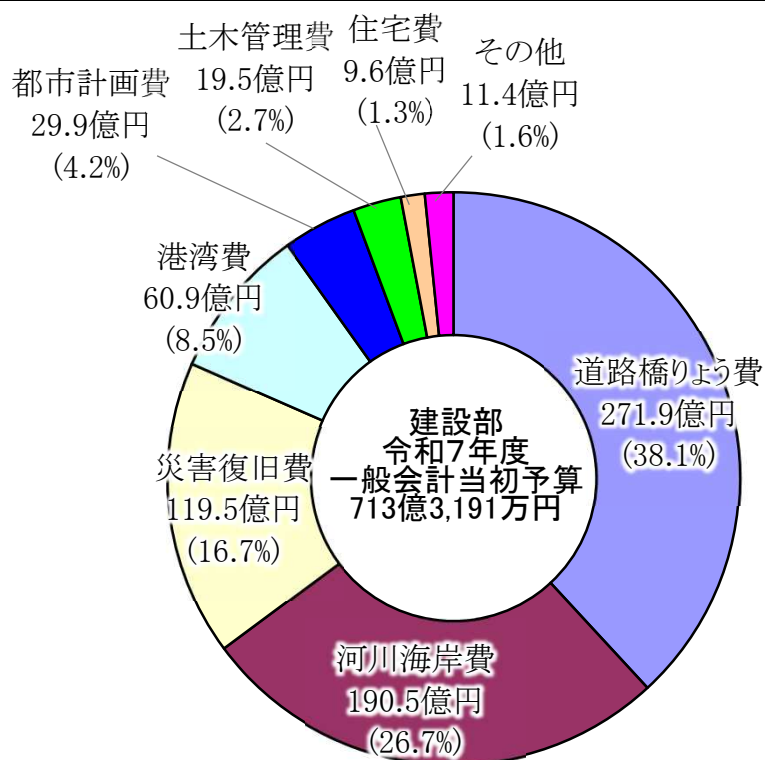
◆令和7年度当初予算概況

(単位：千円、%)

区 分		R 6 当初 ①	R 7 当初 (骨格) ②	増減額 ②－①	増減比 ②／①
一般会計 A		83,702,435	71,331,912	▲ 12,370,523	85.2
	公共事業(補助)	28,817,295	23,118,697	▲ 5,698,598	80.2
	公共事業(単独)	18,579,695	13,358,491	▲ 5,221,204	71.9
	公共災害復旧事業	13,530,527	10,278,567	▲ 3,251,960	76.0
	国直轄事業負担金	11,498,321	12,364,960	866,639	107.5
	その他投資的経費	1,806,411	2,590,569	784,158	143.4
	一般行政経費	9,470,186	9,620,628	150,442	101.6
特別会計		3,120,328	2,150,052	▲ 970,276	68.9
	能代港工地区域基地建設用地整備事業	61,500	65,666	4,166	106.8
	港湾整備事業	3,058,828	2,084,386	▲ 974,442	68.1
企業会計		12,801,691	15,398,290	2,596,599	120.3
	下水道事業	12,801,691	15,398,290	2,596,599	120.3
合 計		99,624,454	88,880,254	▲ 10,744,200	89.2
県全体(一般会計) B		584,234,000	577,345,000	▲ 6,889,000	98.8
構成比(A/B)		14.3%	12.4%	—	—

◆ 令和7年度 建設部一般会計当初予算の内訳

款	項	当初予算額(千円) (骨格)	合計に対する割合
2 総務費		742, 711	1. 0%
	1 総務管理費	717, 832	1. 0%
	2 企画費	24, 879	0. 0%
4 衛生費		92, 263	0. 1%
	2 環境衛生費	92, 263	0. 1%
6 農林水産業費		309, 500	0. 4%
	3 農地費	309, 500	0. 4%
8 土木費		58, 240, 296	81. 6%
	1 土木管理費	1, 949, 285	2. 7%
	2 道路橋りょう費	27, 193, 585	38. 1%
	3 河川海岸費	19, 052, 571	26. 7%
	4 港湾費	6, 094, 430	8. 5%
	5 都市計画費	2, 989, 321	4. 2%
	6 住宅費	961, 104	1. 3%
11 災害復旧費		11, 947, 142	16. 7%
	2 土木施設災害復旧費	11, 947, 142	16. 7%
合 計		71, 331, 912	100. 0%



※端数処理のため合計が合わない場合がある。

◆ 令和7年度 建設部一般会計公共事業の概況

概 況

- 防災・減災、国土強靱化の取組をより一層強化・加速化させるとともに、計画的なインフラの維持管理や老朽化対策を優先しつつ、ストック効果を重視した戦略的な社会基盤整備を進め、県民の生活環境の向上と安全・安心の確保に努めます。

- ① 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和6年度補正予算)」の活用により、インフラ施設の強靱化、老朽化対策に重点的に取り組む
- ② 新秋田元気創造プランに掲げる「産業・雇用戦略」や「観光・交流戦略」などの重点戦略の取組を着実に進めるとともに、県土の保全や住民の安全・安心を支える基本政策の取組をより一層推進
- ③ 頻発化・激甚化する災害対応やインフラ施設の維持管理など、地域を支える建設産業が中長期的な建設投資が見通せるよう、公共事業費を安定的に確保

事業種別毎の内容

(補助・交付金事業)

- 県土の骨格となる道路ネットワークや防災・減災対策の推進のために必要な予算を確保しています。

(県単独事業)

- 県民生活に直結する日常的な道路の維持管理費や県民の生命・財産を守る緊急性の高い河川改良等について必要な予算を確保しています。

◎補助・交付金事業費及び県単独事業費を合わせて、対前年比77.0%となっています。

(国直轄事業負担金)

- 国が県内で実施する事業に関して、一定の率に基づき支払う負担金。
○国直轄事業であるダム建設事業費の増額等により、対前年比107.5%となっています。

(災害復旧事業)

- 自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に原形復旧するための事業。
○災害履歴を踏まえた見込み額を計上しているが、過去の災害の後年度事業(過年災)等の減少のため、対前年比76.0%となっています。

(単位:百万円)

	R6	R7(骨格)	増減	比率
補助・交付金事業	28,817	23,119	△ 5,699	80.2%
県単独事業	18,580	13,358	△ 5,221	71.9%
(小 計)	47,397	36,477	△ 10,920	77.0%
国直轄事業負担金	11,498	12,365	867	107.5%
災害復旧事業	13,531	10,279	△ 3,252	76.0%
合 計	72,426	59,121	△ 13,305	81.6%

※端数処理のため合計が合わない場合がある。

◆ 令和7年度 建設部各課別公共事業費

【課所別】

(単位:千円)

課 名 事業別	R6当初 ①	R7当初(骨格) ②	前年度比較		摘 要
			事業費増減 ②-①	比率 ②/①	
都市計画課	1,488,700	981,710	▲ 506,990	0.66	
公共事業	1,488,700	981,710	▲ 506,990	0.66	
うち補助事業	1,053,200	807,900	▲ 245,300	0.77	
うち単独事業	435,500	173,810	▲ 261,690	0.40	
下水道課	315,000	309,500	▲ 5,500	0.98	
公共事業	315,000	309,500	▲ 5,500	0.98	
うち補助事業	315,000	309,500	▲ 5,500	0.98	
道路課	31,360,104	25,663,339	▲ 5,696,765	0.82	
公共事業	27,339,535	21,711,799	▲ 5,627,736	0.79	
うち補助事業	17,070,900	13,940,757	▲ 3,130,143	0.82	
うち単独事業	10,268,635	7,771,042	▲ 2,497,593	0.76	
国直轄事業負担金	4,020,569	3,951,540	▲ 69,029	0.98	
河川砂防課	34,677,864	28,570,087	▲ 6,107,777	0.82	
公共事業	15,037,590	10,822,945	▲ 4,214,645	0.72	
うち補助事業	8,245,100	6,012,806	▲ 2,232,294	0.73	
うち単独事業	6,792,490	4,810,139	▲ 1,982,351	0.71	
公共関連災害復旧事業	13,480,527	10,228,567	▲ 3,251,960	0.76	
国直轄事業負担金	6,159,747	7,518,575	1,358,828	1.22	
港湾空港課	4,327,075	3,349,345	▲ 977,730	0.77	
公共事業	2,959,070	2,404,500	▲ 554,570		
うち補助事業	1,876,000	1,801,000	▲ 75,000	0.96	
うち単独事業	1,083,070	603,500	▲ 479,570	0.56	
公共関連災害復旧事業	50,000	50,000	0	1.00	
国直轄事業負担金	1,318,005	894,845	▲ 423,160	0.68	
建築住宅課	257,095	246,734	▲ 10,361	0.96	
公共事業	257,095	246,734	▲ 10,361	0.96	
うち補助事業	257,095	246,734	▲ 10,361	0.96	
合 計	72,425,838	59,120,715	▲ 13,305,123	0.82	

【事業別】

公共事業	47,396,990	36,477,188	▲ 10,919,802	0.77	
うち補助事業	28,817,295	23,118,697	▲ 5,698,598	0.80	
うち単独事業	18,579,695	13,358,491	▲ 5,221,204	0.72	
公共関連災害復旧事業	13,530,527	10,278,567	▲ 3,251,960	0.76	
国直轄事業負担金	11,498,321	12,364,960	866,639	1.08	
合 計	72,425,838	59,120,715	▲ 13,305,123	0.82	

第 3 章 建 設 業

第 1 節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、本県の総生産の8.3%、就業者数の9.4%を占めるなど、地域経済・雇用を支える基幹産業の一つです。

また、社会資本整備の担い手としてだけでなく、災害や除雪への対応等を通じて、県民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域に貢献する建設業としての重要性が近年さらに高まっています。

しかしながら、長く続いてきた建設投資の大幅な減少を背景に、就業者の高齢化や若年入職者の減少が進んだことから、将来の建設工事の担い手不足等が懸念されており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

◆全産業に占める建設業の位置

(単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	36,293	3,006 (8.3)
雇用者数(県内・就業地ベース)	418,540	38,284 (9.1)
就業者数(県内・就業地ベース)	483,259	45,279 (9.4)

注)「令和3年度秋田県県民経済計算年報」(令和6年3月発行)による。

◆建設業の許可業者数

区分 \ 年	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
知事	3,957	3,832	3,805	3,775	3,766	3,724	3,687	3,662	3,645	3,607
大臣	59	57	57	54	52	49	48	45	45	44
計	4,016	3,889	3,862	3,829	3,818	3,773	3,735	3,707	3,690	3,651

注) 各年3月31日現在の業者数である。

◆資本金階層別許可業者数(令和7年3月31日現在)

個人	法人						合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上	小計	
658 (18.0%)	215	911	700	1,098	69	2,993 (82.0%)	3,651
1,784 (48.9%)			1,867 (51.1%)				(100.0%)

2 建設産業における若手人材の確保・育成等

(1) 秋田県建設産業活性化センター(R4～)の取組状況

「人材の確保」「イメージアップ」「経営基盤の強化」を柱に、新4Kの実現に向けた取組等を実施
※新4K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる、カッコいい)

【主な成果】

人材確保に向けた官民一体となった取組が定着し、新規高卒者の入職者数は150人前後で推移
〔人材確保〕企業出前説明会を中心に、高校生等と県内企業とのマッチング機会が拡大
〔イメージアップ〕県内のインフラ資産や先輩社員の紹介、建設企業がドブックWEB版の運用等、建設業の魅力をPR
〔経営基盤の強化〕秋田県建設業協会と共催で、経営改善に向けたセミナーを開催

【課題】

- 有効求人倍率は依然として高く、人手不足、高齢化が顕著(有効求人倍率8倍前後)
- 賃金水準は、全国との格差は大きく、県内産業と比較しても優位性に乏しい

こうしたことを踏まえ、これまでの人材確保に向けた取組に加え、建設産業のイメージアップや各企業の経営基盤強化を総合的に支援していくため体制を拡充

(2) 秋田県建設産業活性化センター(R4～)による建設産業振興に向けた取組方針

◆センターの目指す姿

『県内建設産業の持続的な発展』

将来にわたり地域社会を支える建設産業の持続的・安定的な発展

◆重点取組方針

I〔人材確保〕 高校生・大学生等と企業のマッチング支援

II〔イメージアップ〕 建設産業で働く魅力の発信によるイメージアップの推進

III〔経営基盤の強化〕 県内建設企業における経営基盤強化への支援



【高校での出前説明会】



【インフラカード】



【建設企業ガイドブックWEB版】



【けんせつ未来フェスタ】

【目標となる先輩社員紹介】

総合的な支援

「新4K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる、カッコいい)」の実現を目指す！

3 秋田県発注工事におけるモデル工事等

建設業は、社会資本整備はもとより、災害や除雪等への対応を通じて、県民の安心・安全の確保に重要な役割を果たしています。しかしながら、建設労働者の高齢化と新規入職者の減少による次世代の担い手不足が深刻化しており、建設業における担い手確保・育成のための取り組みの一環として、平成29年度よりモデル工事を実施しています。

①女性技術者活躍モデル工事

建設業への女性の入職促進や就労継続に向けた環境整備を推進していくため、女性技術者の配置を入札参加資格要件とするモデル工事を実施します。

・令和6年度実績 50件(発注者指定型17件、受注者希望型33件)

※例えば、女性専用の快適トイレ(洋式便座・防臭対策機能・照明設備・鏡付き洗面台等を備えたもの)の設置を条件とし、その費用は当初設計に計上しています。



②週休2日制工事

建設現場における若手入職と定着の促進を図り、建設産業の担い手を確保・育成するために、週休2日制の普及に向けた工事を実施します。令和4年4月以降に公告する工事から、一部の工事を除き、原則適用として発注しています。

・令和6年度実績 1,035件(発注者指定型)

③ICT活用モデル工事及び簡易型ICT活用モデル工事

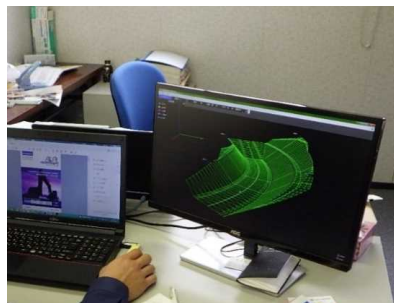
ICT技術の全面的な活用により、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取り組みとして、ICT活用モデル工事等を実施します。

- ・ICT活用モデル工事：令和6年度実績 41件(発注者指定型28件、受注者希望型13件)
- ・簡易型 “ ”：令和6年度実績 10件(発注者指定型 7件、受注者希望型 3件)

※ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術(情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称)



UAVによる起工測量状況



3次元設計データ作成状況



ICT建設機械による施工状況

4 「建設工事従事者の安全および健康の確保に関する秋田県計画」の取組の推進

建設業における労働災害の発生状況や建設工事従事者の高齢化の進行を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図り、中長期的な担い手の確保が急務となっています。

こうした課題に対応するため、本県建設業の現状と課題を分析し、建設工事に関わる関係者が共通認識のもと、建設業の現状や地域の実情を踏まえた県計画を策定し、施策や取組を推進しています。

5 建設DXの推進

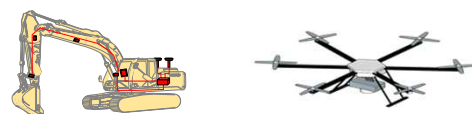
人口減少や高齢化が進む中、県内建設企業においては働き方改革とともに、現場の生産性や安全性について一層の向上が求められていることから、ICT施工の更なる普及等による建設DXの推進に取り組みます。

①建設DX加速化事業(R4～R6)

(1)建設ICT機器を導入する企業に対する補助

建設企業が所有する従来建機のICT化や建設コンサルタント等の3次元測量・設計の取組に要する経費を助成します。

- ・補助先：県内の建設業者、県内の建設コンサルタント等
- ・補助対象：ICT建機後付け機器、測量ドローン、3次元設計ソフトウェア等の導入費用
- ・補助率等：1/2 上限1,000千円
(R6年度補助金交付実績 43件)



②インフラDX推進事業(R7～)

(1)3次元設計ソフトウェア等を導入する企業に対する補助

- ・補助先：県内の建設業者
- ・補助対象：3次元設計ソフトウェア及び現場事務作業のバックオフィス化に向けた環境整備費用
- ・補助率等：1/2 上限1,000千円

③県発注工事・業務におけるDX推進

(1)情報共有システム(ASP)の原則適用

受発注者双方の業務効率化と生産性向上を図るため、書類提出をデータベース上で行うもので、R5からは工事・業務で原則適用しています。

(2)遠隔臨場の拡大

現場確認をカメラ映像等により行うもので、R6からは4千万円以上の一般土木工事、2千万円以上の舗装工事及び5孔以上の地質調査業務で原則適用します。

(3)BIM/CIMの推進

調査、設計から施工、維持管理に3次元モデルを導入し、業務全体の効率化・高度化を図ります。

※BIM/CIMとは、3次元モデル(構造物等の形状を3次元で立体的に表現した情報)とこれに付与する部材情報(部材名称、形状、寸法及び強度など)を組み合わせたモデルを用いることにより、事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にする取組。

第2節 入札参加資格審査

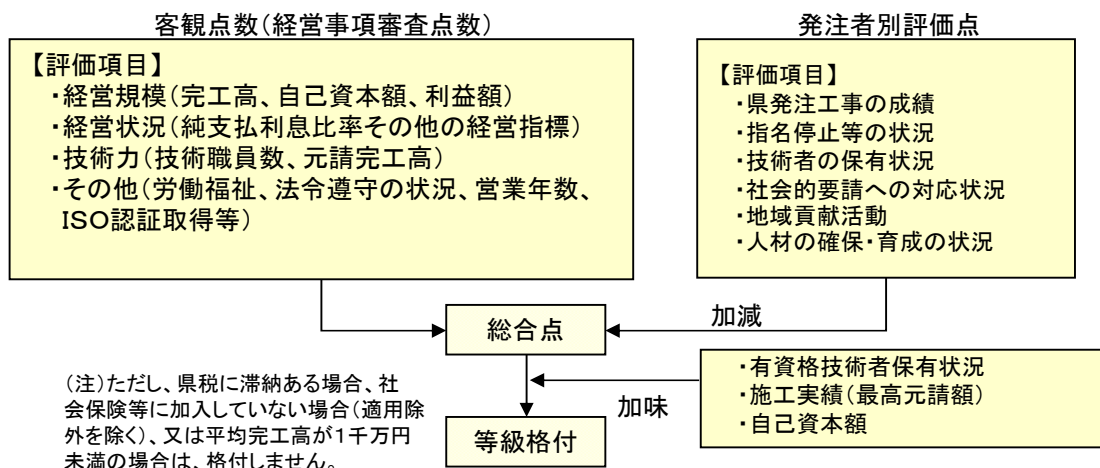
1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(発注者別評価点)を加減した点数(総合点)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間年に格付)となっています。

【等級格付の仕組み(県内業者の場合)】R7・R8年度適用



2 等級・工事別格付業者数(令和7年5月1日現在)

①県内業者

工種 等級	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他	計
A級	192	70	63	82	625	1,032
B級	190	57	99	71	143	560
C級	218	90	—	—	—	308
計	600	217	162	153	768	1,900

②県外業者

A級	125	78	139	83	529	954
合 計	725	295	301	236	1,297	2,854

3 年度別格付業者数

区分	工種	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県内	業者実数	1,177	1,147	1,148	1,124	1,135	1,109	1,120	1,085	1,087	1,049
	業者延数	1,973	1,930	1,950	1,992	2,039	2,001	2,039	1,953	1,981	1,900
県外	業者実数	535	501	509	490	500	486	497	474	494	464
	業者延数	1,082	1,019	1,027	1,005	1,020	1,018	1,031	982	1,020	954

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものをいいます。

第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「談合その他の不正行為の排除」、「ダンピング受注の防止」、「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

透明性の確保 (情報の公表)	①工事の発注見通しの公表(予定価格250万円超の工事について、年6回公表) ※発注公所で追加公表が必要と判断した場合は、随時公表可 ②入札参加資格、資格者名簿及び指名基準の公表(随時) ③業者選定経緯及び入札結果の公表(契約後に公表) ④予定価格の公表(入札前に公表) ⑤低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ) ⑥その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表(随時) ⑦第三者機関(秋田県入札制度適正化推進委員会)による審査、意見の具申等															
公正な競争の促進	①手続の透明性、競争性が高い一般競争入札の導入 <table><tr><th>入札方式</th><th>対象工事 (原則)</th><th>入札参加地域要件 (原則)</th><th>主な入札参加資格要件 (原則)</th></tr><tr><td>一般競争入札</td><td>27.2億円以上</td><td>制限なし</td><td>・特定A級 ・技術者専任配置</td></tr><tr><td rowspan="2">条件付き一般競争入札</td><td>1億円以上 ~ 27.2億円未満</td><td>全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)</td><td>・経審点数 ・同種工事施工実績等</td></tr><tr><td>1億円未満</td><td>地域振興局単位</td><td>・請負対応額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等</td></tr></table> * 緊急を要する工事等に限り、指名競争入札を活用 ②総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の適切な活用 ③適切な競争参加資格の設定 ④入札及び契約の過程に関する説明要求・回答の仕組みの構築	入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	一般競争入札	27.2億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置	条件付き一般競争入札	1億円以上 ~ 27.2億円未満	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)	・経審点数 ・同種工事施工実績等	1億円未満	地域振興局単位	・請負対応額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等
入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)													
一般競争入札	27.2億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置													
条件付き一般競争入札	1億円以上 ~ 27.2億円未満	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)	・経審点数 ・同種工事施工実績等													
	1億円未満	地域振興局単位	・請負対応額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等													
不正行為の排除	①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会等との連携) ②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)															
ダンピング受注の防止	①適正な予定価格の設定 ②見積内訳明細書の提出、確認 ③低入札価格調査制度(競争入札に付す全ての建設工事)の厳正な運用 ・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料徴取 ・履行保証割合の引き上げ ・前払金の支給割合の引き下げ ・受注者側技術者の増員配置 ・落札業者の施工体制の点検強化 ・低入札受注の繰り返しに対するペナルティ措置															
適正な施工の確保等	①工事成績評価の実施(500万円以上の工事)、受注者に対する評価結果の通知 ②施工体制の把握の徹底(施工体制台帳等の確認、施工体制点検等実施要領に基づく点検等) ③不良・不適格業者の排除(暴力団排除対策の徹底、社会保険等未加入者は下請負人になれない)															

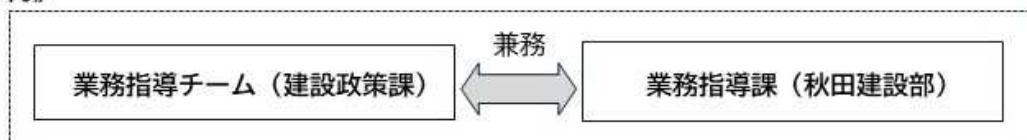
第4節 透明性・公正性の確保

昨年度発生した元建設部職員による不祥事を受けて、職員をけん制する形で、チェック機能の強化を図り、不祥事の再発防止に取り組むこととしている。

チェック体制の強化のため、建設政策課に新たに「業務指導チーム」を設置し、各地域振興局建設部の次長が行う再発防止策の取組状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。また、秋田地域振興局建設部に「業務指導課」を設置し、受注者からの書類の到達状況や工事打合せ状況など、事業の日常的な点検を行う。

建設部における再発防止策の実施状況確認体制の概要

《体制》



《業務の概要》

■ 業務指導チームの業務

① 実施状況のチェック

- ・再発防止策の実施状況について、各地域振興局建設部の実施責任者である次長にヒアリングを実施
- ・2～3か月に1回程度実施
- ・チェック体制に係る改善策の検討

■ 業務指導課の業務

① 実施状況の直接点検

- ・ASP、新システムの活用状況や書類の提出状況の確認
- ・進行中の業務を任意に抽出し、実施状況を確認
- ・2週間に1回程度、監督職員に対しヒアリングを実施

《各地域振興局建設部次長の業務》

地域振興局建設部次長がチェック	【工事】 ●打合せ状況の確認（ASPの活用状況、現地での複数人による確認状況） ●書類の提出状況の確認（下請負届等） ●監督員が単独で現場に行った際の復命書チェック
	【道路・河川等維持管理業務】 ●打合せ状況の確認（システムの活用状況、現地での複数人による確認状況） ●書類の提出状況（下請負届、業務計画書等） ●週間パトロール日誌、日報の確認 ●積算内容の確認（月報、変更設計書等による） ●監督職員間の情報共有に係る状況確認 ●JV代表企業への訪問

《秋田地域振興局建設部業務指導課の業務》

業務指導課職員が日常点検	【工事】 ●打合せ状況の確認（ASPの活用状況、現地での複数人による確認状況） ●書類の提出状況確認（下請負届等） ●現場同行（状況に応じて実施） ●監督員が単独で現場に行った際の復命書チェック
	【道路・河川等維持管理業務】 ●打合せ状況の確認（システムの活用状況、現地での複数人による確認状況） ◆次長と共同で実施 参考：次長が実施する業務 ○書類の提出状況（下請負届、業務計画書等） ○週間パトロール日誌、日報の確認 ○監督職員間の情報共有に係る状況確認 ○月報の確認（見積書が適正か）等

② 内部監査の実施（業務指導チーム、技術管理課、道路課、河川砂防課）

- ・対象業務：道路・河川等維持管理業務委託
- ・実施時期：11月頃
- ・実施内容：業務一式（執行状況の確認（変更設計書確認含）、月報記載内容の確認等）

第 4 章 技 術 管 理

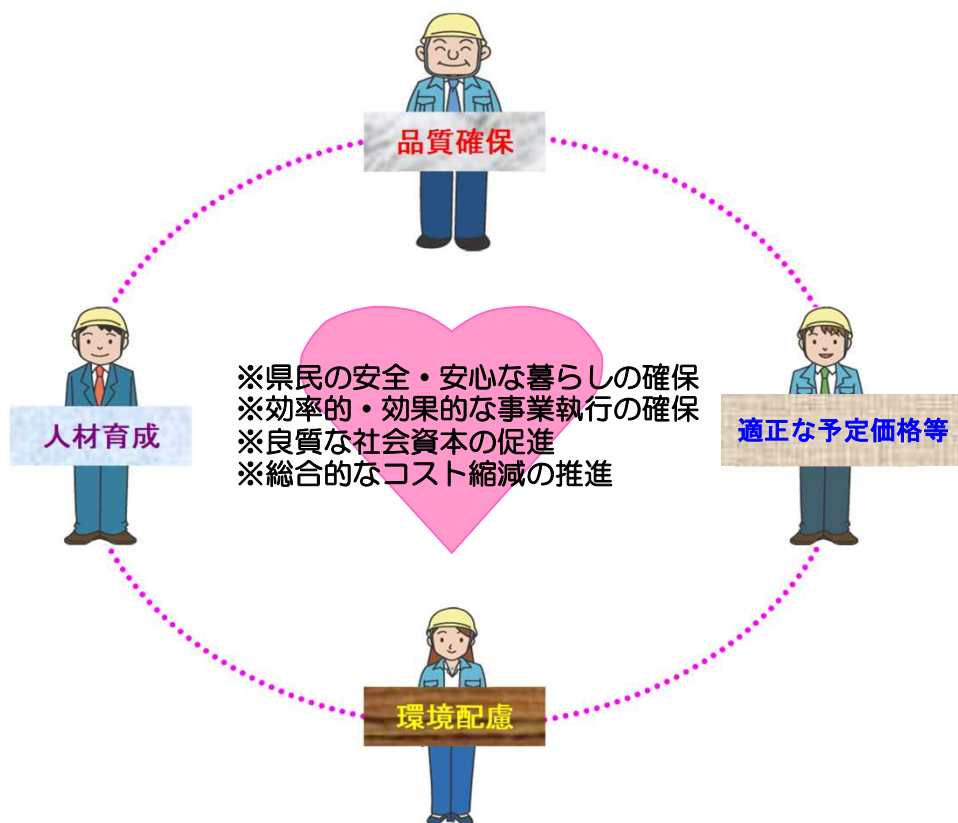
第 1 節 技術管理の概要

本格的な人口減少社会を迎える中で、良質な社会資本を適正な費用で整備し、永続的に維持管理することが益々重要となっています。特に、県民の安全・安心な暮らしを確保するために公共事業部門が取り組まなければならない課題は多岐にわたっています。

技術管理課は、このような諸課題に対応すべく、「品質確保」・「適正な予定価格等」・「環境配慮」・「発注事務の効率化」等に関する施策を総合的に推進し、秋田県がすすめる公共事業の円滑な執行を支えています。また、県民ニーズに適合した事業を効率的・効果的に実施するため、公共事業に係る「共通仕様書」・「公共事業執行管理システム」など、県庁内における技術管理業務を一元化して運用するとともに、その基盤となる「人材の育成」・「技術力の向上」などにも取り組んでいます。

第 2 節 建設マネジメント

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るとともに、県民ニーズに適合した将来にわたる良質な社会資本整備・維持管理を推進するため、次のような施策・事業に取り組んでいます。



1 公共事業の品質確保

整備する社会資本の品質確保を図るために次の取組を進めています。

1) 適切な入札契約方式の選択

入札参加者の技術力などを総合的に評価する「総合評価落札方式」や、高度な技術力を必要とし技術提案に基づいて仕様を決定する「プロポーザル方式」など、工事・業務の性格等に応じた入札契約方式の選択を推進。

2) コンクリートやアスファルトの品質確保

コンクリートの耐久性向上のために、県内の生コンプラントごとに骨材試験や凍結融解試験を実施し、コンクリートの品質を照査。

アスファルトについては、混合物の品質確保と手続きの合理化を目的として、「秋田県アスファルト混合物事前照査制度」を制定し、東北地方整備局長の指定機関が実施する「アスファルト混合物事前審査制度」による認定書を、「秋田県アスファルト混合物事前照査制度」による認定書と同様に取り扱う。

また、アスファルト混合所の製造設備や品質管理状況を確認するため、立会調査を実施している。

3) 発注関係事務に関する支援

「改正品確法」及び「運用指針」に基づき、発注関係事務を適切に実施できるよう、市町村を含めた発注者間の情報共有や連絡・調整を行うとともに、体制整備に関する支援を実施している。

【総合評価落札方式】

総合評価落札方式は、低価格でより品質の高い調達を目的とし、価格と価格以外の要素等を総合的に評価して落札者を決定する方式。工事においては、平成17年から試行し、数度の改訂を経て現在に至っている。また、委託業務においては、平成21年から導入している。

令和6年度の実績は、工事304件、委託業務309件となっている。（件数には農林水産部および他部局含む）

令和7年度の適用目標は、工事50%、委託業務50%としている。

【改正品確法】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」H17.4施行、R6.6改正

【運用指針】

「発注関係事務の運用に関する指針」

各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめたもの

2 適正な予定価格等

公共工事等の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、受注者が確保することができるよう、次の取組を実施しています。

1) 最新の積算基準等の適用

施工条件等を踏まえた上で最新の積算基準を適用するほか、可能な限り最新の労務単価、資材等の価格を適切に反映します。

2) ダンピング受注の防止

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用しています。平成29年度には最低制限価格制度の対象を拡大し、ダンピング受注の排除により、受注者における担い手の確保・育成の促進を図っています。

3) 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

設計図書と現場との施工条件の不一致や、予期できない状態が生じた場合などの対応について、工事・業務委託の設計変更ガイドラインに定めており、適切に設計図書の変更及び契約金額や工期の適切な変更に取り組んでいます。

4) 若手や女性などの技術者の登用を促す

総合評価落札方式においては、若手・女性技術者の配置や、それらをバックアップする技術者を評価する項目を設定するなど、技術・技能の承継が適切に行われるよう、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す取組をしています。

5) 新技術・新工法の活用

新技術・新工法に関する情報を収集し、発注者と受注者が最新の情報を共有することで、県が発注する公共事業への活用を促進し、工事等の効率化を図る。

3 人材育成

本県の施策や事業を円滑に推進するため、職員はさまざまな専門知識や技術を修得する必要があります。このため、建設部では計画的・継続的に職員研修を実施しています。

職員研修には、集合研修と派遣研修があり、集合研修は、職務経験や業務内容等に応じて、一般研修と専門研修に区分して実施しています。また、より広範な知見等を修得するため、派遣研修として、国土交通大学校など、他の機関が主催する研修に職員を派遣しています。

建設部では、これら各分野にわたる研修を通じ、職員の職務能力の向上に取り組んでいます。

さらに、建設現場の技術的課題に対して、専門的見地から支援を行う技術アドバイザー制度を採用することにより、業務の円滑化と職員の実践力・応用力の向上を図っています。



○建設部職員研修

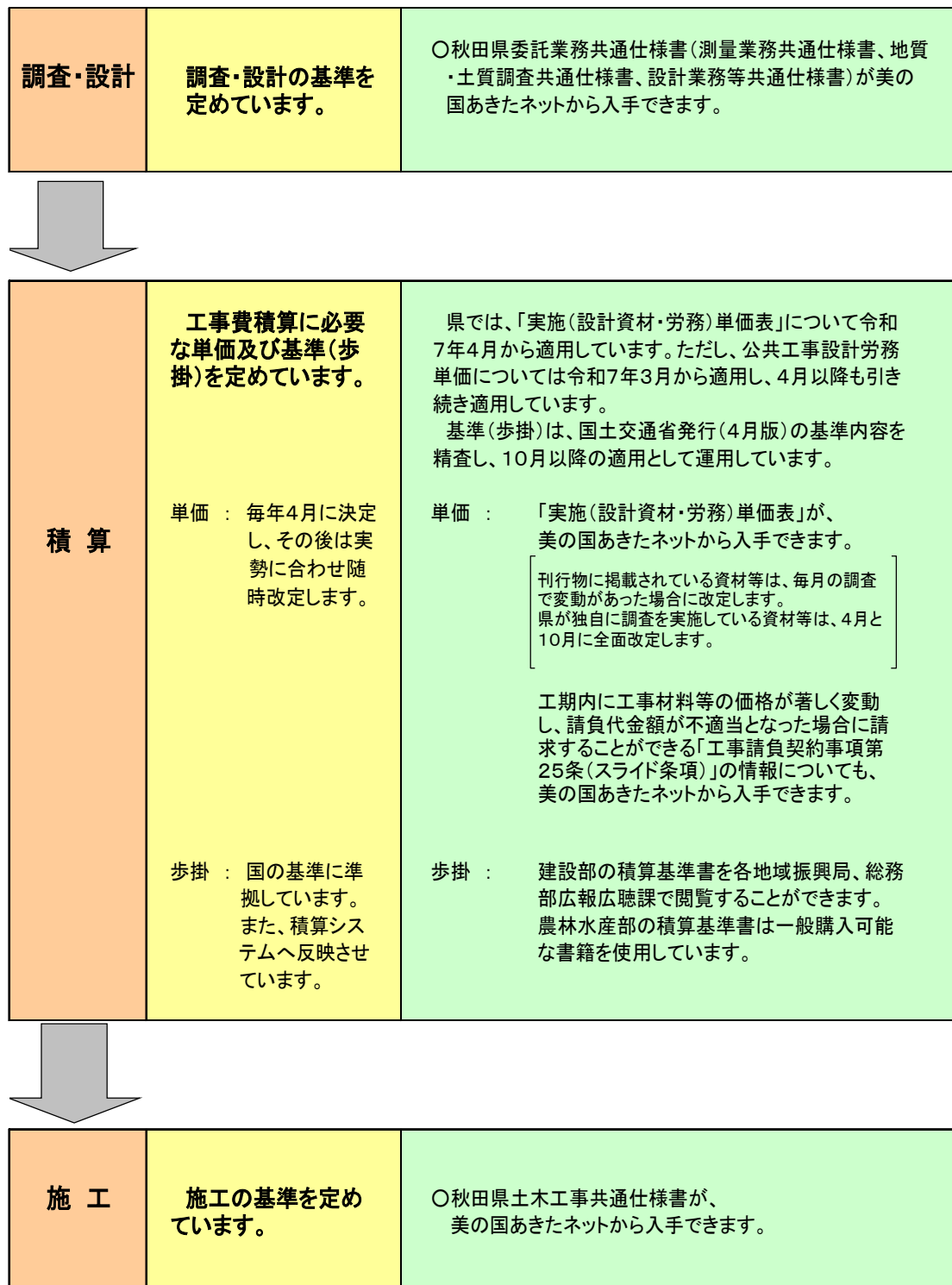
		対象職員及び研修内容	令和6年度 参加実績 (延べ人数)
集合研修	一般研修	全職員を対象とした視野の拡大、意識改革等幅広い分野に関する研修	78
	専門研修	一定の実務経験を有する職員を対象とした建設行政や構造物設計等に関する専門的な研修	1,156
	地域企画研修	各地域振興局毎に企画・実施する研修	630
派遣研修	国土交通大学校	専門知識の習得を目的に職員を関連機関に派遣して行う研修	145
	国土交通省東北地方整備局		
	その他 各種団体		
合 計			2,009

第 3 節 積算・技術基準

1 基準制定

社会資本を整備する公共工事には、目的物が確実に効用を発揮すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で実施すること、目的物の品質を確保することなどが求められています。

このため、秋田県が発注する工事について、設計・積算・施工に関する基準やマニュアル等を定めて、適正な社会資本整備に努めています。



第4節 建設業の技術力向上支援

建設業が、良質な社会資本整備の担い手として、かつ、県経済を支える基幹産業としての役割を担えるよう、工事・業務成績評定制度の運用や優良工事・優良業務表彰の実施、労働安全衛生関係研修会の開催など、建設業の技術力向上支援に取り組んでいます。

1 工事成績評定

建設業者の育成と、工事の質的向上を目的に、予定価格(税込)500万円以上の県発注工事について、工事成績評定を実施しています。令和5年度は1,666件の工事について評定を行い、平均点は82.3点でした。

2 優良工事表彰

建設技術の向上を目的に、県が発注した工事の中から特に優秀な工事を選定し、これを施工した県内企業と監理技術者等を表彰する優良工事表彰を、昭和55年から実施しています。

表彰の種類には、「優良工事表彰」と優良工事表彰が5回目、10回目、15回目の受賞者に与えられる「特別表彰」があります。

各発注公所から推薦のあった工事について、事務局が行った事前調査等に基づき、幹事会を開催して審議を行い推薦することとし、その後、選考委員会において受賞工事が決定される運びとなっています。

令和6年度は、優良工事表彰として農林水産部11件、建設部21件、その他2件の合計34件の工事を表彰し、特別表彰は3件(10回目1件、5回目2件)でした。

なお、平成20年度から、B級及びC級業者を各地域振興局長が表彰する「優良工事地域振興局表彰」を実施しており、令和6年度は16件(B級12件、C級4件)を表彰しました。

3 委託業務成績評定

建設コンサルタント等並びに技術者の指導育成を目的に、予定価格(税込)300万円以上の県発注委託業務について、委託業務成績評定を実施しています。令和5年度は1,070件の委託業務について評定を行い、平均点は84.7点でした。

4 優良業務表彰

調査及び設計を行う技術者の育成・確保を目的に、県が発注した業務委託の中から特に優秀な業務委託を選定し、これを完了した県内企業と管理技術者を表彰する優良業務表彰を、平成27年から実施しています。

成績評定点上位の業務委託について、事務局が作成した名簿に基づき、幹事会を開催して調査を行い報告することとし、その後、選考委員会において受賞業務委託が決定される運びとなっています。

令和6年度は、優良業務表彰として農林水産部4件、建設部8件の合計12件の業務委託を表彰しました。

5 労働災害の防止

県内の全労働災害による死傷者のうち、建設産業の占める割合は、全国平均と比較して高い傾向にあります。

全労働災害に対する建設産業労働災害の割合						
	令和5年			令和6年		
死傷者数	秋田県	13%	(全国 11%)	秋田県	12%	(全国 21%)
死亡者数	秋田県	36%	(全国 29%)	秋田県	67%	(全国 15%)

このため、建設工事における労働災害の防止を目的として、次の施策を実施しています。

- (1) 秋田労働局との連携による、県及び市町村の工事監督職員等に対する労働安全衛生研修会の実施
- (2) 秋田労働局及び民間関係団体との連携による、労働災害防止合同安全パトロールの実施

※令和6年度の労働災害防止合同安全パトロールは、R6.7月豪雨災害対応業務を優先するため、由利管内での実施を中止しました。

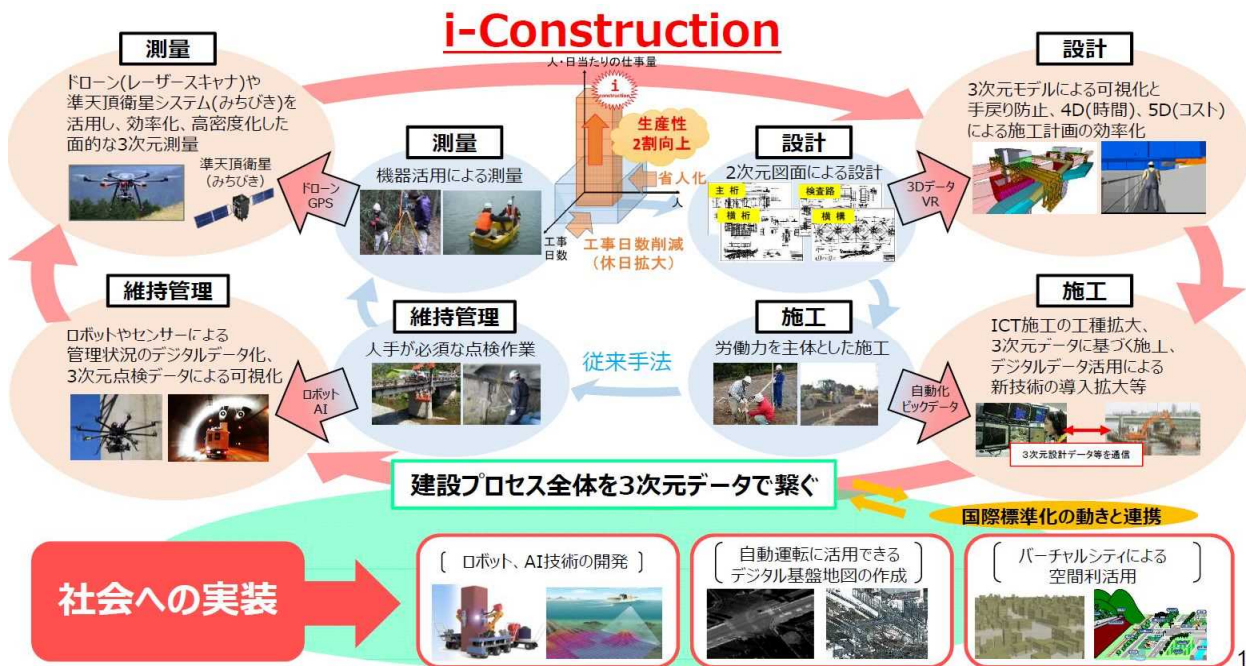
6 県内建設業に従事する技術者への技術力向上支援

県内建設業の技術力向上支援として、建設関連団体などと連携し、技術力の向上や若手技術者育成のため、県内建設企業向け技術者研修の実施や研修に対する支援を行っています。

第 5 節 i-Constructionの推進

1 『i-Construction』とは

測量、設計、施工、維持管理の全てのプロセスにおいてICTを導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取り組みです。



出典：国土交通省i-Construction推進コンソーシアム資料より

2 秋田県の実践

秋田県では、i-Constructionの普及を目的とし、平成29年から「秋田県ICT活用モデル工事」を実施しているほか、次の取り組みを実施しております。

令和6年度の実践

美の国あきたi-Construction推進協議会としての取り組み

ICT活用モデル工事 事例報告・講習会（県庁第2庁舎8階大会議室）

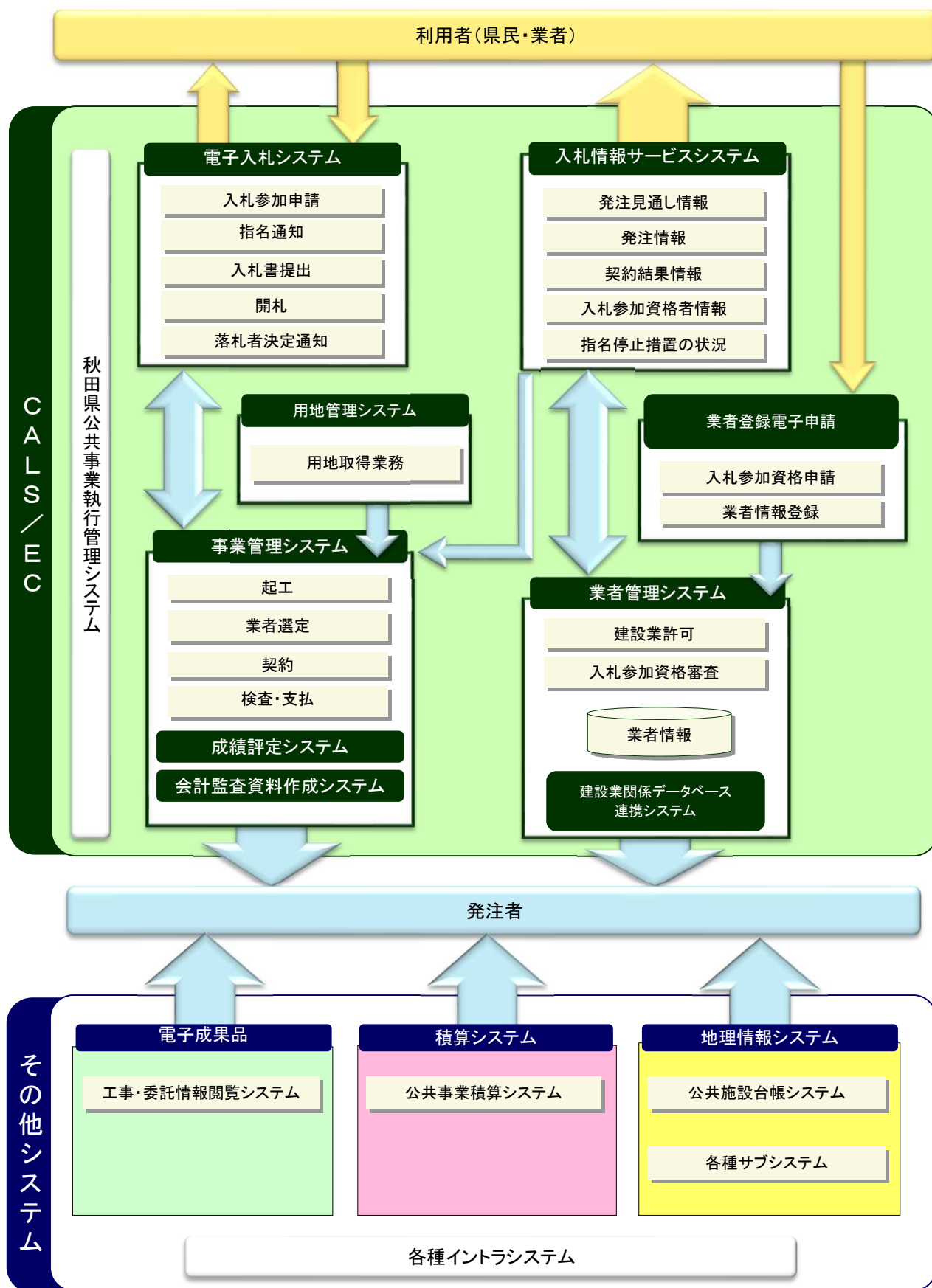
- ・ 秋田県ICT活用モデル工事 現場事例報告
(工事受注者、(一社)日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所)
- ・ ICT活用工事に関する基礎知識等の講習
(一社)日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所) ほか
- ・ R6年11月13日 県、建設業協会 計97名

i-Constructionの取り組みに関する表彰

みちのくインフラDX奨励賞・・・1工事（R6年度）

3 公共事業関連システム

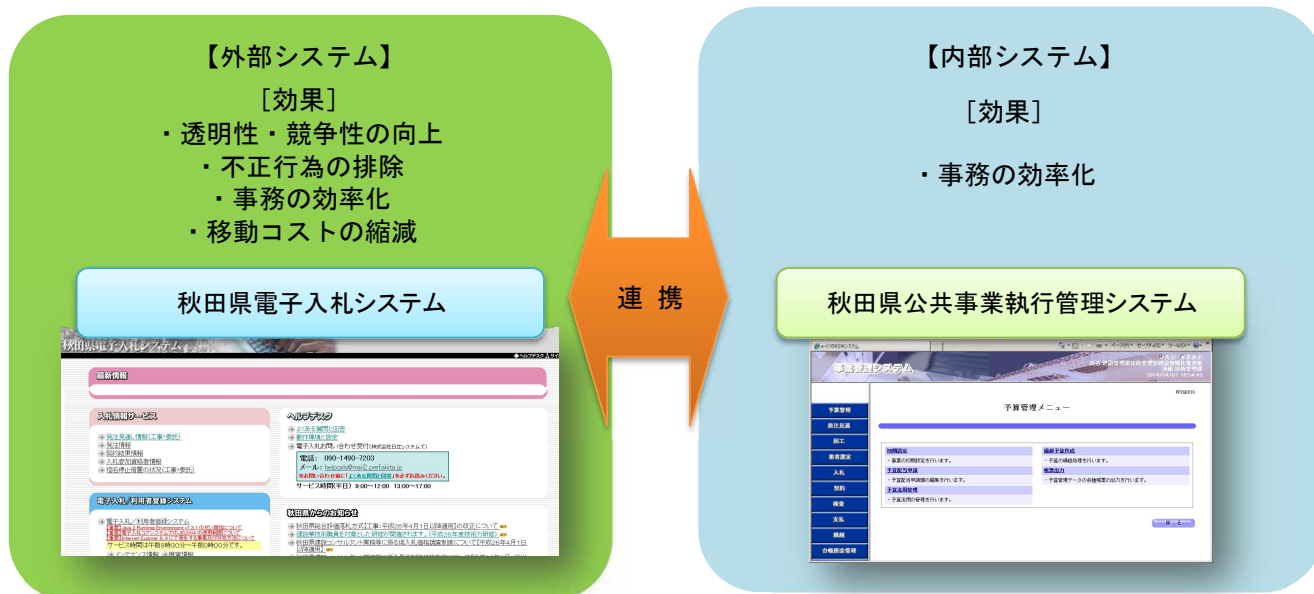
公共事業に関連した次のシステムは、すべて技術管理課で運用保守を行っており、各システムが互いに連携することで、一体的なシステムとして機能しています。



4 主なシステム内容

●電子入札

『秋田県公共事業執行管理システム』は、電子入札などインターネットを用いる外部システムと、事業管理などLANを用いる業務用の内部システムからなる、公共事業を執行するための総合システムです。平成15～16年度に開発を行い、平成17年度から運用を開始し、平成19年度から本格運用しています。また、令和6年度末で県内18市町が共同利用をしています。

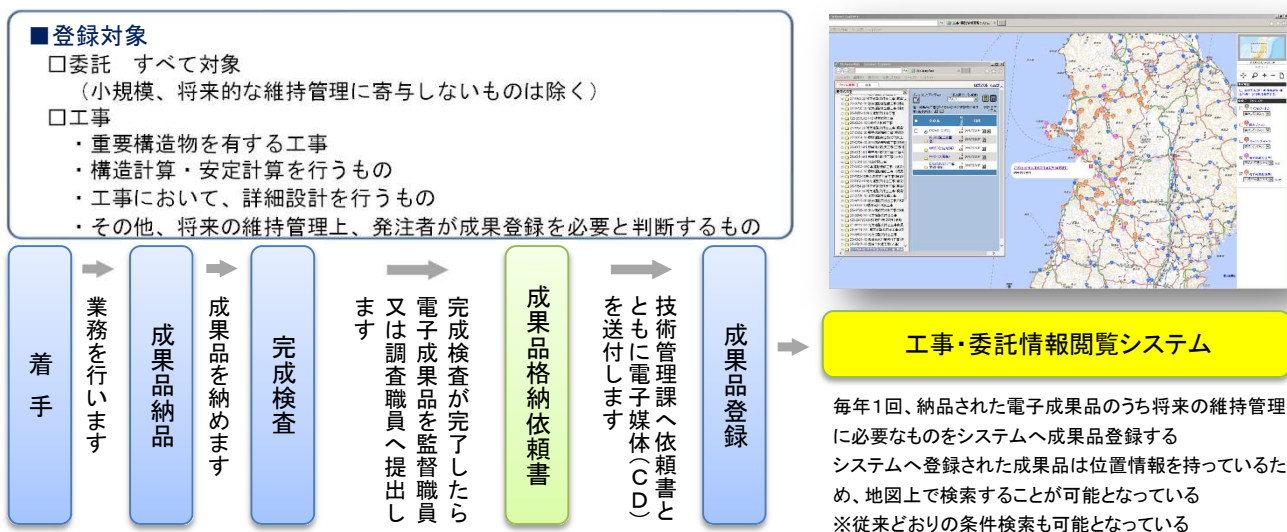


●電子納品

秋田県における電子納品については、平成15年度から段階的に実施しており、平成18年度から『秋田県公共事業共有統合データベースシステム』として「情報共有システム」と「電子納品保管管理システム」からなるシステムで運用を開始しております。

その後の運用状況を踏まえ、平成23年度にシステムの検証・見直しを行い、『共有統合データベースシステム』から『電子成果品データサーバ』へ、そして平成28年度には提出された電子成果品のうち、将来の維持管理に必要なものを『工事・委託情報閲覧システム』へ成果品登録することとしました。

これにより発注者が業務を効率的・効果的に誰でも容易に扱えるものとして運用しております。



第 5 章 都市計画

第 1 節 都市計画の目的・役割

都市計画は、都市内の土地を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、自然環境を適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保することを目的としています。

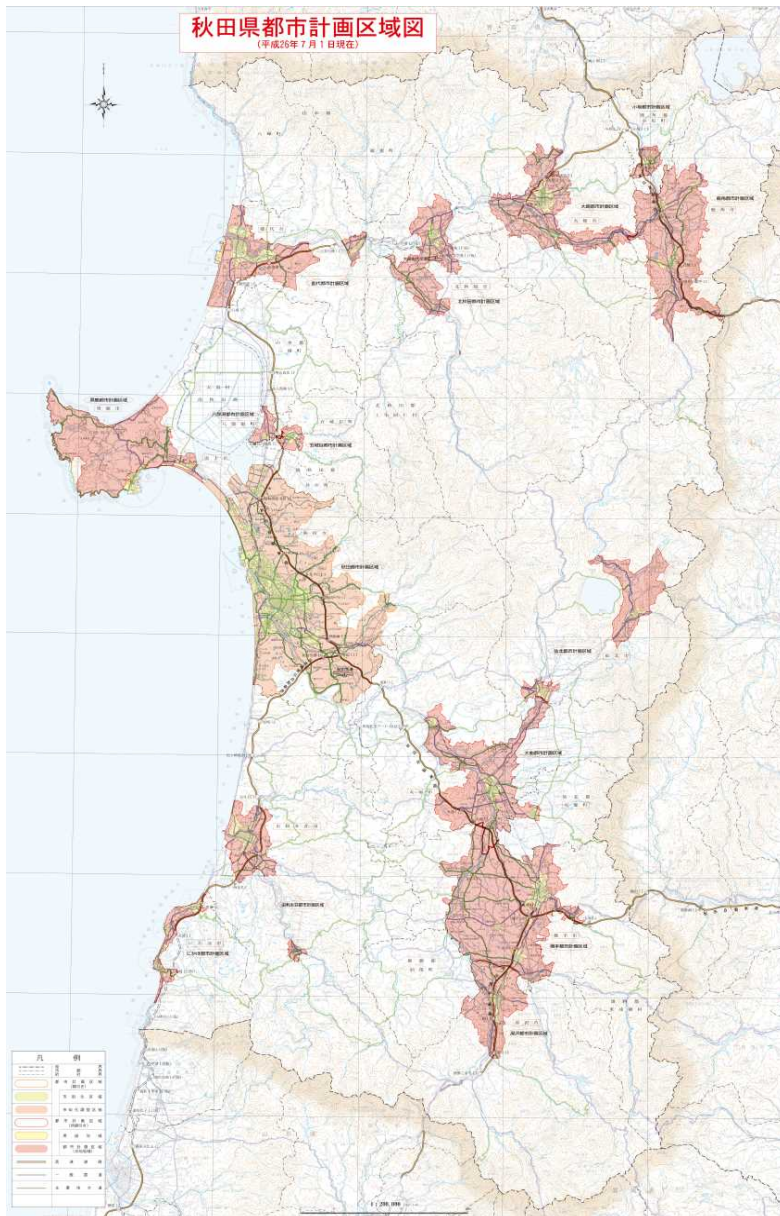
この目的は、農林漁業との健全な調和と、国土利用基本計画をはじめとする上位計画との適合の上に、達成されるものです。

第 2 節 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の境界に関係なく、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。

本県の都市計画区域は、令和7年4月現在、13市4町で15の区域で指定されています。都市計画区域内人口は約70万人で県総人口の約79%、都市計画区域面積は193,518haで県土の約17%となっています。

◆秋田県都市計画区域図(平成26年7月1日現在)



◆都市計画区域指定状況

令和7年4月1日現在

都市計画 区域名	都市名	当初指定 年月日	最終指定 年月日	行政区域		人口集中地区(DID)		都市計画区域		区域率(%)
				面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋 田	秋 田 市	S 5 5 2	H 26 7 1	90,607	291,412	5,485	245,611	41,437	287,093	45.7
	潟 上 市	S 26 9 7	H 26 7 1	9,772	31,093			7,218	21,307	73.9
				100,379	322,505	5,485	245,611	48,655	308,400	48.5
鹿 角	鹿 角 市	S 9 7 21	S 47 12 14	70,752	26,787			19,000	26,313	26.9
大 館	大 館 市	S 9 12 14	H 25 8 6	91,322	64,824	798	24,063	12,628	55,497	13.8
北 秋 田	北 秋 田 市	S 24 11 8	H 22 7 23	115,276	27,584			8,854	19,868	7.7
能 代	能 代 市	S 15 9 26	H 24 8 14	42,695	46,828	537	17,269	11,059	41,195	25.9
男 鹿	男 鹿 市	S 15 5 13	S 56 11 24	24,109	23,146			19,160	18,795	79.5
由利本荘	由利本荘市	S 9 12 14	H 24 12 7	120,959	69,800	422	16,115	6,894	39,246	5.7
にかほ	にかほ市	S 11 5 30	H 22 7 23	24,113	21,953			2,353	16,183	9.8
大 曲	大 仙 市	S 13 3 8	H 29 2 20	86,679	73,242	470	16,795	16,956	47,346	19.6
	美 郷 町	S 44 5 20	H 23 9 16	16,832	17,312			815	4,222	4.8
				103,511	90,554	470	16,795	17,771	51,568	17.2
仙 北	仙 北 市	S 25 9 12	H 24 11 20	109,356	22,621			7,933	11,544	7.3
横 手	横 手 市	S 12 7 21	H 22 7 23	69,280	77,664	391	11,205	28,018	73,432	40.4
湯 沢	湯 沢 市	S 24 7 2	S 50 9 25	79,091	39,171	300	9,641	7,780	23,929	9.8
小 坂	小 坂 町	S 35 12 24	S 60 12 3	20,170	4,368			1,186	2,938	5.9
五 城 目	五 城 目 町	S 27 12 24	S 45 12 26	21,492	7,739			1,159	4,821	5.4
八 郎 潟	八 郎 潟 町	S 25 11 10	S 60 12 3	1,700	5,136			1,068	5,136	62.8
計(A)	都市計画区域を有する市町村(13市4町)			994,205	850,680	8,403	340,699	193,518	698,865	19.5
県計(B)	全25市町村(13市9町3村)			1,163,752	884,877	8,403	340,699	193,518	698,865	16.6
県対比(A/B)		単位(%)		85.4	96.1	100.0	100.0			
全県都市計画区域/全県行政区域		単位(%)						16.6	79.0	

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は令和2年国勢調査の確定値をベースにした住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(DID)は令和2年国勢調査による。

注3 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和7年1月1日現在)による。

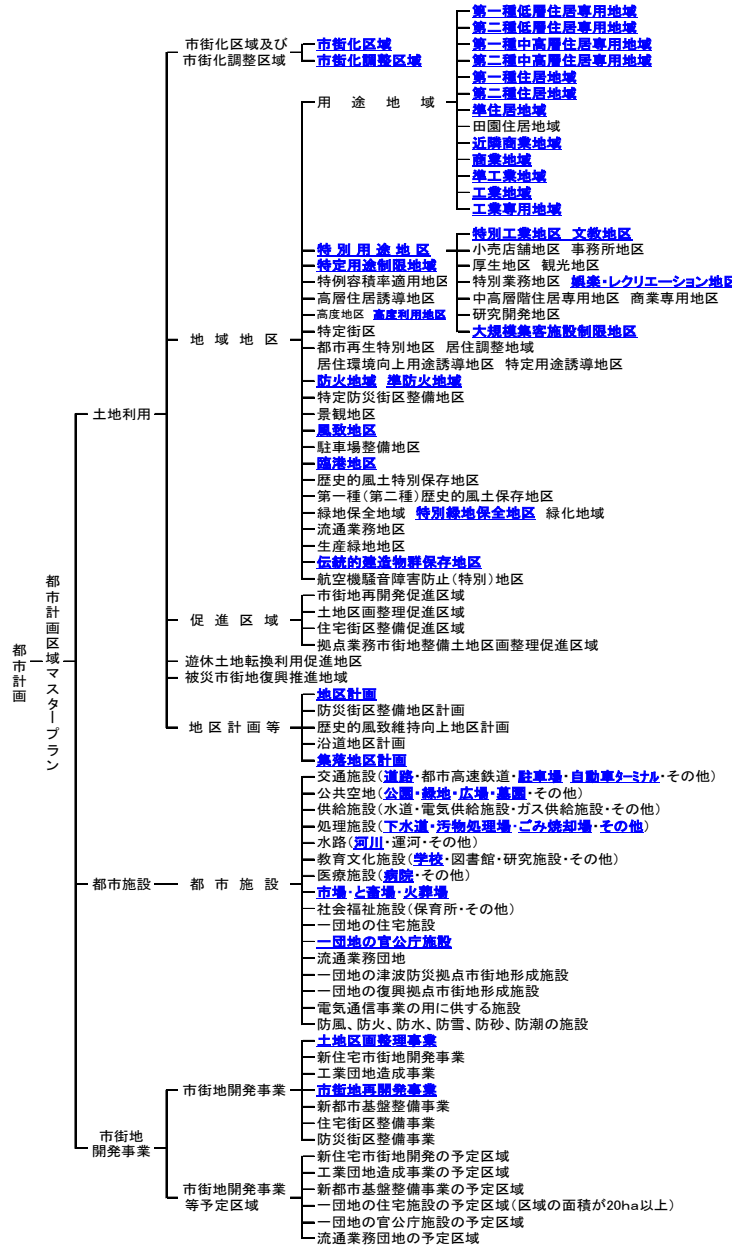
第3節 都市計画の内容

1 都市計画の体系

都市計画は、土地利用に関すること、都市施設に関すること、市街地開発に関することの3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化されています。また、これらは都市計画区域マスタープランに即して都市計画決定されます。

◆都市計画の内容

(注)青字が秋田県内において決定しているものです。



2 都市計画のマスタープラン

都市計画のマスタープランは、長期的な視点に立って、都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋をわかりやすい形でとりまとめたものです。

○都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

県が都市計画区域全体の広域的、根幹的事項について定めるものです。どのような方針でどのような都市を目指すのか、また、それを実現するためにどのように土地利用、都市施設整備、市街地開発を行うのかを示しています。

○市町村マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとにまちづくりの具体的な将来ビジョンを明らかにすることにより、具体の都市計画の指針となるよう定めています。

3 土地利用

(1) 市街化区域及び市街化調整区域(区域区分)

無秩序な市街化拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する制度です。これは、「線引き」と呼ばれる場合もあります。

「市街化区域」は、既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域です。

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域(秋田市、潟上市)でのみ定められており、昭和46年3月30日の当初決定以降、これまでに10回の見直しを行っております。

◆市街化区域及び市街化調整区域(令和6年9月27日、秋田県告示第438号)

都市計画区域名	決定・変更年月日	市町名	都市計画区域面積(ha)	市街化区域面積(ha)	市街化調整区域面積(ha)
秋 田	S46. 3.30 当初決定	秋田市	41,437	7,585	33,852
	S52. 3.29 第1回見直し				
	S58. 5. 7 第2回見直し				
	S59. 6. 2 随時見直し(御所野編入)				
	H 3. 9.24 第3回見直し				
	H10. 9.22 第4回見直し	潟上市	7,218	683	6,535
	H16. 4.30 随時見直し(飯島古道地区)				
	H18. 5.19 第5回見直し				
	H26. 7. 1 第6回見直し				
	H31. 2. 1 随時見直し(櫛山石塚谷地区)	計	48,655	8,268	40,387
	R6. 9. 27 第7回見直し				

(2) 地域地区

地域地区は良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

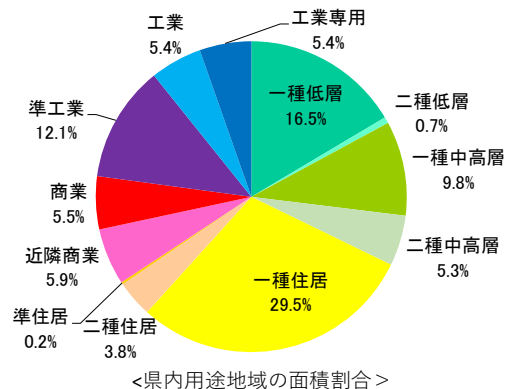
最も代表的なものに、「用途地域」があります。用途地域は、住居、商業、工業系の13に区分され、それを適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

現在、15の都市計画区域において用途地域が定められており、随時、適切な見直しが行われています。

◆用途地域の指定状況(令和7年3月31日現在)

都市計画区域名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園居住地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
合計	3,387	135	2,027	1,081	6,069	780	49	0	1,212	1,135	2,492	1,108	1,106	20,581
構成比(%)	16.5%	0.7%	9.8%	5.3%	29.5%	3.8%	0.2%	0.0%	5.9%	5.5%	12.1%	5.4%	5.4%	100%

(注)構成比の合計は端数処理の関係で100%とならない場合があります。



4 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設です。このような施設のうちに、長期的視点から計画的な整備等が必要なものについて都市計画で定めています。

本県における都市計画道路は、令和7年3月末現在で404路線、延長約945kmが都市計画決定されています。また、公園、緑地等は537箇所(4,301ha)が都市計画決定されており、公共下水道は、排水区域約22,296ha、幹線管渠延長約5kmが都市計画決定されています。

5 市街地開発事業

市街地開発事業については、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があるとき、都市計画で定めています。

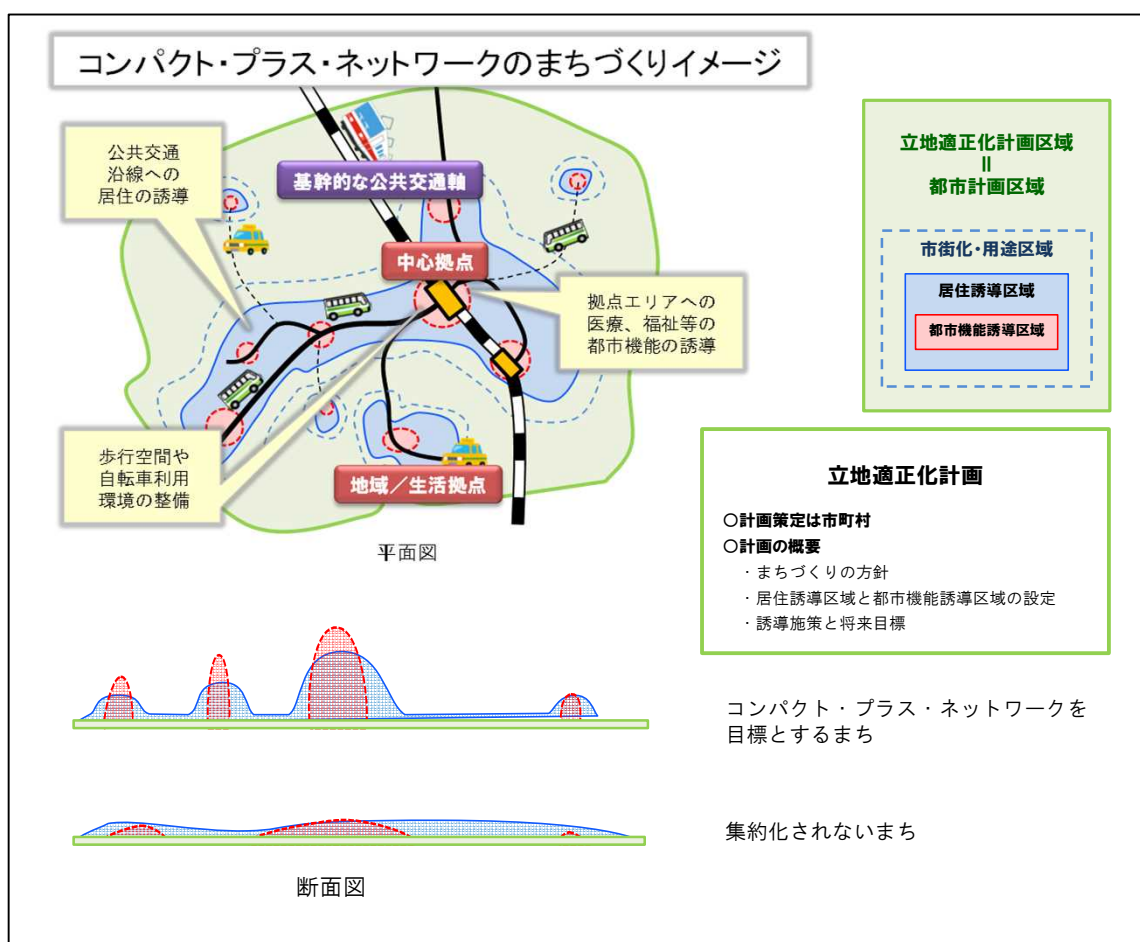
本県では、土地区画整理事業と市街地再開発事業が都市計画決定されており、土地区画整理事業は、令和7年3月末現在で69区域、約2,219haが、市街地再開発事業は中通一丁目地区第一種市街地再開発事業をはじめ5区域が都市計画決定されています。

6 コンパクトなまちづくりの推進

(1) 都市のコンパクト化の推進

人口減少や高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、国土交通省では、平成26年8月に都市再生特別措置法を改正し、市町村が、居住や都市機能を各地域の生活拠点エリアに誘導を図る立地適正化計画制度を創設しています。

本県では、関係市町村と勉強会等を開催し、各都市の現状把握や今後の誘導方策等について、協働で取り組んでおり、令和7年4月現在、7市1町(秋田市、湯沢市、大仙市、横手市、大館市、能代市、由利本荘市、小坂町)が計画を作成・公表しています。



(2) まちづくりを担う人材の育成・発掘とリノベーションの推進

まちの再生や賑わいを創出するため、各都市において講習会やワークショップ等によるまちづくりを担う人材の育成・発掘をするとともに、公民連携による遊休不動産などのリノベーションを推進しています。

◆コンパクトなまちづくりに関する講習会



◆まちの賑わいづくりワークショップ



◆社会実験【公共空間(歩道)の活用】



◆公民連携の先進地調査(リモート)



(3) 賑わい創出リノベーションの実績例

県内各市で、飲食店や宿泊施設、複合施設といったリノベーションによる賑わい創出の実績が多数あります。

ヤマキウ南倉庫 【秋田市】

秋田市南通亀の町にある、2019年6月にオープンした「ヤマキウ南倉庫」は、リノベーション物件です。1階の中心には、「屋根付きの公園」をイメージして作られたホールがあります。

誰でも出入りできる場所になるようにと、民間がつくったスペースながらパブリックスペースとして外に開かれた空間になっています。

隣接した場所に、2015年9月にオープンした「ヤマキウビル」があります。1階には、直営店の「亀の町ストア」とクラフトビールの「BEER FLIGHT」があり、2階は貸しオフィス、3階は自社オフィスが入居しています。併せて2013年9月にオープンしたスペイン酒場カメバルとともに、エリアリノベーションとして地域の賑わいを創出しています。



マルヒコビルディング 【能代市】

能代市元町商店街にある空き店舗(旧丸彦商店)を、合同会社のしろ家守舎がリノベーションした複合施設「マルヒコビルディング」が2022年4月にグランドオープンしました。

2021年4月、2階にレンタルオフィスや個人・起業が会議用などに共用するコワーキングスペースが先行オープンしていました。この度、1階にカフェと子供の遊び場、地下1階にDIYスペースが完成しました。

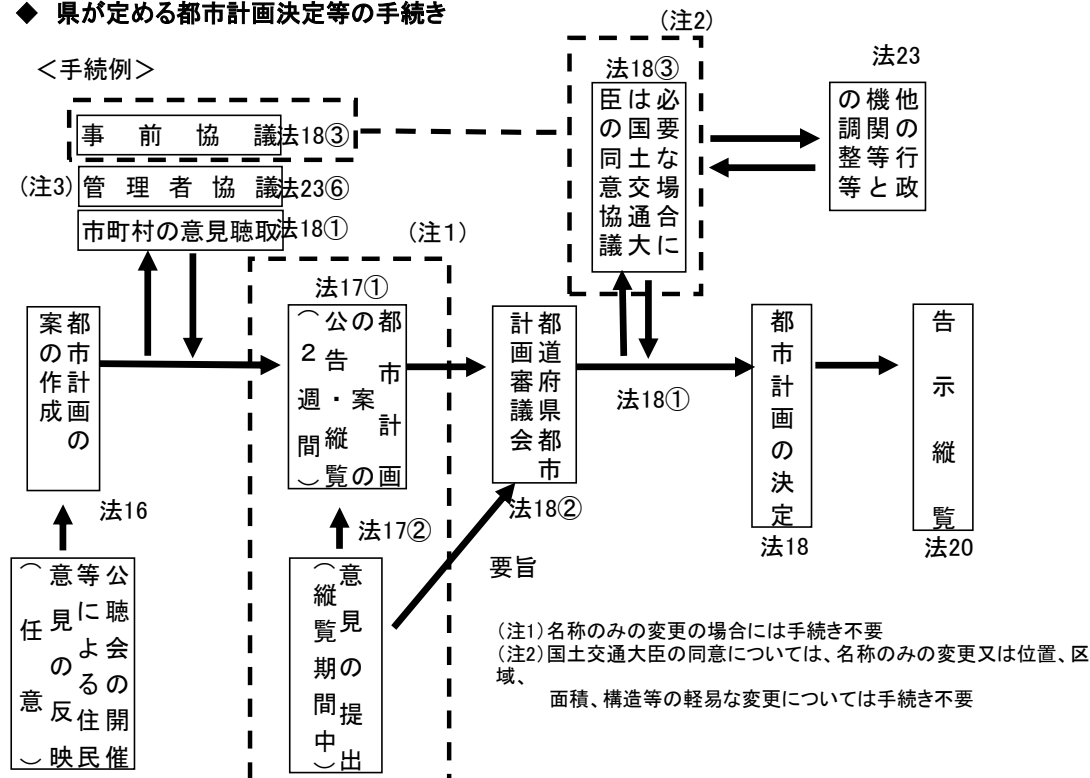


第 4 節 都市計画の決定状況と手続き

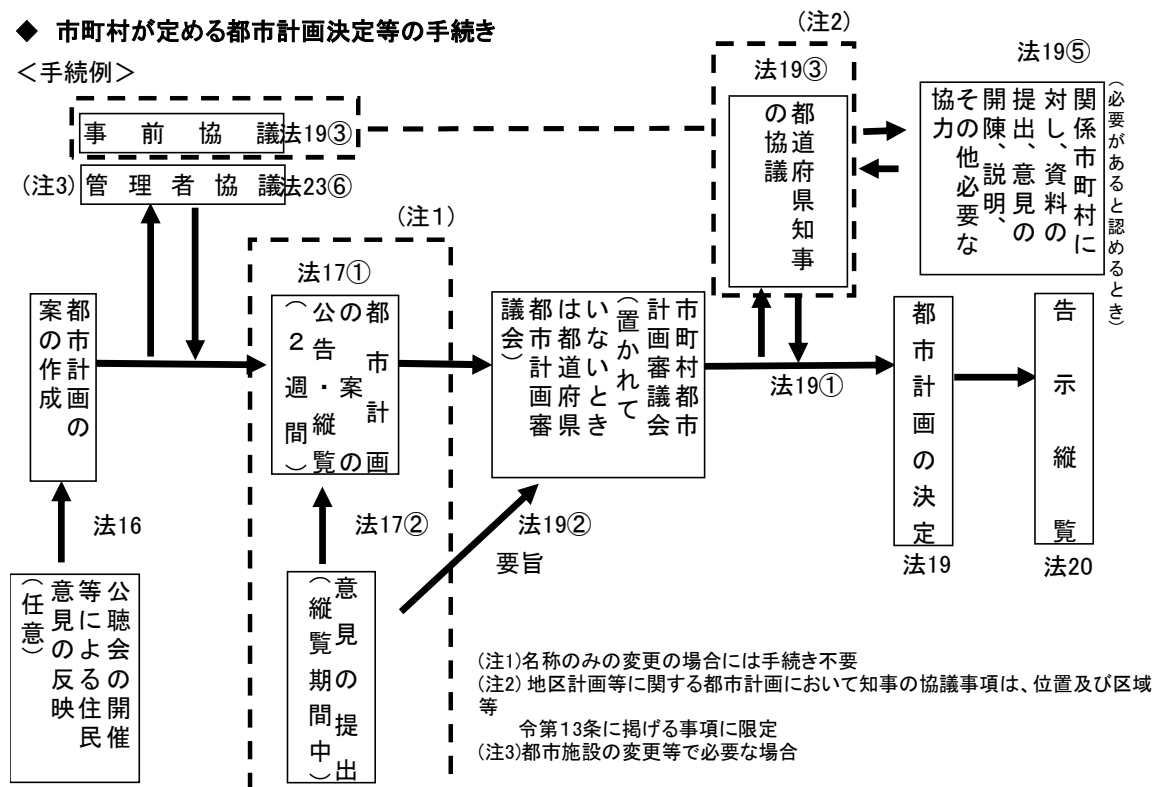
1 都市計画の手続き

都市計画の決定・変更は、都市計画の種類、規模に応じて、県や市町村が決定します。
都市計画を決定する手続きは、決定権者によって、次のようになります。

◆ 県が定める都市計画決定等の手続き



◆ 市町村が定める都市計画決定等の手続き



2 都市計画の決定状況

本県での過去5年間の都市計画決定・変更件数は下表のとおりです。

◆県内の都市計画決定・変更件数(令和7年3月31日現在)

	R2	R3	R4	R5	R6
県	1	1	3	1	3
市町村	12	8	11	11	12
合計	13	9	14	12	15

(件)

第5節 景観

1 「秋田県の景観を守る条例」による規制内容

(1)施行年月日:平成5年4月1日

(2)目的:本県の豊かな自然に恵まれた景観を守り、心の和む県土を後世に引き継ぎます。

(3)届出:次の行為を行う場合は県に届出が必要です。

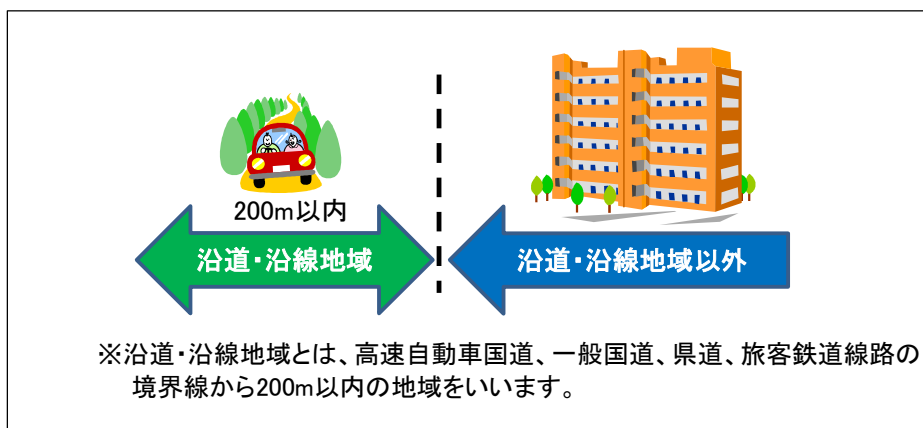
①沿道・沿線地域内の各種行為

◆届出行為

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く)
工作物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	
さく、塀、擁壁等	高さ3mを超えるもの
煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを超えるもの
電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)	高さ30mを超えるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	
用途を廃止された物品	
新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの
既存(500㎡以下)に追加	追加後の規模:同上
既存(500㎡を超える)に追加	追加する部分の規模:高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの
一般資材等の物品	
新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの
既存(1,000㎡以下)に追加	追加後の規模:同上
既存(1,000㎡を超える)に追加	追加する部分の規模:高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの

- ②沿道・沿線地域以外での土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更
規模：法・擁壁高10m、スキー場のゲレンデの面積10haを越えるもの

◆沿道・沿線地域



- (4)届出行為景観保全基準：景観保全を図るために配慮する事項を定めています。

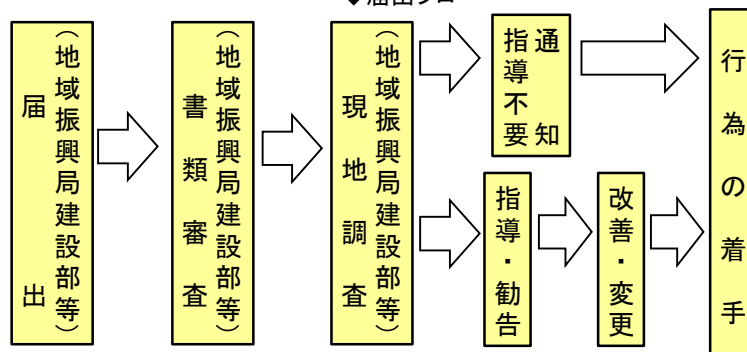
◆景観保全を図るために配慮する事項

	位 置	素材・材料	色 彩	方 法	擁壁の外観	遮蔽又は敷地の緑化	事後措置
建築物	●	●	●			●	
工作物	●	●	●			●	
物品の集積又は貯蔵	●			●		●	
土石等の採取				●		●	●
土地の区画形質の変更					●	●	

- (5)届出の流れ

届出が必要な場合は、行為に着手する日の30日前までに、所定の用紙に図面等の必要書類を添付のうえ、行為地を所管する地域振興局建設部用地課等へ1部提出してください(権限移譲により市町村へ提出する場合があります)。

◆届出フロー



- (6)届出の適用除外

◆届出を要しない行為など

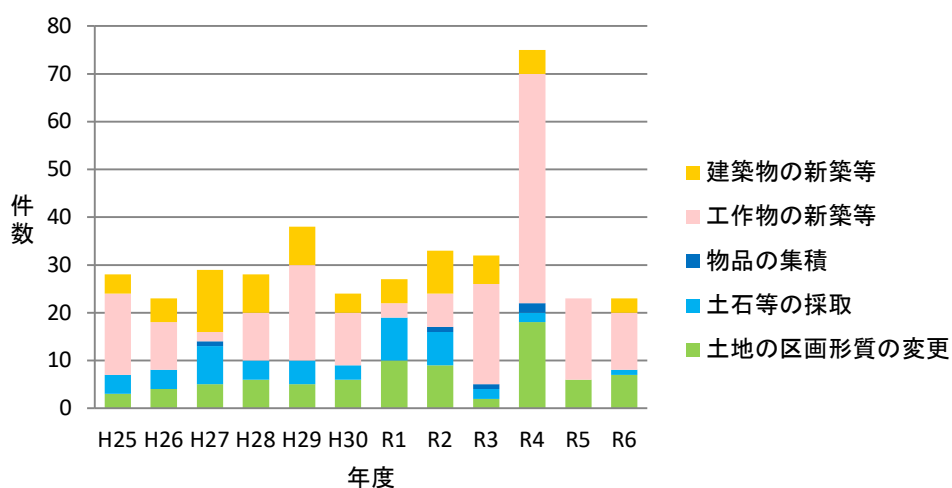
行為	非常災害のための応急措置、建築物等の改築で外観の変更を伴わないものなど
区域	国・県立自然公園、用途地域など
団体	国・県・市町村など
事業	都市計画事業、土地区画整理事業

(7)届出の実績

◆過去の届出状況の推移について

(件)

行 為 の 種 類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建 築 物 の 新 築 等	4	5	13	8	8	4	5	9	6	5	0	3
工 作 物 の 新 築 等	17	10	2	10	20	11	3	7	21	48	17	12
物 品 の 集 積	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0
土 石 等 の 採 取	4	4	8	4	5	3	9	7	2	2	0	1
土 地 の 区 画 形 質 の 変 更	3	4	5	6	5	6	10	9	2	18	6	7
合 計	28	23	29	28	38	24	27	33	32	75	23	23

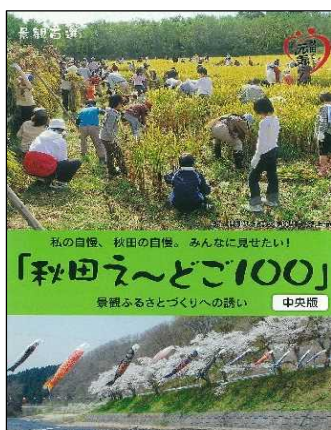


2 景観形成施策

景観に対する県民の意識を高めるとともに、景観形成の仕組みづくりを行い、景観制度(法律・事業)の周知を図ります。

- ・景観行政セミナー
国担当者による景観法制度説明及び先進地自治体による事例紹介。
- ・秋田え〜どご100(景観百選)
県内の良好な景観百選を公募により決定。

◆秋田え〜どご100



第 6 節 許可・規制

1 開発許可

(1) 開発許可制度

開発許可制度は、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」制度を担保する制度であり、開発行為に際して、許可を必要とさせることによって、宅地について一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域にあつては、一定の要件(立地基準)に適合するものを除き、原則として開発行為を許可しないこととして、「線引き」制度の目的を達成させるための制度です。

また、線引き都市計画区域以外についても、適切な市街地形成を図る必要があることから、一定の規模以上の開発行為について許可が必要とされています。

(2) 許可権者

- ①町村 → 秋田県知事
- ②秋田市 → 秋田市長(中核市の長)
- ③権限移譲市 → 権限移譲市の長
- ※権限移譲市:秋田市を除く全ての市

(3) 許可対象の範囲

◆許可が必要となる開発行為の規模

都市計画区域内			都市計画区域外
市街化区域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域	
1,000㎡以上	すべての開発行為	3,000㎡以上※	1ha以上

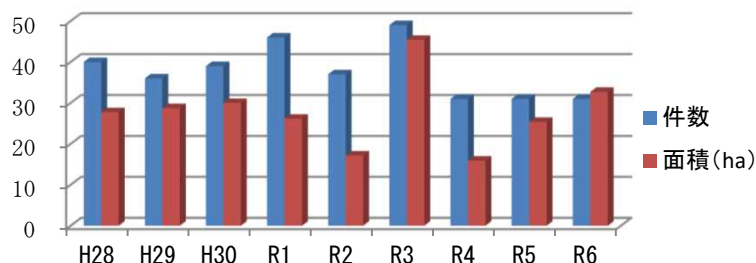
※県が許可権限を有する区域の場合

(4) 市街化調整区域内で可能な主な開発行為

許可不要	農林漁業関係	①農林水産物の生産又は集荷の用に供する建築物(集荷施設等) ②農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供するもの 他
	公益上必要なもの	①駅舎等鉄道施設 他 ②その他政令で定めるもの(電気通信回線設備等)
	その他	非常災害のため必要な応急措置 他
許可必要	限定的許可行為	①日用物品の販売、加工、修理等の店舗、公共公益施設等の建築物 ②鉱物資源、観光資源活用上の建築物等 他 (開発審査会の議を経て許可可能となるもの)
	特例的許可行為	農家の分家住宅 他

(5) 許可件数の推移

	件数	面積(ha)
H28	40	27.8
H29	36	28.7
H30	39	30.0
R1	46	26.1
R2	37	17.1
R3	49	45.4
R4	31	15.9
R5	31	25.4
R6	31	32.7



2 屋外広告物規制

(1) 目的

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とします。(屋外広告物法第1条)

(2) 許可権者

①県内の市町村(秋田市及び横手市を除く) → 秋田県知事

②秋田市 → 秋田市長(中核市の長)

③横手市 → 横手市長(景観行政団体の長)

※市町村への権限移譲については、県条例改正により、景観行政団体である市町村に限り、権限移譲することができることとしました。

現在、景観行政団体である市町村は、横手市・仙北市・小坂町・大湯村・北秋田市・にかほ市・鹿角市となっていますが、現時点では横手市にのみ移譲しています。

(3) 規制の概要

◆禁止地域(屋外広告物条例第3条第1項)

- ①住宅地、景観の優れた地域、緑地(都市計画法、景観法、都市緑地法)
- ②文化財、史跡のある地域(文化財保護法、秋田県文化財保護条例)
- ③原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)
自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(秋田県自然環境保全条例)
- ④官公署、学校、図書館、病院、公衆便所などの公共施設及びその敷地
- ⑤道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 他

◆禁止物件(屋外広告物条例第3条第2項、第3項、第4項)

- ①橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ②石垣、擁壁の類
- ③街路樹、路傍樹、保存樹
- ④信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく、駒止め
- ⑤電柱、街路柱その他電柱の類で知事が指定するもの 他

◆広告物表示面積の規制

広告物種別	許可できる表示面積	面積以外の規制
貼紙・貼札	表示面積1㎡以内	同一場所に同一種類のものは禁止
立看板	表示面積4㎡以内(高さ3m以内)	倒壊防止措置を義務付け
旗	長さ10m以内、幅1m以内	
野立広告塔	表示面積1面につき30㎡以内 (高さ15m以内)	市街地に設置するもの、自家用広告、道標・案内図板を除き、他の野立広告塔及び野立広告板から100m以内は設置禁止
野立広告板	表示面積30㎡以内(高さ10m以内) 市街地は表示面積40㎡以内 (高さ15m以内)	信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止
屋上広告塔	(不燃構造)建築物の高さの3分の2以下 (木造)建築物は表示面積1面につき20㎡以内	信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止 危険防止の措置を義務付け
突出広告板	歩道上の突出幅1.5m以内 歩車道分離なしは1m以内	突出広告板の最下端の高さは路面から2.5m以上、歩車道分離なしは4.5m以上 信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止
アーチ	表示面積30㎡以内(高さ10m以内)	横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断する場合2.5m以上、歩車道の区別のない道路の場合4.5m以上 信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止

(4) 屋外広告業の登録

平成17年7月1日から従来の屋外広告業の届出制度に替わり登録制度が開始されました。秋田県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。(秋田市の区域にあっては、秋田市長)

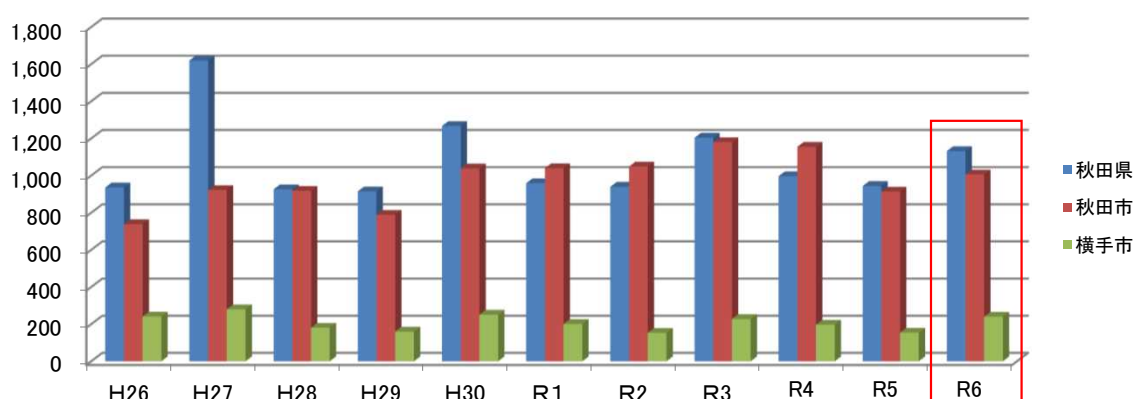
登録の有効期限は新規、更新ともに5年間で、令和7年4月1日時点の登録業者数は、秋田県登録310社、秋田市登録298社となっています。

(5) 許可件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田県	936	1,620	926	915	1,267	959	940	1,204	997	944	1,132
秋田市	738	922	918	789	1,038	1,040	1,049	1,180	1,155	914	1,006
横手市	241	280	181	160	251	201	153	228	197	154	240
全県計	1,915	2,822	2,025	1,864	2,556	2,200	2,142	2,612	2,349	2,012	2,378

※中核市である秋田市は、独自の屋外広告物条例を定め許可を行っている。

※景観行政団体となった横手市は、平成25年4月1日から独自の屋外広告物条例を定め許可を行っている。



※平成9年度から、広告塔及び広告板の許可期間を1年から3年に延長したことにより、年度ごとの件数にバラツキがある。

3 盛土規制

(1) 概要

- ・静岡県熱海市で盛土が崩落し、土石流により甚大な被害が発生しました(令和3年7月)。
- ・危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が令和5年5月26日に施行されました。

(2) 内容

①規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

②安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

③盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



(3) 規制区域の候補区域(令和7年3月末時点)



※秋田市(中核市)の区域は秋田市が規制を行います

(4) 許可申請から工事完了までの流れ

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

③ 工事着手

●現場での標識掲出

●定期報告*

工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告

●中間検査*

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※一定規模を超える盛土等が対象です。

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

(5) 規制対象行為

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

(6) 許可及び届出を要しない工事

公共施設用地

道路、公園、河川等の公共施設用地内(※)で行われる盛土等

※砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する防衛施設

※国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

災害の発生のおそれがないと認められる工事等

鉱山保安法: 鉱物の採取、鉱業法: 鉱物の採取、採石法: 岩石の採取、砂利採取法: 砂利の採取、土地改良法: 土地改良事業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律: 廃棄物の処分等、

土壤汚染対策法: 汚染土壌の搬出または処理等

森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 等

第 7 節 都市基盤整備

1 街路（都市計画道路）事業

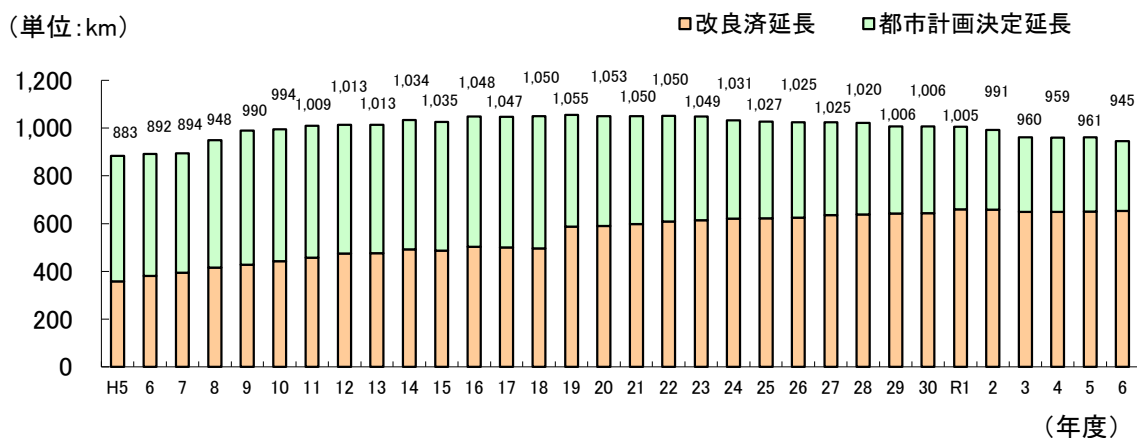
（1）街路（都市計画道路）事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

秋田県の都市計画道路（道路事業含）の整備率は、令和7年3月31日現在で69.1%となっています。（全国整備率：約67.7%）

◆都市計画道路整備状況の推移



◆街路（都市計画道路）の整備方針

●整備方針 1 持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します

- 変革する時代に対応した地域社会の構築を目指し、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。
- 市街地の拡散と「まちなか」の空洞化を抑制するとともに、まちの再生やにぎわいを創出します。



街路の整備により、都市内交通の円滑化・街路空間の創出による誰もが使いやすい持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。



【進捗状況】
新屋土崎線（秋田市）



【進捗状況】
八幡根岸線（横手市）

●整備方針2 安全・安心を支える生活道路の整備

高齢者や子どもなど、様々な世代の県民が安全・安心に日常生活を送るためには、生活道路の安全性と利便性の向上が不可欠であることから、年間を通じた良好な道路環境の確保を図ります。



通学路における歩道空間の整備、無電柱化による道路環境の改善等、地域生活に直結する街路空間の整備を目指します。



【歩道がなく、一方通行及び電柱が乱立しており
街路空間の改善必要】



【歩道設置、道路拡幅による両側交互通行及び無電柱化
による安全安心な街路空間を確保】

千秋久保田町線（秋田市）

●その他の整備方針

- ・ 中心市街地へのアクセス性を改善し、中心市街地の活性化を支援する。
- ・ 都市間の人や物流の流れを円滑にするため、駅やICへのアクセス道路整備を推進する。
- ・ 交通結節点としての機能を持つ駅前広場などの整備により、にぎわいを創出する。
- ・ 都市内の主要渋滞箇所を解消することで交通の円滑化を推進する。



【 交通結節点の機能を強化 】

東西自由通路線(由利本荘市)



【 主要渋滞箇所における交通の円滑化 】

明田外旭川線(秋田市)

◆ 令和7年度 県施行 都市計画道路事業箇所一覧

市町村名	箇所名		都市計画道路名	延長 (m)	着手 年度	備 考
	起 点	終 点				
秋田市	川元小川町	山王五丁目	新屋土崎線	1,125	H27	(主)秋田天王線
	手形山崎町	手形山崎町	明田外旭川線	166	R4	(主)秋田八郎潟線
横手市	本町	根岸町	八幡根岸線	309	H29	(一)御所野安田線

◆ 令和7年度 市町村施行 都市計画道路事業箇所一覧

市町村名	箇所名		都市計画道路名	延長 (m)	着手 年度	備 考
	起 点	終 点				
秋田市	泉字菅野一丁目	外旭川字木崎	泉外旭川線	600	H20	
	大町五丁目	大町五丁目	川尻広面線	114	R4	

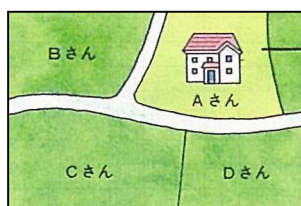
◆ 令和6年度 街路供用状況写真



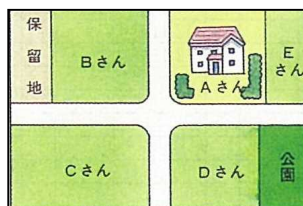
停車場栄町線(裏尾崎町)
(由利本荘市)

2 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、あらかじめ計画決定した区域の中で、土地所有者から土地面積や位置に応じて、土地を少しずつ提供(減歩)してもらい、全体から集めた土地を道路・公園などの公共施設用地として整備し、残りの土地の利用価値を高める面的な整備方法です。



[実施前]



[実施後]

■区画を整理することにより…

- ・道路が広くなり、安全性向上
- ・土地の形が整理され、利便性向上
- ・これまで無かった公園等が整備
- ・土地の利便性向上により、土地評価額UP!

◆秋田県内土地区画整理事業 施行者別一覧 (ha)

	公共団体施行	組合施行	個人・共同施行	合計
認可数	70	34	83	187
面積	1563.7	486.4	830.3	2880.4

◆土地区画整理事業 施行地区一覧 (R7.4現在)

秋田市(秋田駅西北地区) 5.8ha 秋田市(秋田駅東第三地区) 45.5ha

◆区画整理を実施した例 [大館市御成町南地区]



3 都市構造再編集集中支援事業

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち「立地適正化計画」に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る事を目的とする事業。

都市再生整備計画の作成



◆都市構造再編集集中支援事業 施行地区一覧 (R7.4現在)

横手市(横手駅周辺地区)
湯沢市(湯沢駅周辺地区)

◆都市再生整備計画に基づき整備した施設



大仙市[大綱交流館]



大館市[合築駅舎・地域交流センター]

第8節 都市公園

1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供及び災害時の避難場所確保などを目的として、都市公園法に基づいて設置される公園又は緑地です。

秋田県における都市公園はこれまで13市4町で整備を進めてきており、令和5年度末までに627箇所、面積1,711.39haの公園及び緑地が開設され、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は24.1㎡となっています。令和7年度も地域住民の多様なニーズへの対応と、やすらぎとるおいのあるオープンスペース確保のため、引き続き都市公園の整備を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない町村で設置される特定地区公園(カントリーパーク)については、令和5年度末までに12市町村において20箇所、210haの公園が開設されています。

公園、緑地の都市計画決定状況

令和7年3月31日現在

公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	408	101.38
近隣公園	35	74.14
地区公園	25	163.11
総合公園	25	1,008.49
運動公園	7	216.82
風致公園	3	234.90
歴史公園	2	39.70
緑地	17	1,314.69
墓園	11	193.64
広場	1	0.08
広域公園	3	954.50
合計	537	4,301.45

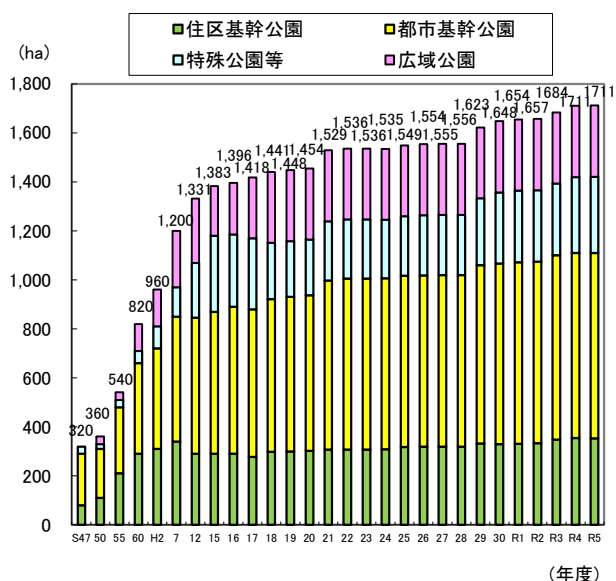
都市公園の開設状況

令和6年3月31日現在

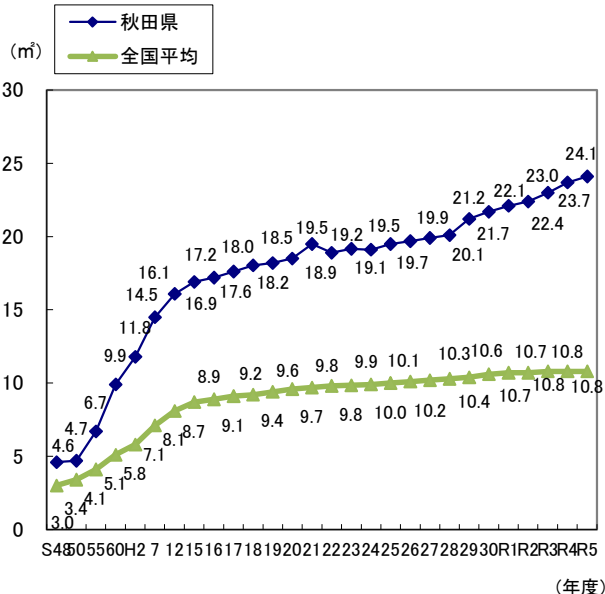
公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	440	110.70
近隣公園	35	72.95
地区公園	37	169.11
総合公園	27	635.24
運動公園	8	121.51
風致公園	2	9.43
歴史公園	2	2.84
緑地	43	198.44
墓園	11	71.01
広場	17	28.32
緑道	1	1.02
都市林	1	0.32
広域公園	3	290.50
合計	627	1,711.39

※都市施設以外の都市公園を含む

◆公園別面積推移



◆1人当たり公園面積



2 県立都市公園

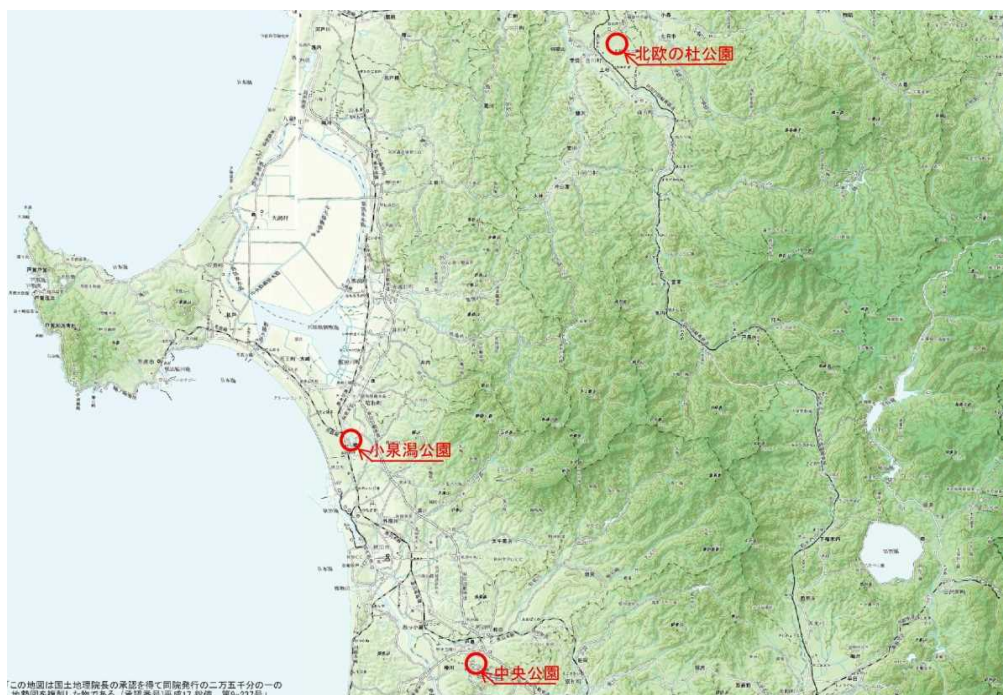
県が整備している都市公園は、3カ所あります。

県立都市公園の施設概要

令和7年4月1日現在

公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	主な施設内容
小泉湯公園	170.0	63.7	日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水広場、グリーンスロープ、健康広場、テニスコート、管理事務所
中央公園	583.8	133.2	桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクルスポーツコース、テニスコート、投てき場、アーチェリー場、補助陸上競技場、運動広場、野球広場、マウンテンバイク場、パークゴルフ場
北欧の杜公園	200.7	93.6	芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察者舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、犬の冒険広場、なべっこ広場、パークゴルフ場、テニスコート

【秋田県立都市公園の位置図】



(1) 小泉湯公園

秋田市の北部、金足地内に位置し、男湯と女湯を中心に、広大な自然を利用しながら整備されており、散策やレクリエーションの場として県民に親しまれている公園です。

公園の管理の拠点となるパークセンター、日本庭園「水心苑」、菖蒲園、多目的広場、テニスコート、サイクリングロード等を整備しております。



【水心苑】

(2) 中央公園

秋田市中心部から南東約15kmの雄和椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に活用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。

スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、屋根付きグラウンド等)、芝生広場、フィールドアスレチック、マウンテンバイク場、パークゴルフ場、ファミリーキャンプ場等を整備しています。

あきたスカイドームについては、令和元年度から令和3年度にかけて、経年劣化により強度低下が見られる膜屋根の更新事業を実施し、広域防災拠点としての機能の維持を図りました。また、県営陸上競技場については、日本陸連の第1種公認更新にあわせ、国際陸連のクラスⅡ認証を取得しています。



【スポーツゾーン】



【あきたスカイドーム】

(3) 北欧の杜公園

秋田市と十和田湖のほぼ中間にある北秋田市大野台地内に位置し、北欧の牧歌的雰囲気을いかして県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備されました。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、テニスコート、パークゴルフ場等を整備しています。



【全景】

3 市町村都市公園

市町村が実施する国庫補助事業を支援します。

(1) 都市公園の長寿命化対策

老朽化が進む公園施設の長寿命化対策について、個別施設計画に基づき施設の改築・更新を行い、県民が満足して利用できる都市公園の整備を推進します。

(2) 都市公園のバリアフリー化

誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、都市公園のバリアフリー化を推進します。



【秋田市千秋公園】

(3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、楡山・牛島地区及び秋田駅周辺地区(秋田市)を整備します。

第 6 章 下 水 道

第 1 節 生活排水処理事業

1 生活排水処理施設の種類と特徴

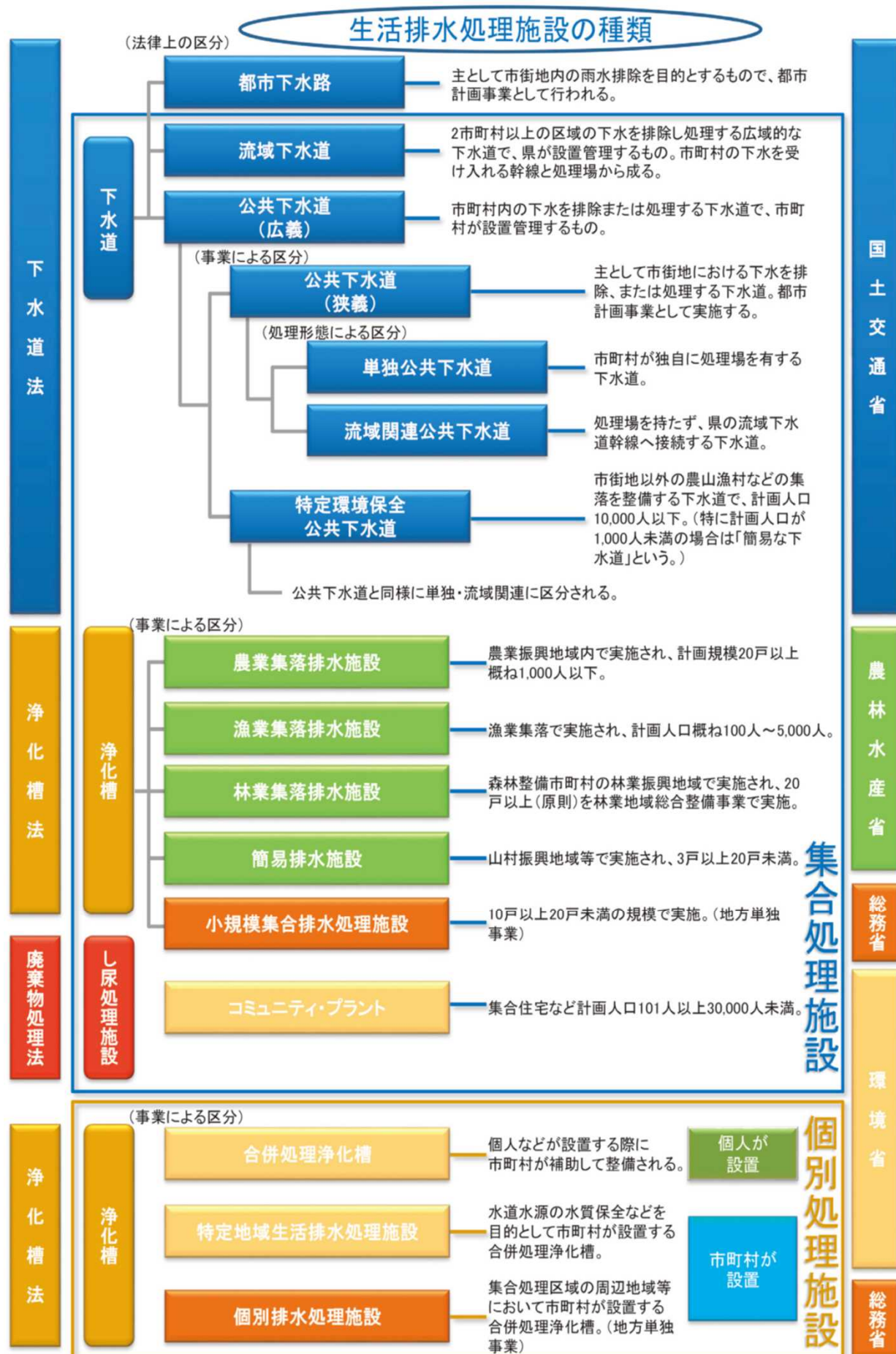
生活排水処理施設は、一般家庭等から排水される生活排水を地中の管路に流して終末処理場
に集めて処理し公共用水域に排出する方法（集合処理）と、一般家庭等の敷地内に合併浄化槽を
設置してその場で処理して道路側溝等に排出する方法（個別処理）に大別されます。

効率的な普及促進に向けて、地域の特性に応じた手法を選択し、整備を進めています。



◆生活排水処理施設の種類

下水道、集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設は、根拠法令や整備手法などにより、次のとおり分類されます。

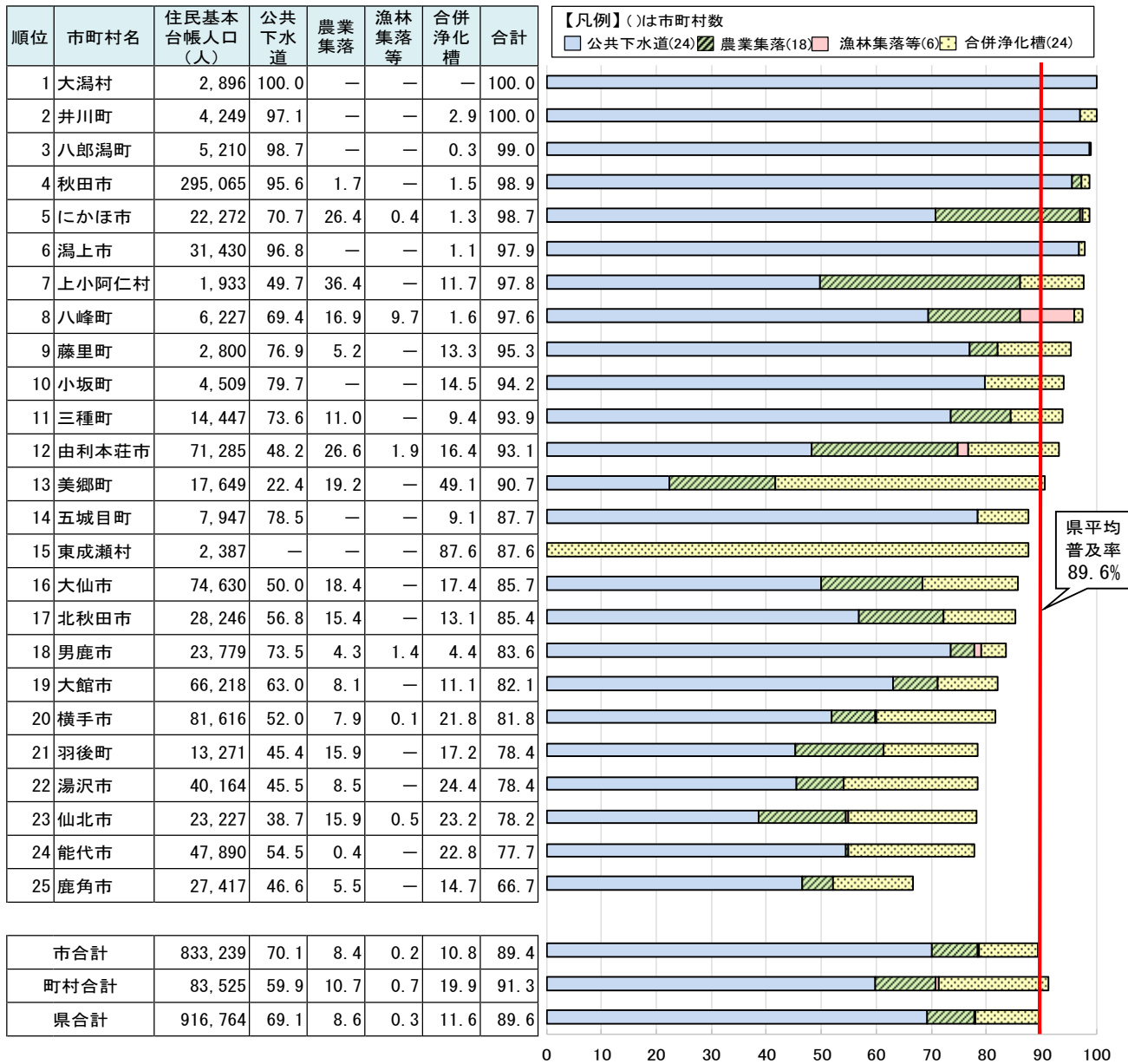


2 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に不可欠な社会資本であり、早急な整備と適正な管理が求められています。

秋田県の生活排水処理人口普及率は令和5年度末時点で89.6%であり、全国平均の93.3%と比較して低位な状況となっています。県・市町村が協議して策定した「秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」において、中期（目標年度：令和7年度）、長期（目標年度：令和17年度）の目標値を設定し、早期概成に向けて整備を進めています。

◆市町村別（整備手法別）普及率



◆秋田県生活排水処理構想（第4期構想）における目標値

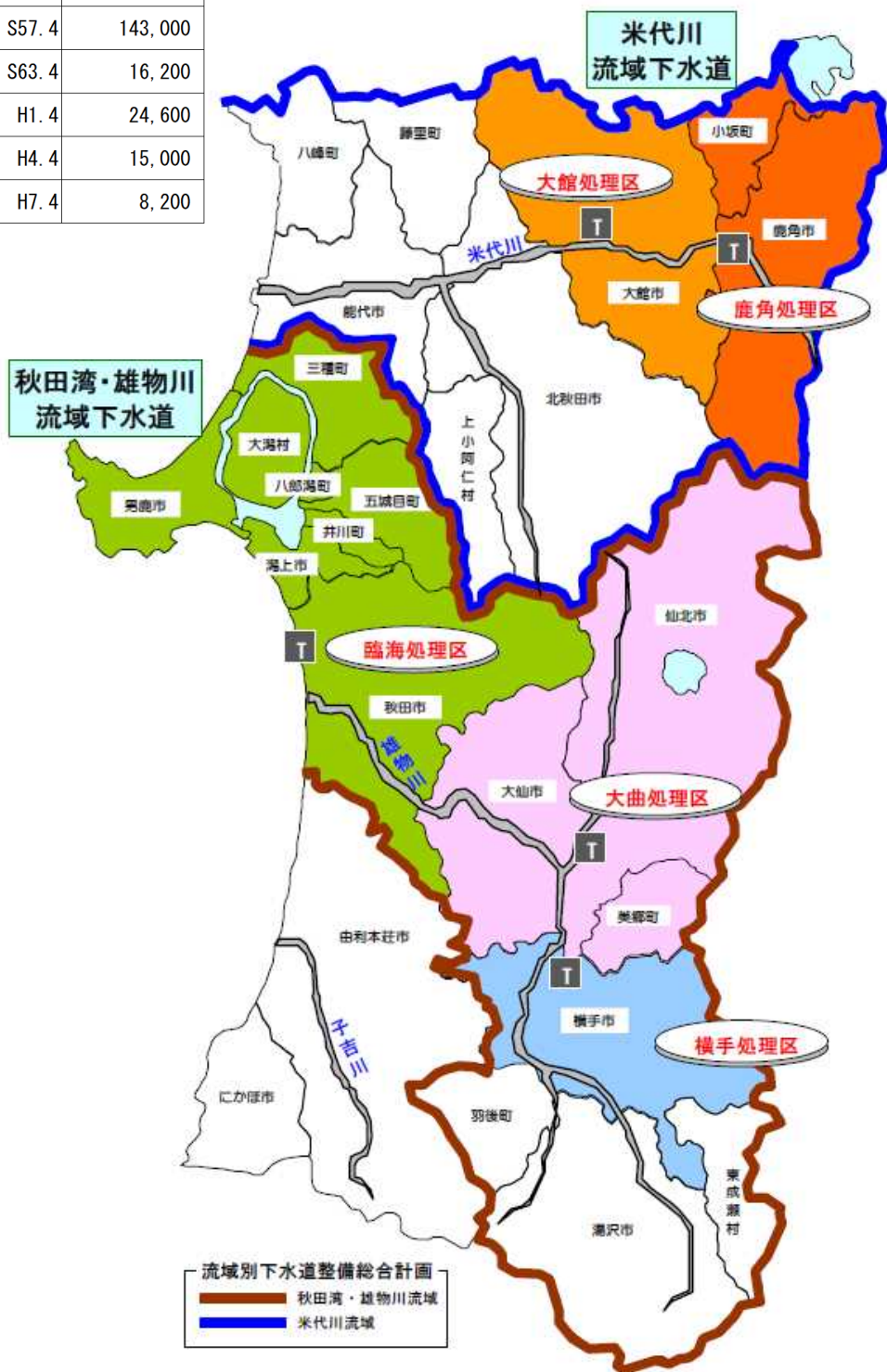
事業種別	実績値 R5	生活排水処理構想目標値	
		(中期:R7)	(長期:R17)
公共下水道	69.1%	71%	76%
集落排水等	8.9%	8%	6%
合併浄化槽	11.6%	12%	13%
合 計	89.6%	91%	95%

3 県が管理する施設について

◆流域下水道

2 市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が管理を行っています。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理処理場からなり、秋田県では5つの処理区が供用されています。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備します。

処理場名	処理開始年月	現有水処理能力(m ³ /日)
秋田臨海処理センター	S57. 4	143, 000
大曲処理センター	S63. 4	16, 200
横手処理センター	H1. 4	24, 600
大館処理センター	H4. 4	15, 000
鹿角処理センター	H7. 4	8, 200



◆十和田湖特定環境保全公共下水道

湖畔の生活環境の改善と湖の水質を保全を図るため、青森県と共同で事業を行っています。平成10年に整備が完了し、現在は維持管理へと移行しています。

第2節 下水道等の整備

1 中長期的な整備方針(秋田県生活排水処理構想)

基本理念	快適で安心できる暮らしときれいな水環境への貢献		
目標像	きれいな水環境と 快適な暮らし	県と市町村との協働 適正管理と持続可能な経営	脱炭素社会への貢献
取組方針	・未普及地域の早期解消 ・水洗化の促進 ・洗浄化槽設置制度の充実 ・広報・啓発活動	・経営基盤の強化 ・適切な維持管理 ・広域化・共同化 ・職員の技術力向上 ・適切な執行体制の構築	・汚泥の利活用 ・CO₂排出量の削減 ・エネルギー自給率の向上

2 県が実施する事業の概要

(1) 流域下水道事業

- ①インフラ施設の長寿命化の推進
 - 臨海・横手ほか：処理場の改築更新
 - 臨海・大館ほか：ポンプ場の改築更新
- ②災害に備えた耐震化・耐水化の推進
 - 臨海：ポンプ場の耐震化
 - 臨海・大館：管渠の2条管化



【臨海処理区 管渠の2条管化】

- ③県・市町村間の協働の推進
 - 県北地区広域汚泥資源化事業
 - 県南地区広域汚泥資源化事業
- ④脱炭素化の推進
 - 秋田臨海処理センターの脱炭素化
 - 汚泥処理に伴う消化ガスの有効利用



【臨海処理センター 汚泥濃縮の高濃度化】

(2) 農業集落排水事業

市町村が実施する農業集落排水の整備や更新に対する補助 (R6:秋田市ほか3市)

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業

合併浄化槽を設置する者に対して、国及び市町村と一体となって補助金を交付
(R6:能代市ほか19市町村)

(4) あきた循環のみず協働推進事業

持続的な事業運営の実現に向けて、県と市町村の連携施策に関する調査・検討を実施
(R6:包括的民間委託の導入検討、BCP訓練の実施)

◆県南地区広域汚泥資源化事業

1 目的

県南部で発生する汚泥は各自治体ごとに処理した上で再利用や処分が行われていますが、施設の老朽化と処分に要する運搬コストが課題となっています。効率的な経営の実現と資源の有効利用を図るため、県と4市2町（横手市、大仙市、湯沢市、仙北市、美郷町、羽後町）の汚泥を集約し、資源化する施設の整備を進めています。

県と市町村の汚泥を集約処理することで、現行方式で各施設を単純更新した場合と比較して、事業期間の20年間で約26億円のコストの縮減が図られる見込みです。

2 事業概要

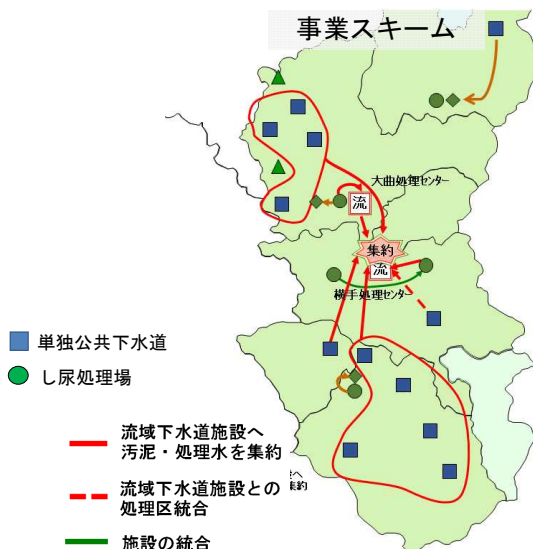
○建設地 : 秋田湾・雄物川流域下水道 横手処理センター内

○建設施設 : コンポスト化施設

○計画処理量 : 7,189 t/年（事業期間R7年度～R26年度の平均）

○事業方式 : DBO（設計施工・運営一体）方式

※設計施工（R5.1～R7.4）、運営（R7年度～R26年度）



◆県北地区広域汚泥資源化事業

汚泥の効率的な処理と資源の有効活用に向けて、県北部3市3町1組合から発生する汚泥を集約処理する資源化施設を整備し、令和2年度に供用を開始しています。生成された資源化物は、土壌改良のための補助材料として利活用されています。

県と市町村の汚泥を集約処理することで、現行方式で各施設を単純更新した場合と比較して、事業期間の20年間で約40億円のコストの縮減が図られる見込みです。



○建設施設：炭化施設
○計画処理量：7,800t/年
○事業方式：DBO
（設計・施工・運営（20年））
○全体事業費：約65億円



◆秋田臨海処理センターリノベーション事業

1 目的

処理工程で発生する熱等の下水道資源と敷地内の遊休地を活用し、下水処理場の新たな価値を創造することで、地域へ貢献する処理場へと再生します。

2 事業概要

(1) エネルギー供給拠点化

下水汚泥を利用した消化ガス発電、風力発電及び太陽光発電を導入し、処理場で利用する電力の脱炭素化・自立化を進めるとともに、向浜地区公共施設群に発電した電気を供給することで地域の脱炭素化を図ります。

なお、本取組については、令和4年4月に「脱炭素先行地域」※として選定されています。

※ 2030年度までに電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロの実現に向けて先進的に取り組む地域であり、環境省が選定するもの。



(2) 憩い・賑わいの拠点化

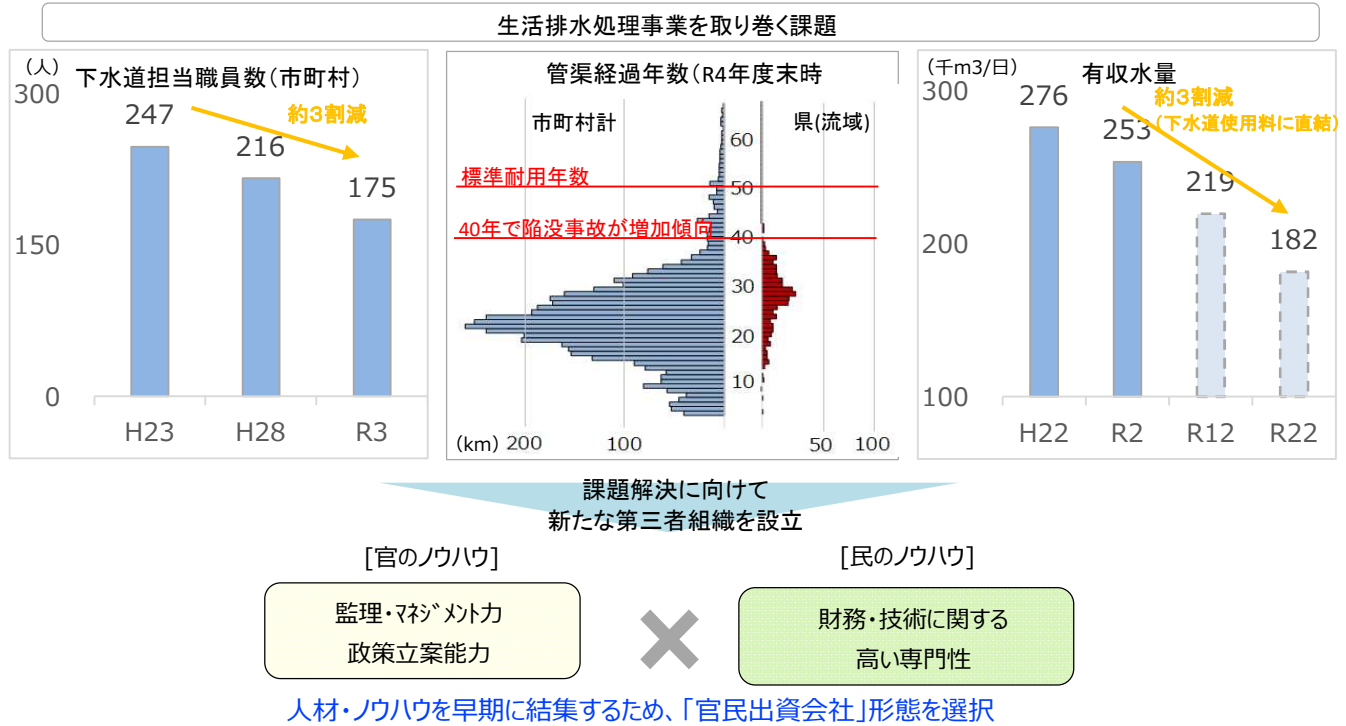
処理場から発生する熱、処理水及び下水汚泥由来の肥料等を利用した農業の可能性について調査研究を行いながら、下水道資源を利用した作物である「じゅんかん育ち」の普及啓発などを行い、憩い・賑わいの創出を目指します。



◆自治体の事務を補完する体制の構築

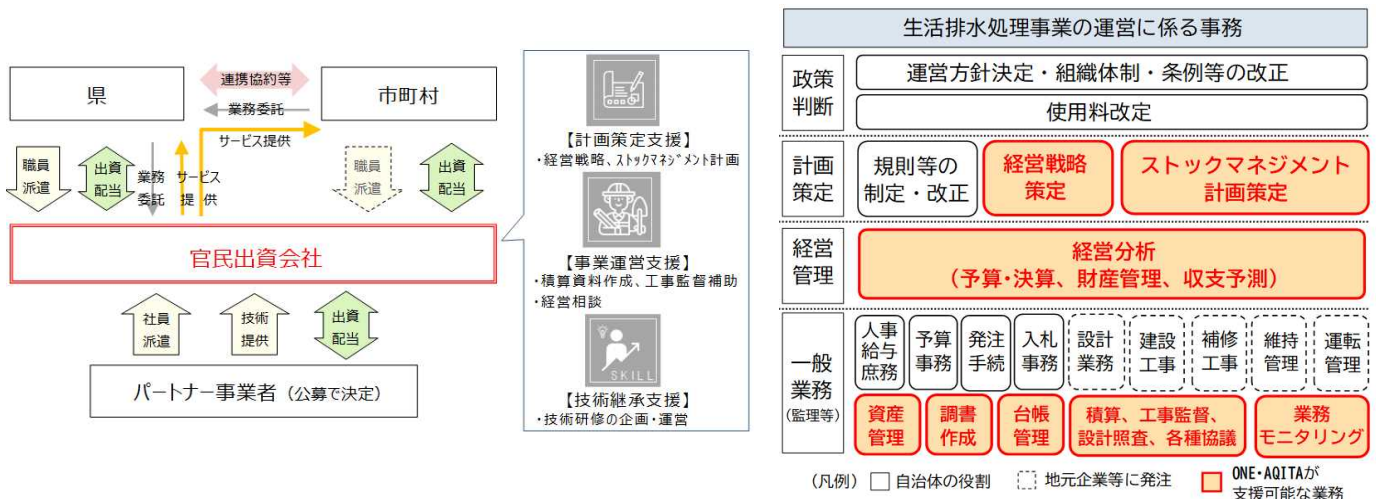
1 目的

生活排水処理事業に携わる技術職員の減少や施設の老朽化、使用料収入の減収などの課題に対応するため、県・市町村の事務を補完する新たな官民出資会社を令和5年11月に設立しました。官民が有するノウハウを結集して経営課題や技術的課題等にきめ細やかに対応し、持続的な運営につなげます。



2 組織概要

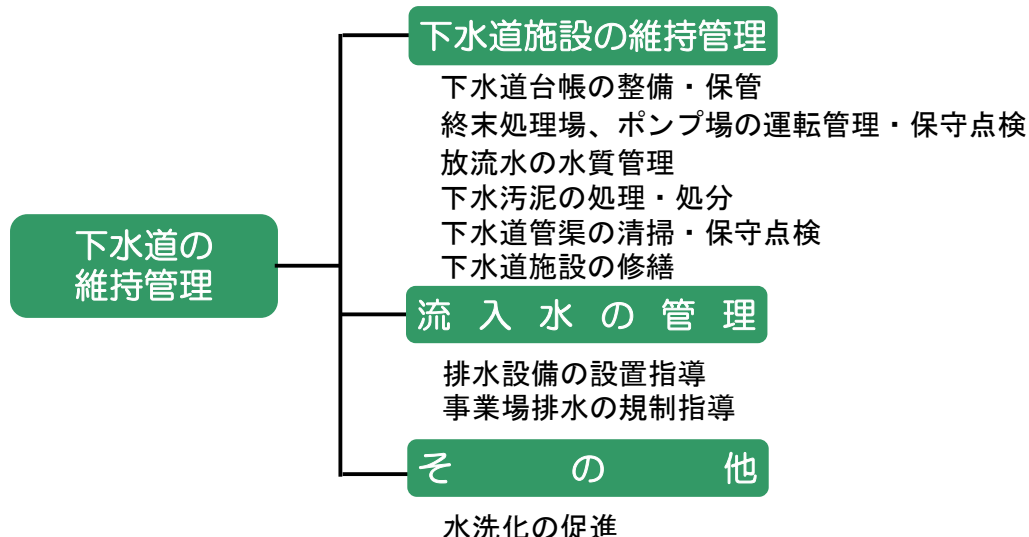
- 社 名 : 株式会社ONE・AQITA
- 設立日 : 令和5年11月20日
- 出資金 : 1億円
- 出資比率 : 県・市町村計51%※、民間計49% (※県18.21%、市町村計32.79%)
- 業務領域 : 生活排水処理事業等に係る「計画策定支援」「事業運営支援」「技術継承支援」



第3節 下水道の維持管理

昭和から平成初期にかけて造成された施設の老朽化が進行し、修繕、改築などに要する費用が増加しており、適切なマネジメントが求められています。管渠、ポンプ、処理場などの設備について、点検結果に基づいて計画的に修繕、改築を実施し、各施設の機能維持を図っています。

また、下水道に流入する汚水及び下水道から放流する処理水の水質の管理も管理者の責務であり、処理場における監視と共に、汚水を排出する家庭、事業所などの排水設備の規制指導を実施しています。



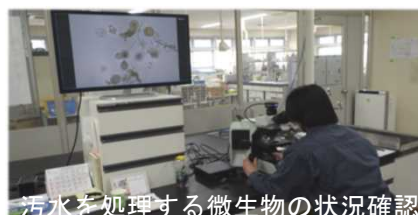
処理場の維持管理

法令の基準に適合した良好な処理水の水質を確保するため、状況に応じた確実な運転操作を行っています。また、下水汚泥の適正な処理と減量化に努めています。

※平成21年度から指定管理者が日常の維持管理業務を行っています。



各処理施設の監視



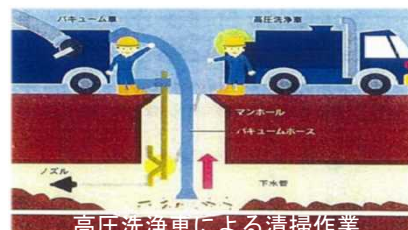
汚水を処理する微生物の状況確認

下水管の維持管理

下水管の底に砂や汚泥が堆積すると、汚水があふれだす原因となります。また、下水管が破損すると、下水が流れないばかりでなく、管内への土砂流入により管が埋設されている道路を陥没させるおそれもあるため、定期的に清掃・点検を行っています。



マンホールの点検



高圧洗浄車による清掃作業

下水道施設の改修・修繕

老朽化した施設の増加により、改修・修繕事業は下水道事業の中でも大きなウェイトを占めるようになっていきます。



腐食した管渠



管渠の布設

第4節 広報活動

下水道等の施設の整備に当たっては、地域のニーズを踏まえて県民の理解を得ながら事業を進めていく必要があります。このため、県民の事業への関心を喚起し、下水道等の役割・必要性、下水道使用料の仕組み等について、正しく理解してもらうことを目的として、施設見学会及び勉強会等の広報活動を実施しています。



秋田臨海処理センター



秋田臨海処理センター



大曲処理センター



大館処理センター

第 7 章 道 路

第 1 節 道路の現況

1 道路の現況

(1) 高速道路

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、高速道路ネットワークの早期完成が望まれています。

県内で計画されている高速道路の延長約 362 km のうち、令和 6 年度末時点の供用延長は約 332 km、供用率は 92% となっています。

県内の路線別の整備状況については、鹿角市・小坂町を通過する東北縦貫自動車道（東北自動車道）41.8 km が昭和 61 年までに全線供用されており、また、岩手県境から秋田市を経由し、潟上市に至る東北横断自動車道（秋田自動車道）98.5 km も平成 9 年までに全線供用されています。

山形県境から県内沿岸部の主要都市を経由し、小坂 JCT で東北自動車道に接続する日本海沿岸東北自動車道約 184 km は、令和 2 年 12 月に蟹沢 IC ～大館能代空港 IC 間が開通したことで、約 161.5 km が供用されています。未開通区間についても、遊佐象潟道路 9.9 km（県内分）及び二ツ井今泉道路 5.9 km の整備が進められております。また、二ツ井白神から小繋間については、平成 27 年度に能代地区線形改良（約 2.0 km）が事業着手されたほか、令和 2 年度に種梅入口交差点、令和 3 年度に荷上場地区交差点の改良事業がそれぞれ事業着手となり、日沿道の全線開通へ向けて大きく前進しています。

東北中央自動車道は、約 38 km のうち雄勝こまち IC から横手 IC までの 26.7 km が平成 19 年までに供用開始し、平成 28 年度には雄勝こまち IC から上院内間 6.7 km のうち、院内道路 3.0 km が供用開始されました。また、唯一の事業未着手区間となっていた県境部の真室川雄勝道路（県内約 4 km）についても、令和元年 12 月に工事着手に至りました。

今後も高速道路ネットワークの早期完成について、国に対し強く働きかけていきます。

(2) 一般国道

国道は、主要都市間の連絡強化や高度医療施設へのアクセス機能の向上など、県民生活に欠かすことのできない主要幹線道路として整備が進められています。

県内には、国が管理する 7 号・13 号・46 号の 3 路線と県が管理する 101 号から 454 号までの 14 路線があります。そのうち県が管理する国道の延長は 871 km で、約 94% は改良済道路となっています。

(3) 都道府県道

県道は、通勤・通学・通院など、地域の生活圏単位での交流を活性化させるほか、日常生活における安全・安心の確保や利便性を向上させるため整備が進められています。

県内には 186 路線、延長 2,377 km の県道があり、そのうち約 76% は改良済道路となっています。

(4) 市町村道

市町村道は、最も身近な日常生活道路であることから、路線数も非常に多く、その道路延長も県全体の約 84% を占めています。

しかしながら、幅員が狭い道路や、舗装されていない道路も多く、改良率・舗装率ともに約 66% 程度にとどまり、生活に密着した道路でありながら整備が遅れている現状にあります。

◆道路の整備状況

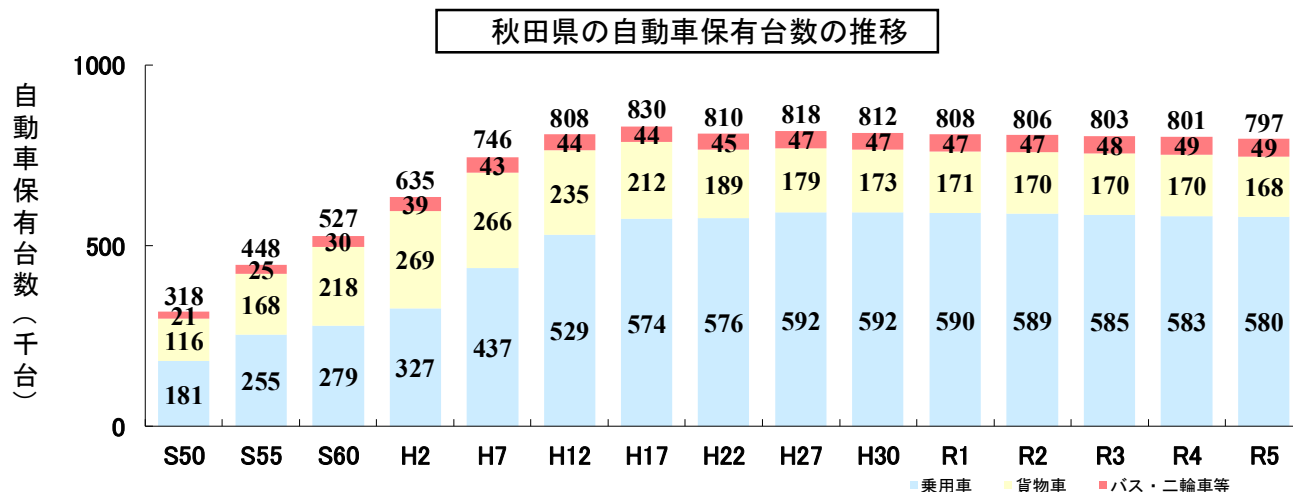
道 路 区 分	路線数 (箇所)	延 長 (km)	路 面 別				構 成 別				
			改 良 済		舗 装 済		道路部 延 長 (km)	橋 梁		ト ン ネ ル	
			延 長 (km)	率 (%)	延 長 (km)	率 (%)		橋 数 (箇所)	延 長 (km)	トンネル (箇所)	延 長 (km)
一 般 道 路 計	43,534	23,672	16,255	68.7%	16,720	70.6%	23,398	11,331	219	153	55
国 県 道	203	3,716	3,089	83.1%	3,626	97.6%	3,566	2,732	102	116	48
一般国道	17	1,340	1,290	96.3%	1,340	100.0%	1,254	1,229	50	78	36
国直轄	3	469	469	100.0%	469	100.0%	435	508	19	25	16
県管理	14	871	821	94.3%	871	100.0%	819	721	31	53	21
県 道	186	2,377	1,799	75.7%	2,286	96.2%	2,313	1,503	52	38	11
市 町 村 道	43,331	19,956	13,165	66.0%	13,094	65.6%	19,831	8,599	117	37	7

※ 道路現況調査より（令和 5 年 3 月 31 日現在）

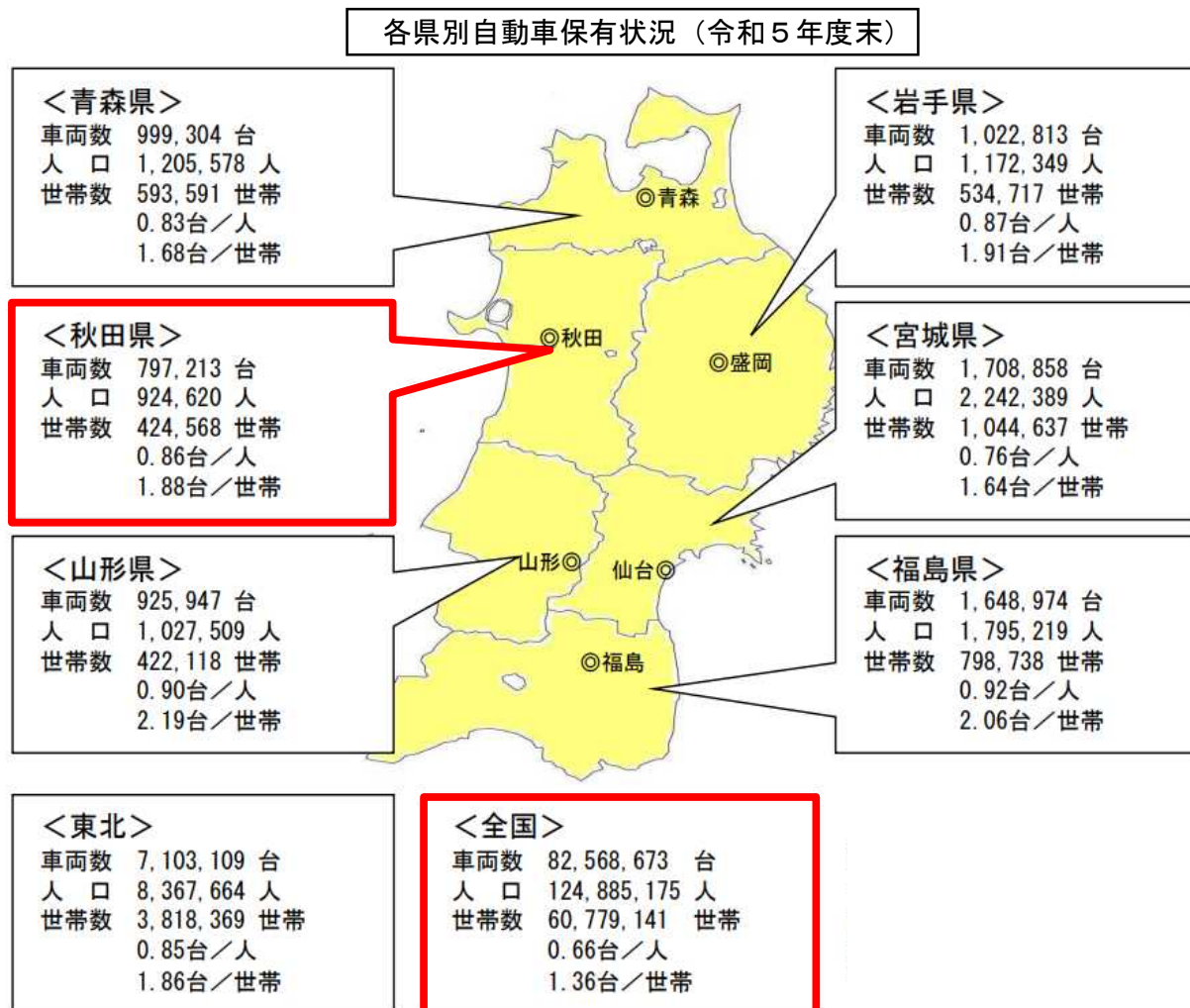
2 道路整備の必要性

(1) 県民生活を支える自動車交通

本県の自動車保有台数は、昭和50年からの約50年で、2.5倍の約80万台となっており、平成17年度のピーク以降、概ね横ばい傾向となっています。また、1世帯当たりの乗用車保有台数も1.88台と、全国平均の1.36台と比べ、約1.4倍と高くなっており、日常生活及び経済活動を支えるうえで、自動車は必要不可欠なものとなっています。



(資料: 一般財団法人 自動車検査登録情報協会)

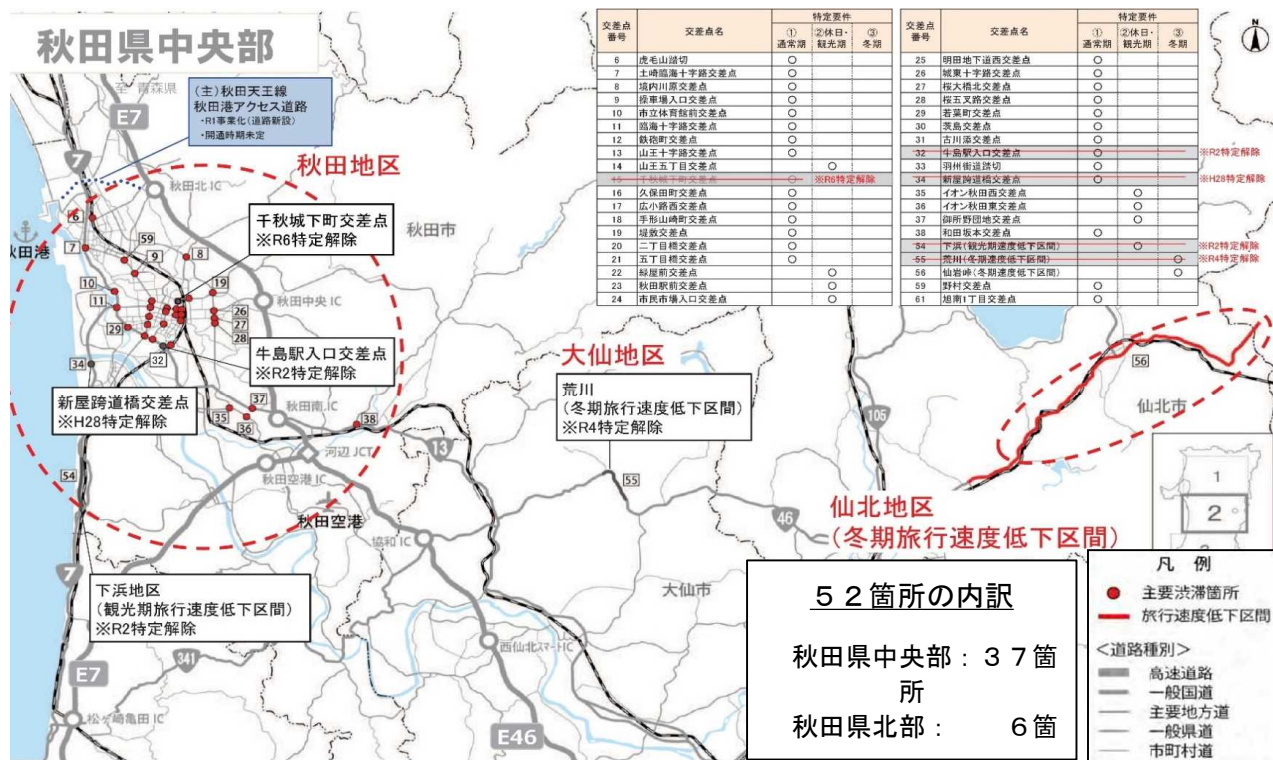


(資料: 東北運輸局 図で見る東北の運輸)

(2)依然として残る渋滞箇所

県内には都市部を中心に渋滞箇所が集中しており、令和6年度末現在、全県に52箇所の主要渋滞箇所があります。（平成24年度の公表時には62箇所）

特に秋田市においては混雑区間・箇所が面的に広がり、複数路線に跨がり多くの渋滞箇所が存在しています。



※出典 R7.3 秋田県渋滞対策推進協議会資料より一部抜粋（修正）
東北地方整備局秋田河川国道事務所
URL: http://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/04_jyuutai/index.html

(3)冬期交通の円滑化

本県は、全国でも有数の豪雪県で、冬期は積雪や凍結などにより事故の危険性が高まるほか、通勤時間帯を中心に著しい交通渋滞が発生しています。

また、県境・郡境の峠部を中心に、多くの冬期通行止区間があります。
(冬期通行止区間：55区間、約400km)



(4)安全・安心の確保

県内には通学路等を含め歩道の整備が必要な区間が多数残っており、整備が急がれています。

また、平成28年9月の秋の行楽シーズンには、国道341号五十曲地区において、落石に伴う全面通行止めが発生し、多方面に影響が及びました。

県では、このような災害を未然に防ぐため落石崩壊危険箇所の定期的な点検を実施すると共に、災害対策工事を行っています。

加えて、近年全国的にインフラ施設の老朽化が問題となっています。秋田県では、「秋田県橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、大きな損傷が発生する前に手当てする「予防保全型」の管理を行い、道路インフラの老朽化対策に取り組んでいます。

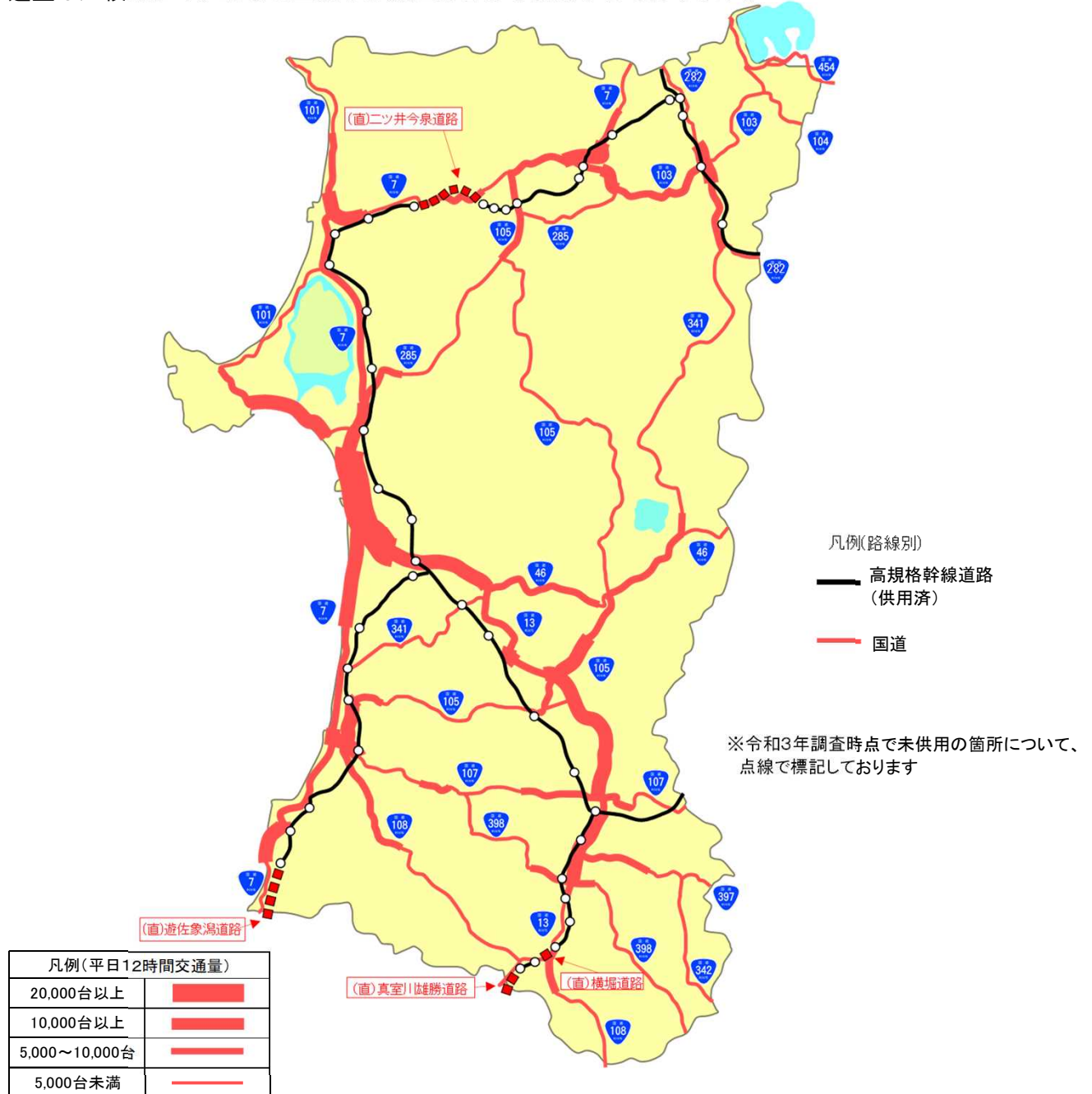
県民の日常的な安全・安心の確保を図るため、歩道の整備や防災対策、各種道路施設の適切な保全を行っています。

3 交通量図

下図は県内幹線国道の交通量（令和3年度調査実施）を図表化したものです。

国道7号・13号については、交通量が1万台以上の箇所も多く、地域間交流を支える大動脈となっております。

また、国道7号・13号を補完する県管理国道（通称3桁国道）も、各中核都市周辺での交通量は比較的多く、地域の主要な幹線道路として利用されております。



◆県内交通量ベスト10(※同一路線で最大の交通量観測地点を記載)(平日・24時間交通量)

No	路線名	交通量	観測地点
1	一般国道13号	39,310	秋田市牛島西一丁目
2	一般国道7号	37,106	秋田市八橋下八橋
3	秋田天王線	33,038	秋田市山王二丁目
4	秋田昭和線	31,599	秋田市上北手百崎内山
5	秋田停車場線	24,767	秋田市山王七丁目
6	秋田北インター線	24,168	秋田市外旭川三後田
7	一般国道101号	23,885	湯上市天王
8	秋田御所野雄和線	19,510	秋田市御野場新町四丁目
9	秋田北野田線	19,423	秋田市旭北寺町
10	一般国道105号	19,310	由利本荘市川口

資料: 令和3年度道路交通センサス

第2節 道路の整備

1 秋田県道路整備計画

(1) 策定のポイント

新秋田元気創造プランに掲げる施策を着実に推進するため、県内の道路における各路線の性格や役割を整理し、道路整備の方向性を示した「秋田県道路整備計画」を策定しています【前期 R6～R10】。

人口減少と少子高齢化、伸び悩む県内総生産と低位にある1人当たり県民所得などの様々な課題に直面していることから、本計画では、これらの課題を客観的に捉え、道路管理者が対応すべき課題を整理し、道路整備の方針として、「5つの柱・10の施策」を整理・体系化しています。

① 交流・連携

～人・ものが広域に交流するためのみち～

①-1 高速道路ネットワークの構築

- 県内外の円滑な交流連携の強化
- 県土の発展に資する骨格の形成

② 産業・物流・観光

～地域産業や観光資源を元気にするみち～

②-1 地域産業・物流の活性化

- 港湾や空港へのアクセス強化
- 産業・物流拠点の高度化・効率化

②-2 観光集客力の強化

- 観光地へのアクセス強化

③ 地域・生活

～みんなが生活しやすいまちを支えるみち～

③-1 地域の自立支援

- 地域間の移動支援
- 過疎地域への生活支援

③-2 快適な日常生活の実現

- 日常生活の拠点となる、小学校や旧役場庁舎周辺への快適な移動

④ 安全・安心

～安全で快適な暮らしを支えるみち～

④-1 安心して暮らせる道路空間整備

- 安心して歩ける歩行空間の確保
- 事故などの無い安全・安心な道

④-2 雪に強い道路

- 市街地の雪対策強化
- 冬期における円滑な移動の確保

⑤ 強靱化・防災

～もしもの時に備えたみち～

⑤-1 道路の強靱化の推進

- 災害時の交通移動を確保できる道路
- 人の命をまもる道路
- 頻発する自然災害に備える道路

⑤-2 既存道路の有効活用

- 道路の長寿命化・耐震化
- 効率的な維持管理の実践

⑤-3 道の駅の防災力強化

- 防災等の機能強化

(2) 道路整備の方向性

「秋田県道路整備計画」では、県内の道路交通網を①県土の骨格を形成する道路ネットワーク、②産業・物流に寄与するネットワーク、③観光に寄与するネットワークの3つの観点から整理し、これらを重ね合わせた道路ネットワーク図を作成しています。道路ネットワーク図を元として、地域毎の課題に対応した今後の道路整備の方向性を示しています。

■ 道路ネットワークの定義

◆ 3つの道路ネットワークの定義

① 県土の骨格を形成する道路ネットワーク

(1) 高速道路ネットワークの早期完成

イ) 高速道路

(2) 高速道路を補完する幹線道路ネットワークの形成

イ) 高規格道路、一般広域道路

ロ) 直轄国道、補助国道

(3) 地域間ネットワークの構築

イ) 秋田都市圏と各二次生活圏中心都市を結ぶネットワーク

ロ) 二次生活圏の中心都市同士を結ぶネットワーク

(4) 生活道路の機能強化

イ) 二次生活圏単位で、二次生活圏中心都市と旧市町村役場を結ぶネットワーク

ロ) 隣接する旧市町村役場を結ぶネットワーク

※ただし、現況状況や地形的な要因により、交通量が少ない路線は対象外とする。

② 産業・物流に寄与するネットワーク

工業団地・商業施設・物流拠点と交通拠点（高速IC、港湾、空港、駅）を結ぶネットワーク（重要物流道路、代替・補完路）

高速道路、直轄国道、県管理国道も対象とする。※ただし、冬期閉鎖区間は除く。

③ 観光に寄与するネットワーク

観光地（道の駅含む）と交通拠点（高速IC、港湾、空港、駅）を結ぶネットワーク

高速道路、直轄国道、県管理国道も対象とする。※ただし、県管理国道は、県際道路を対象とする。

■ 地域別道路整備計画

秋田県には大きく3つの生活圏があり、これらを8つの地域振興局が分担し、地域の課題に対応するための様々な施策を推進しています。

地域の特性を踏まえながら、地域の課題とそれに対応するための道路整備の施策を整理し、8地域ごとに道路整備の方向性を示しています。

◆ 3つのネットワークを重ね合わせし、地域別の道路ネットワークを構築

8地域ごとに

① 県土の骨格を形成する道路ネットワーク

② 産業・物流に寄与するネットワーク

③ 観光に寄与するネットワーク

重ね合わせ

地域別道路整備計画ネットワーク

道路整備の効果

道路整備を計画的に進めるためには、現状の課題を解決するための「将来目標」を設定する必要があります。本計画では、道路整備の方針として、「5つの柱・10の施策」を整理・体系化しており、柱ごとに目標指標を設定し、将来における目標値を立てたうえで、計画的な道路整備を推進します。

道路の整備を進めていくことによって、次のとおり様々な効果が期待されます。



方針① 交流・連携

人・ものが広域に交流するための“みち”

道路整備方針

①-1 高速道路ネットワークの構築

期待される効果

- 県内外移動の高速化
- 地域間の交流人口の増加
- 広域的なモノの移動による産業の振興



方針② 産業・物流・観光

地域産業や観光資源を元気にする“みち”

道路整備方針

②-1 地域産業・物流の活性化

②-2 観光集客力の強化

期待される効果

- 県内企業立地の増加
- 県産品販路の拡大
- 県外からの観光客の増加



方針③ 地域・生活

みんなが生活しやすいまちを支える“みち”

道路整備方針

③-1 地域の自立支援

③-2 快適な日常生活の実現

期待される効果

- 地域間交流の活発化
- 日常生活における拠点施設（役場・学校・病院等）への円滑な移動による住みやすさの向上



方針④ 安全・安心

安全で快適な暮らしを支える“みち”

道路整備方針

④-1 安心して暮らせる道路空間整備

④-2 雪に強い道路

期待される効果

- 高齢者や子どもも安心して暮らせる環境の確保
- 冬期間も含めた移動の円滑化



方針⑤ 強靱化・防災

もしもの時に備えた“みち”

道路整備方針

⑤-1 道路の強靱化の推進

⑤-2 既存道路の有効活用

⑤-3 道の駅の防災力強化

期待される効果

- 災害時の避難行動、救助活動を支える移動経路の確保
- 長期的な維持管理費の縮減
- 大規模災害時等の広域的な復旧・復興活動拠点や地域の一時避難所等の活用



2 高規格幹線道路

(1) 高規格幹線道路網計画

高規格幹線道路とは、自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路です。

昭和62年6月26日の道路審議会答申に基づき、同年6月30日、建設大臣（当時）が、約14,000kmの高規格幹線道路網計画を決定したほか、「第四次全国総合開発計画」（昭和62年6月30日閣議決定）においても“交流ネットワーク構想”を推進するため、次のとおり位置付けられています。

「全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等から概ね1時間程度で利用が可能となるよう、およそ14,000kmで形成する。」

体系

高規格幹線道路（全体構想：約14,000km）

- ・「四全総」および「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月31日閣議決定）で国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成するものとして構想

高速自動車国道
（全体計画：11,520km）

一般国道自動車専用道路
（全体計画：約2,480km）

(2) 高速自動車国道の整備状況

	全 国		秋 田 県	
	延 長	供用率	延 長	供用率
全体計画	11,520km	—	362km	—
R3末供用	10,218km	89%	332km	92%
R4末供用	10,274km	89%	332km	92%
R5末供用	10,304km	89%	332km	92%
R6末供用	10,355km	90%	332km	92%

※高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路（A'路線）の供用延長含む



【写真】令和2年12月13日 日本海沿岸東北自動車道(蟹沢IC～大館能代空港IC)が開通

(3) 秋田県の高規格幹線道路の概要

秋田県の高規格幹線道路は、東北自動車道が昭和61年7月に開通して以来、着実に整備が進められ、平成9年6月には東北中央自動車道「湯沢IC～横手IC」が開通、同年11月には秋田自動車道「北上JCT～昭和男鹿半島IC」が全線開通し、県内の高規格幹線道路網が整いました。

以降、順調に整備が進み、近年では平成28年度に、日本海沿岸東北自動車道「鷹巣IC～二井田真中IC」及び東北中央自動車道「院内道路」が開通、平成29年度には日本海沿岸東北自動車道「大館能代空港IC～鷹巣IC」が開通、令和2年度には同「蟹沢IC～大館能代空港IC」が開通し、令和6年3月末時点の供用率は約92%となっています。現在、日本海沿岸東北自動車道では「遊佐象潟」、「二ツ井白神～小繋間」、「二ツ井今泉道路」、東北中央自動車道では「横堀道路」、「真室川雄勝道路」で国の施行による事業が進められています。

また、平成31年3月に秋田自動車道「湯田IC～山内PA間」が4車線化の事業許可となったことに続き、令和2年3月には「山内PA～横手IC間」、令和3年3月には「北上西IC～湯田IC間」、令和6年3月には「横手北スマートIC～大曲IC間」が4車線化の事業許可となり、信頼性の高い高規格幹線道路ネットワークの構築により、物流環境の改善が図られ、企業立地の促進等による地域産業の活性化に大きく寄与するものと期待されます。

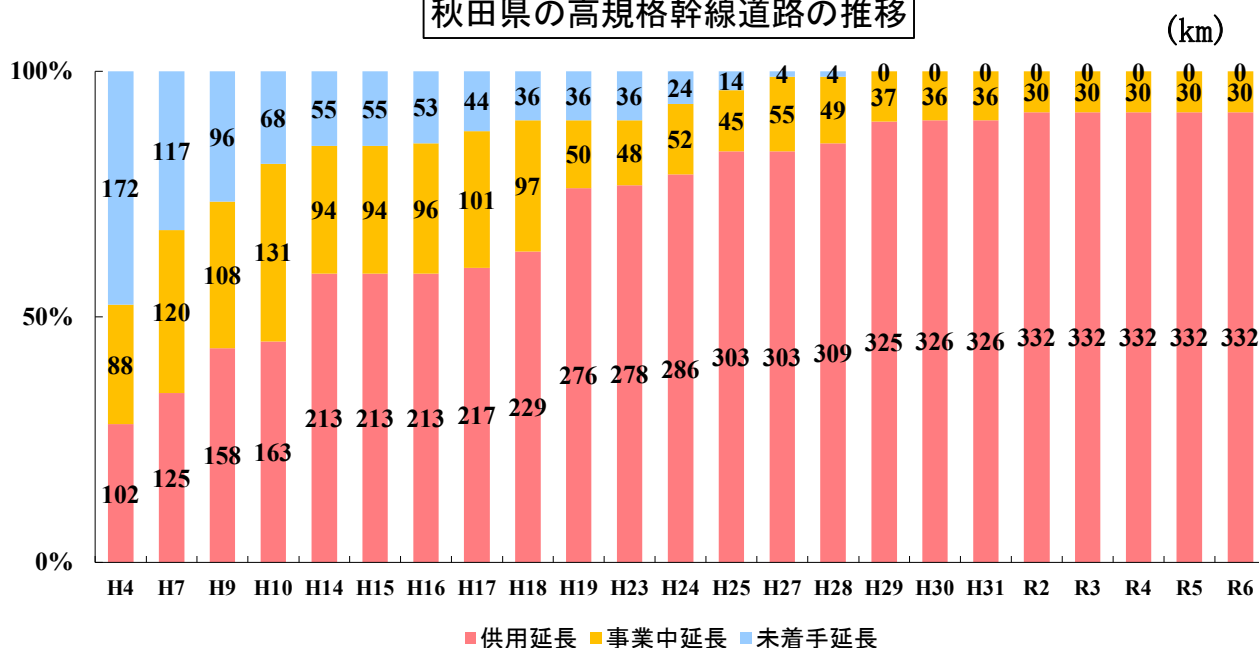
【全国の整備状況】 R7.3末現在 ※一般国道自動車専用道路(B路線)含む

区 分	計画総延長	うちR6末	供用率	備 考
		供用延長		
全 国	14,000 km	12,339 km	88%	
東 北	2,218 km	2,095 km	94%	東北のみR6.3末現在
秋 田	362 km	332 km	92%	

【県内の路線別整備状況】 R7.3末現在

路 線 名	路線延長	供用延長	未整備延長	備考
東北自動車道	42 km	42 km	－	S58～S61開通
秋田自動車道	99 km	99 km	－	H9全線開通
日本海沿岸東北自動車道	約 184 km	162 km	23 km	
東北中央自動車道	38 km	30 km	8 km	
合 計	約 362 km	332 km	31 km	

秋田県の高規格幹線道路の推移



令和7年3月末現在、県内の高規格幹線道路の整備状況は以下のとおりです。

[高速自動車国道]

事業主体 : 国土交通省（新直轄方式）

道路名	区 間	延 長	基本計画	事業着手年	供用済延長	備 考
日本海沿岸 東北自動車道	本荘～岩城	21.6km	H1. 2. 27	H9. 12. 25	21.6km	H19. 9. 17供用
	大館北～小坂北	14.0km	H3. 12. 20	H10. 10. 25	14.0km	H25. 11. 30供用

※両区間とも、当初は日本道路公団による有料道路事業として整備が進められていましたが、平成15年度から新直轄方式が採用され、国土交通省により整備が進められました。

※新直轄方式は、採算性の面で各日本高速道路株式会社による建設が困難な路線のうち、緊急性、必要性の高い路線の建設及び管理費用を国と都道府県の負担により行う方式であり、完成後は無料区間となります。

[高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路]

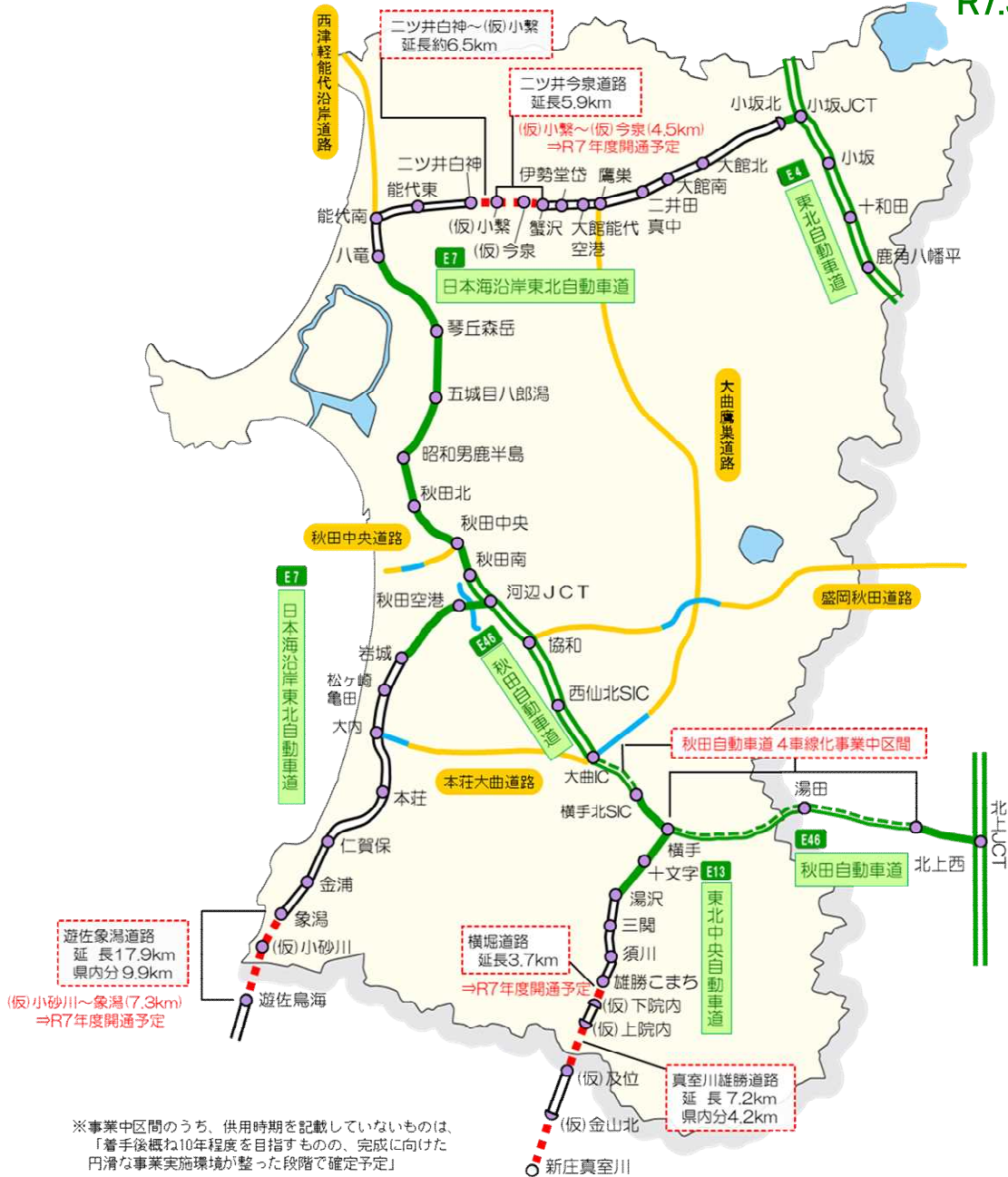
事業主体 : 国土交通省（鷹巣西道路のみ県事業で実施）

区 分	路線名	道路名	区 間	延長	着手 年度	供用済 延長	備 考
日本海沿岸 東北自動車道	国道7号	遊佐象潟道路	遊佐～象潟	17.9km	H25	—	県内延長 L=9.9km (仮)小砂川～象潟R7供用予定
		象潟仁賀保道路	象潟～仁賀保	13.7km	H17	13.7km	H27.10.18 全線供用
		仁賀保本荘道路	仁賀保～本荘	12.5km	H12	12.5km	H24.10.27 全線供用
		琴丘能代道路	琴丘森岳～ 二ツ井白神	33.8km	S58	33.8km	H19. 8.12 全線供用
		(二ツ井白神～小繋)	二ツ井白神～ (仮)小繋	約6.5km	H27	—	※現道活用区間であり、 交通安全事業により整備中
		二ツ井今泉道路 鷹巣西道路	(仮)小繋～ 大館能代空港	11.2km	H24	5.3km	蟹沢IC～大館能代空港IC間は R2.12.13供用済み (仮)小繋～(仮)今泉R7供用予定
		鷹巣大館道路	大館能代空港～ 二井田真中	13.9km	H17	13.9km	H30.3.21 全線供用
		大館西道路	二井田真中～ 大館北	8.8km	S57	8.8km	H25.11.30 全線供用
東北中央 自動車道	国道13号	湯沢横手道路	雄勝こまち～ 横手	26.7km	S59	26.7km	H19. 8.26 全線供用
		横堀道路	(仮)下院内～ 雄勝こまち	3.7km	H27	—	R7供用予定
		院内道路	(仮)上院内～ (仮)下院内	3.0km	H15	3.0km	H28.11.5 全線供用
		真室川雄勝道路	(仮)及位～ (仮)上院内	7.2km	H29	—	県内延長 L=4.2km

※A' 路線とも呼ばれ、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として国土交通省が施行するもので、将来高規格幹線道路網に組み入れられる予定の道路です。

秋田県高規格幹線道路網図

R7.3月末現在



凡	例
高速道路 4車線供用中(有料区間)	==
〃 2車線供用中(有料区間)	==
〃 2車線供用中(無料区間)	==
〃 事業中	■ ■ ■ ■
自動車専用道路 供用中	—

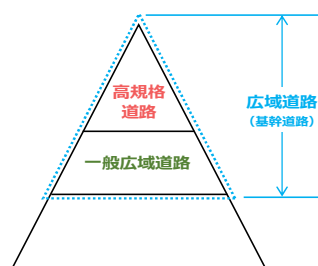
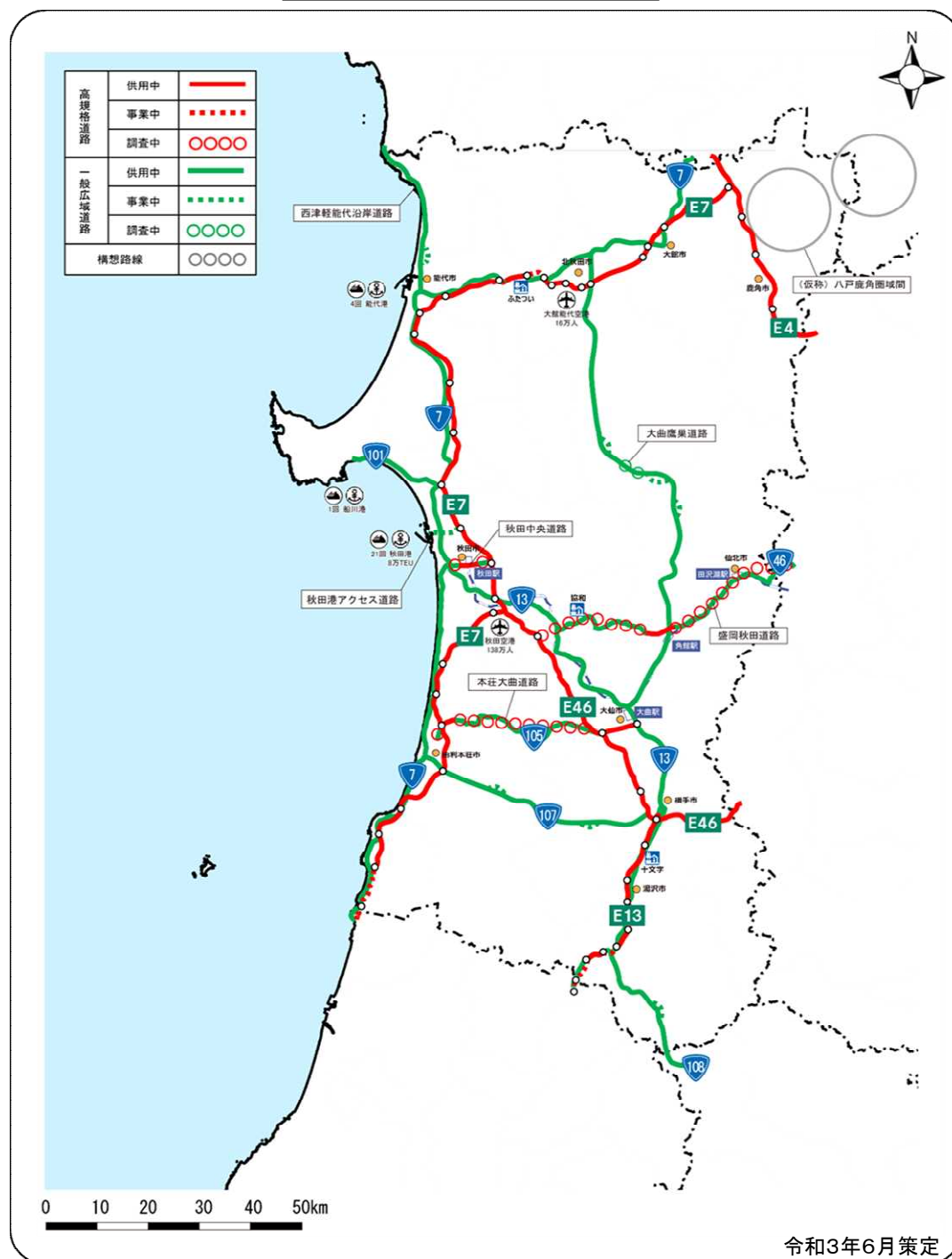
インター 形式	フルインター・ ジャンクション	●
	ハーフインター	◐

3 新広域道路交通計画

安全安心で暮らしやすく、交流が拡大する秋田県を実現するためには、新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、平常時・災害時を問わない物流・人流の確保・活性化を図る道路ネットワークを整備する必要があります。

このため、「盛岡秋田道路」や「大曲鷹巣道路」等について、整備に向けた取組を強化することとしています。

広域道路ネットワーク計画図



①高規格道路

高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路。求められるサービス速度が概ね60 km/h以上の道路。交差点の立体化や沿道アクセスコントロール等により、サービス速度の確保を図る。

②一般広域道路

広域道路のうち、高規格道路以外の道路。求められるサービス速度が概ね40 km/h以上の道路。部分的に改良等を行い、サービス速度の確保を図る。

4 幹線道路の整備

・国道、県道の整備

地域の安全・安心を確保し経済の活性化を支援する社会基盤として、県管理国道及び県道の整備を進めており、高速交通ネットワークの補完や地域間交流を促進するネットワークの形成を図ります。

(1) 国道の整備

県管理国道14路線のうち、現在7路線・13箇所でバイパスや道路拡幅等の整備を進めています。

○主な整備箇所（国道）

事業区分	路線名	箇所名	整備延長
バイパスの建設	101号	峰浜水沢(八峰町)	1,900m
	105号	幸屋渡(北秋田市)	1,600m
	105号	堀内(仙北市)	830m
	105号	坂本(仙北市)	1,730m
	285号	富津内(五城目町)	3,300m
	341号	新波(秋田市)	1,100m
	398号	稲庭(湯沢市)	4,530m
現道拡幅	108号	根子(由利本荘市)	2,250m
車道の4車線化	107号	本荘道路(由利本荘市)	2,000m

(2) 県道の整備

主要地方道、一般県道において、現在7路線・7箇所でバイパスや道路拡幅等の整備を進めています。

○主な整備箇所（県道）

事業区分	路線名	箇所名	整備延長
港アクセス	(主)秋田天王線	秋田港アクセス道路(秋田市)	6,120m
高速ICアクセス	(主)横手大森大内線	三本柳(横手市)	2,240m
道路の拡幅	(主)比内田代線	二井田(大館市)	4,400m
バイパスの建設	(主)大館十和田湖線	雪沢(大館市)	2,930m
	(主)秋田八郎潟線	山内増沢(秋田市)	1,500m
	(一)川添下浜停車場線	下浜羽川(秋田市)	2,059m
老朽橋の架替	(主)秋田雄和本荘線	相川【水沢橋】(秋田市)	1,360m



国道105号
北秋田市 幸屋渡工区

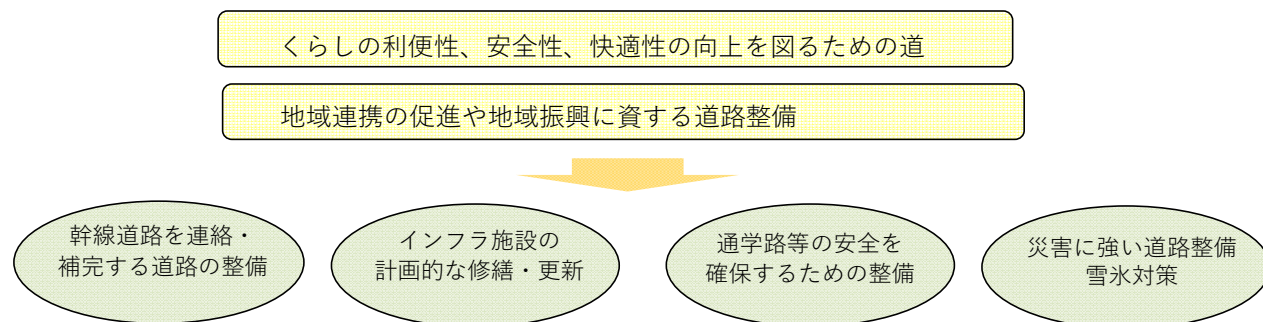


(主) 秋田天王線
秋田市 秋田港アクセス道路

5 市町村道の整備

市町村道には、国道・県道とともに地方の幹線道路網を構成する幹線市町村道と、居住環境を形成する生活道路としての役割を担う一般市町村道があります。

これらのうち、利便性・快適性の向上による地域連携の促進や、道路利用者の安全を確保するための事業については、国庫補助事業により重点的に整備を図ります。



令和7年度事業（代表箇所抜粋）

【交付金事業】

○改築事業 ・ 潟上市 武利子澤白洲野樹園地1号線ほか ・ 由利本荘市 百宅線 等

【補助事業】

○道路メンテナンス事業 ・ 秋田市 川尻新屋線（新川橋） ・ 北秋田市 七日市～横渚線（横渚橋）
・ 大仙市 蛭川浜町線（姫神橋） 等

○無電柱化推進計画事業 ・ 秋田市 川尻総社通り線 等

○交通安全対策（通学路緊急点検） ・ 由利本荘市 一番堰薬師堂線 ・ 湯沢市 下平城線 等

【秋田市】 川尻新屋線（新川橋） 道路メンテナンス事業



旧橋の状況



▲主桁及び支承部の腐食状況



▼鉄筋が露出した床版

【由利本荘市】一番堰薬師堂線 歩道整備



▲整備状況

【秋田市】川尻総社通り線 無電柱化推進計画事業



▲川尻総社通り線（現況）



▲整備済み隣接工区

第 3 節 よりよい道路環境を目指して

1 交通安全対策

(1) 交通安全対策

令和 6 年の交通事故発生件数は、直近 15 年間で最小となっています。

事故発生件数は減少傾向であり、今後も歩道整備や事故が多発する交差点や急カーブの解消によって、事故の削減に努めていきます。

令和 7 年度は、国道 282 号西町地区ほか 11 箇所対策を実施する予定です。

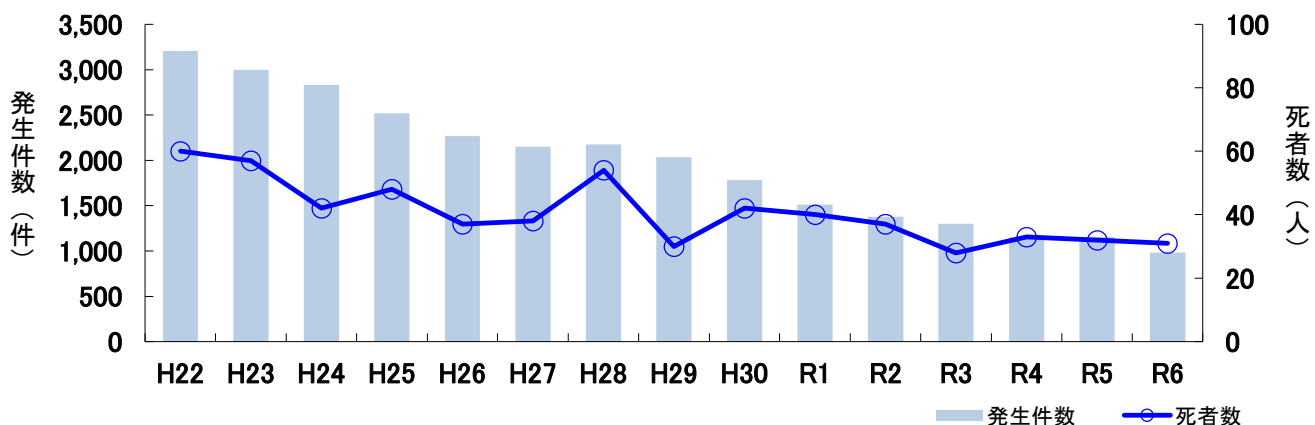


(一) 植田平鹿線 横手市



(主) 角館六郷線 仙北郡美郷町

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	3,206	2,996	2,830	2,518	2,270	2,151	2,177	2,034	1,784	1,514	1,377	1,301	1,157	1,155	981
死者数	60	57	42	48	37	38	54	30	42	40	37	28	33	32	31



(2) 「道の駅」の機能強化

県内の「道の駅」が、利用者ニーズの高い複数の機能を兼ね備えており、各駅の特徴を活かし個性が光る『秋田の「道の駅」』を創出します。

なお、令和 6 年 10 月に新たに道の駅「十和田湖」がオープンし、県内では 34 駅が供用済みとなっています。



道の駅「十和田湖」 (小坂町)



道の駅「おが」 (男鹿市)

◆県内の道の駅

路線名 登録年度	「道の駅」名 (施設名)	特 色 等
① 国道7号 (H5年度)	たかのす (大太鼓の里)	ギネス認定世界一の太鼓をはじめ、世界各地の珍しい太鼓を集めた太鼓の「博物館」。
② 国道7号 (H6年度)	ふたついで (きみまちの里)	レストランのテラスからは、悠々と流れる米代川や、対岸の原生林に覆われた七座山を眺めながら郷土料理を堪能。H30年7月にリニューアルオープン。
③ 国道7号 (H7年度)	にしめ (はまなすの里)	霊峰鳥海山と夕日の日本海、そして緑につつまれた心休まる、はまなすの里が「道の駅 にしめ」。
④ 国道7号 (H7年度)	やたて峠 (天然杉といで湯の里)	大館矢立ハイパスは宿泊、食事、温泉、カラオケの利用が可能。また、遊歩道は天然秋田杉の森林浴が楽しめる。
⑤ 国道101号 (H7年度)	はちもり (お殿水)	世界自然遺産の白神山地から湧き出る水は、江戸参勤交代に津軽藩公も賞賛した清水で、ドライバーは殿様気分。
⑥ 国道282号 (H7年度)	かつの (花輪ばやしの里あんたらあ)	神秘的な湖「十和田湖」と山岳美「八幡平」の間にあり、花輪ばやしの屋台を展示し、伝統工芸の手作りを体験できる。
⑦ 国道107号 (H8年度)	東由利 (黄桜の里)	黄桜温泉「湯楽里」の湯につかり心身をリフレッシュ。あきたこまちや地場産食材による郷土料理を味わうことができる。
⑧ 国道285号 (H8年度)	かみこあに (秋田杉とコアニチドリの里)	秋田杉をふんだんに使用した建物の中で、特産品や野菜・草花・お土産品の展示・販売。地場産食材を活用した郷土料理。
⑨ 国道13号 (H8年度)	かみおか (茶屋っこ一里塚)	日本橋を起点として133番目の一里塚。一面田園がひろがり、牧歌的雰囲気が心を和ませます。物産館、レストランが郷土の味を提供。
⑩ 国道7号 (H8年度)	ことおか (土笛の里)	土笛などの製作体験や男鹿の夕日を見ながら土笛と夢のロマンを胸に四季折々の夕日を楽しめる。地場産品等の郷土料理も提供。
⑪ 国道7号 (H9年度)	象潟 (ねむの丘)	観光情報プラザ、大展望風呂、レストラン、特産品販売、遊びの広場、豊富な魚介類等地元の素材で嬉しい季節料理、日本海と鳥海山を望む大温泉。
⑫ 国道105号 (H9年度)	なかせん (ドンパン節の里)	ドンパン節発祥の地なかせん自慢の「あきたこまち」による特産品の製造・販売・見学。世界の米の豆知識を「こめこめプラザ」で。
⑬ 国道13号 (H10年度)	おがち (小町の郷)	小町笠をイメージしたユニークな円形の建物。山菜・野菜の直売、東北の灘と称される銘酒や稲庭うどんなどの販売。
⑭ 秋田天王線 (H10年度)	てんのう (夢と神話の里)	町のシンボルとなっている天王スカイタワー(高さ59.8m)、遊びの広場、温泉保養施設「天王温泉くらら」などがある。特にスカイタワーから臨む日本海や男鹿半島のパノラマが絶景。
⑮ 国道7号 (H11年度)	しょうわ (ブルーメッセ・あきた)	花をテーマにした複合施設で、主な施設はアグリプラザ昭和(地場産品・花き等の販売)、秋田県花き種苗センター(鑑賞温室3,000㎡の芝生広場等開放)、レストラン等。
⑯ 国道7号 (H11年度)	岩城 (島式漁港公園岩城アイランドパーク)	海と魚をテーマにした複合施設で、日本海の夕日を見ながら入浴できる温泉、地ビール、特産品販売施設、括魚センターなど。
⑰ 国道101号 (H11年度)	みねはま (ボンボコ101)	産地形成促進施設「おらほの館」を中心に、特産の野菜・果樹等の農産物販売、そばの加工と体験試食コーナー等を設けている。
⑱ 国道107号 (H11年度)	さんない (ウッディさんど)	農林水産物直売・食料供給施設(ウッディプラザ)、国産材需要開発センター(木の香)、林産物加工施設(ウッディさんない)等で構成されている。
⑲ 国道105号 (H12年度)	おおうち (はーとぼーと大内)	温泉付宿泊施設のぼぼろっこを中心として、伝承館や多目的広場などを整備。JR岩谷線と背中合わせのダブルステーションです。
⑳ 国道105号 (H12年度)	あに (マタギの里)	角館町と鷹巣町間で行われる100kmマラソンの中間点に位置する「道の駅」です。阿仁町の特産品を販売する他、レストランなど。
㉑ 国道285号 (H13年度)	ひない (比内鶏の里)	比内町の特産品を食材とした料理を堪能できるレストランや、特産品の直販を行っている「とっと館」など。
㉒ 国道285号 (H14年度)	五城目 (悠紀の国 五城目)	五城目産の野の幸、山の幸の直売所「いそらの四季」とだまこもちやとろろめし、きいちごソフトを味わえる食事処「やまゆり」がある緑に囲まれた旅のふれ愛スポット。
㉓ 国道108号 (H16年度)	清水の里・鳥海郷	鳥海山・法体の滝・名勝沼などの観光地への起点として、また地元特産品の直売所など地元住民との交流の場を提供する。
㉔ 国道13号 (H16年度)	美郷	後三年の役などの歴史探訪、竹打ちカマクラなどの体験ができ、季節により餅つきやそば打ち体験など。また爆裂機米菓子の実演は一見の価値あり。
㉕ 国道46号 (H16年度)	協和 (四季の森)	町内産材の秋田杉をふんだんに使った「遺跡・陶芸の里交流施設」があり、地場産品の直売や陶芸教室が行われる。
㉖ 国道13号 (H19年度)	十文字 (まめでらが～)	トイレやコンビニ等が建物の中に全て入っている、全国でも珍しい「道の駅」です。
㉗ 男鹿八竜線 (H20年度)	おおがた	日本で唯一干拓をテーマとした大潟村干拓博物館が隣接しており、八郎潟干拓の歴史や干拓により誕生した自治体「大潟村」の農業、自然、文化を展示紹介。
㉘ 国道7号 (H22年度)	あきた港	本州と北海道を結ぶ航路のフェリーターミナルも隣接していることから、秋田市情報の発信基地、来訪者と地域住民との交流の場の機能などを併せ持つ道の駅です。
㉙ 大館十和田湖線 (H22年度)	ななたき (こさか七滝)	十和田湖への中継地点にあり、日本の滝百選のひとつに数えられる落差60m、7段にわたって流れ落ちる「七滝」がある絶好の景勝スポットに位置する道の駅です。
㊳ 大館能代空港東線 (H22年度)	大館能代空港	空港を道の駅の一部として整備したものとしては、石川県小松空港に続き、全国で2例目となる珍しい道の駅です。
㊴ 国道398号 (H28年度)	うご	国道398号沿いの羽後町役場隣に位置し、総合交流拠点施設「端縫いの郷」を核に、特産のそばを使ったレストランや地物農産物で来場者をおもてなしします。
㊵ 市道大湯川向線 (H30年度)	おおゆ	地域資源である温泉を活用した足湯及び遊び場が整備され、開湯800年の歴史ある温泉郷としての地域イメージを直に体感できる「道の駅」です。
㊶ 市道新浜町・外ヶ沢線 (H30年度)	おが	JR男鹿線の終着駅「男鹿駅」に近接しており、半島周遊観光のゲートウェイ、広域周遊観光の拠点として、多様な周遊形態に対応した情報を広く発信していきます。
㊷ 国道454号 (R6年度)	十和田湖	国立公園である十和田湖畔の恵まれたロケーションを眺望できる屋外テラスや、隣接する緑地公園を活用した道の駅です。

2 渋滞対策

県内の慢性的な渋滞を緩和・解消し、円滑な交通を確保するため、国、地方公共団体、東日本高速道路㈱、各運送事業者等で組織される「秋田県渋滞対策推進協議会」において様々な渋滞対策に取り組んできたところです。

【秋田県渋滞対策推進協議会 構成員】

国土交通省東北地方整備局、国土交通省東北運輸局、秋田県、秋田県警察本部、秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、美郷町、東日本高速道路株式会社東北支社、社団法人秋田県トラック協会、社団法人秋田県バス協会、一般社団法人秋田県ハイヤー協会

同協議会では、様々な交通データを活用し渋滞箇所を絞り込み、あわせてパブリックコメントによる道路利用者等の意見を含めた形で、平成25年1月24日に県内の主要渋滞箇所62箇所を公表したところですが、ハード対策の実施等により現在52箇所となっております。

【主要渋滞箇所】

＜一般道路（秋田県内）＞

■ 62箇所→52箇所（R7.3末時点）

平成28年度：2箇所解除（国道7号「新屋跨道橋交差点」「仁賀保郵便局前交差点」）

平成29年度：1箇所解除（国道7号「象潟駅前交差点」）

令和 元年度：1箇所解除（国道7号「立花交差点」）

令和 2年度：2箇所解除（国道7号「下浜」、国道13号「牛島駅入口交差点」）

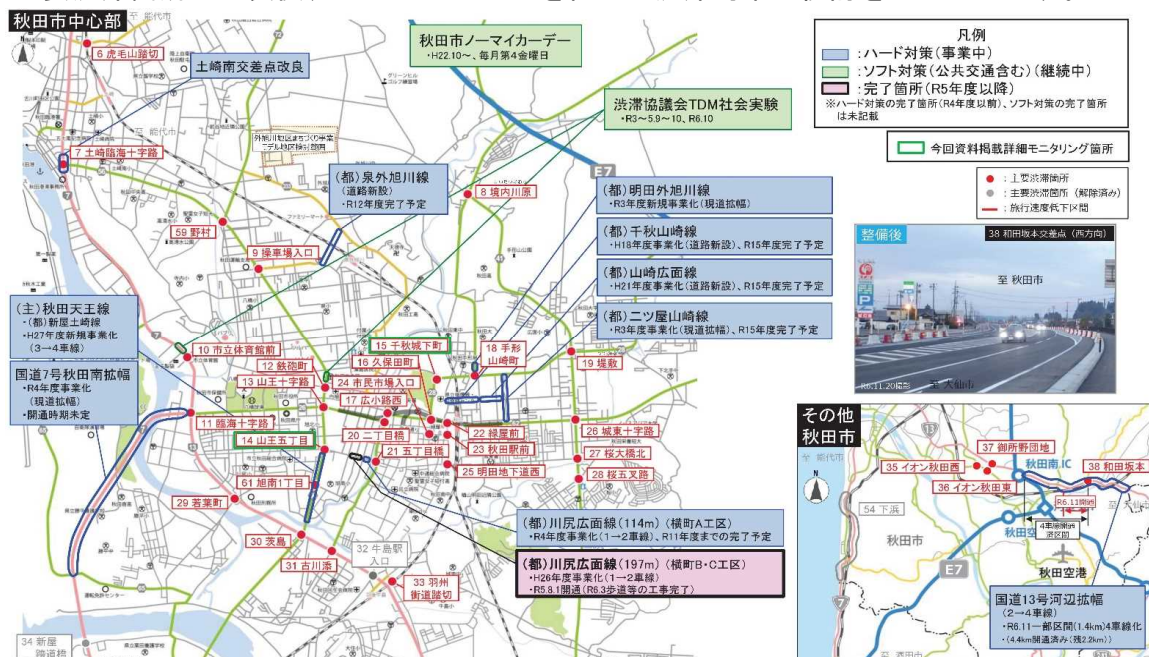
令和 4年度：1箇所解除（国道46号「荒川」）

令和 6年度：3箇所解除（（主）秋田岩見船岡線「千秋城下町交差点」、
（一）羽後本荘停車場線「西裏尾崎町交差点」「東裏尾崎町交差点」）



（主）秋田天王線「野村交差点」での渋滞状況

主要渋滞箇所の公表後、ソフト・ハードを含めた渋滞対策の検討を進めています。



3 わかりやすい道路案内施設の推進

高齢者ドライバーや訪日外国人旅行者の増加、自家用車による移動距離の長距離化により、これまで以上に「わかりやすい」道路案内標識が求められています。

外国人旅行者も含む道路利用者のニーズに対応するため、利用者の視点に立ち、視認性が良く、地名の英語表記を加えるなど、わかりやすい道路案内施設の整備を推進していきます。



国道398号 羽後町

4 人にやさしい道づくりの推進

県内で急速に進む高齢化に対応するため、利用者の方が安全・安心に通行出来る歩道の整備が求められています。

また、バリアフリーに対応し、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置、側溝蓋の改善等により「人にやさしい道づくり」を推進していきます。



(主)秋田昭和線 秋田市

5 無電柱化

無電柱化は、道路の地下空間を活用し、電線共同溝に電力線や通信線などをまとめて収容する電線類地中化方式や、地域の協力を得ながら、表通りから電線類が見えないように配線する裏配線方式などにより、道路から電柱をなくすことです。

道路の無電柱化は、「防災」「安全・快適」「景観・観光」の観点で整備効果が見込まれることから、中心市街地や観光地、災害時に重要な役割を果たす緊急輸送道路等において、引き続き整備を進めていきます。



(一)羽後本荘停車場線 由利本荘市花畑町

6 「通学路の合同点検」等の実施

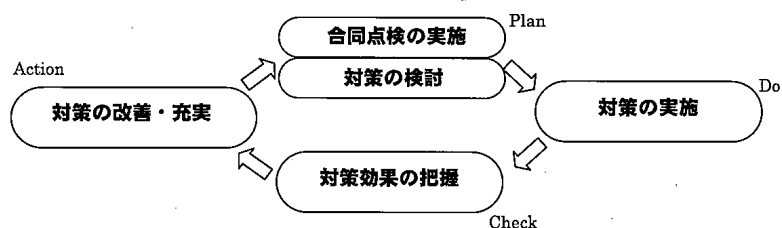
通学路の合同点検は、教育委員会、学校、PTA、警察及び道路管理者等が主体となって通学路の点検を行うもので、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が一体となり、通学路の交通安全の確保を目指しています。

基本的な方針として、合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定めた「通学路交通安全プログラム」を策定します。

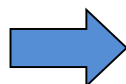
その上で、点検結果を踏まえた対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施する「PDCAサイクル」により、継続的な安全性向上を目指します。

策定された「通学路交通安全プログラム」及び合同点検によって抽出された対策必要箇所については、市町村のホームページ等で公表しています。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



対策の実施



国道101号 男鹿市

7 あきたのみち情報

あきたのみち情報では、通行規制情報、ライブカメラによる道路状況、防災情報、近隣県の道路情報などを確認することができます。

通行規制情報等をあらかじめ把握し、ドライバー自らが効率的なルート選択を行えるようになれば、県全体として効率的に道路を利活用することが可能です。

あきたのみち情報

道路に異常を見つけたら? #9910 道路線のしごと
道に関する相談は? 連絡先一覧

ズーム 大 中 小

キーワード例:「通行止」 検索

通行規制・道路状況

日本道路交通情報センターHP
通行規制区間
通行不能区間
冬期間輸送線

道路状況
ライブカメラ一覧

国道7・13・46号の情報
道路情報提供システム(東北地整HP)

近隣道路情報リンク
青森県の道路
岩手県の道路
宮城県の道路
山形県の道路
福島県の道路

防災情報
過去の緊急情報
秋田県の天気(気象庁)

関連機関
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
能代河川国道事務所
NEXCO 東日本

県内道路管理番号
ログインページ

7号/数H25.1.21~
今日: 684
昨日: 1394
総計: 4556462
平均: 1120

緊急情報
現在: 緊急情報は出ておりません。過去の緊急情報をご覧になるには、[ここをクリック](#)してください。

トピックス

2023年11月8日 ● 県道 秋田岩見川線(秋田市中通5丁目)の片側一方通行規制について

2022年10月25日 ● 国道107号(岩手県西和賀町)の通行について

2022年7月12日 ● 国道341号(秋田県仙北市玉川)の通行について

通行規制予告

規制開始予定日 通行規制情報

2024年3月14日 ● 予定 ■ 秋田北野田線(秋田中央道路トンネル)(秋田県秋田市手形中谷地)機器管理補修作業による全面通行止め

2024年3月15日 ● 予定 ■ 大更八幡平線(八幡平アスピーテライン)(秋田県鹿角市八幡平字釜ノ湯(釜ノ湯ゲート)夜間通行止めによる時間規制

2024年3月18日 ● 予定 ■ 秋田北野田線(秋田中央道路トンネル)(秋田県秋田市手形中谷地)機器管理補修作業による全面通行止め

2024年3月19日 ● 予定 ■ 秋田北野田線(秋田中央道路トンネル)(秋田県秋田市手形中谷地)機器管理補修作業による全面通行止め

通行規制情報 【全面表示】

☒ 通行規制を表示する ☒ ライブカメラを表示する

秋田県全域へ 更新 書き込み機能

地図

秋田県全域へ 更新 書き込み機能

情報 拡大

全面通行止め

種別: 工事に伴う規制

規制: 全面通行止め

路線名: 一般県道 橋台小入川線

規制起点: 秋田県山本郡八峰町八森滝の間

規制終点: 秋田県山本郡八峰町八森滝の間

規制日時 自: 2024/01/26(金) 09:00

至: 未定

備考: 橋梁補修工事(茶の沢橋)に伴い、令和6年1月26日~令和6年3月26日まで全面通行止めとします。

問合せ先: 山本地域振興局 0185526109

規制区間の表示([GoogleMapsへリンク](#))

迂回路の表示([GoogleMapsへリンク](#))

情報 拡大

ライブカメラ

設置場所: 東由利境

設置路線: 国道107号

撮影時刻: 2024年03月14日 09時30分ごろ

[詳細情報を見る](#)

【ちょっと便利な道路情報サイト】

- ・ 国道7号・13号・46号の道路情報: 国土交通省の「能代河川国道事務所」、「秋田河川国道事務所」、「湯沢河川国道事務所」の各ホームページ
- ・ 高速道路の交通情報: 「ドラぷら」または「ドラとら」
- ・ ETC情報: 「ETC総合情報ポータルサイト」

第4節 道路の維持管理

道路の清掃や路面の凹凸の解消、草刈りといった日常的な管理のほか、大雨や地震等による崩落土砂や倒木等の道路からの撤去等も行い安全な通行ができるように努めております。また、橋梁については大規模な修繕が必要となる前に予防保全的な維持修繕を行うことでライフサイクルコストの縮減を図り、効率的・効果的な維持管理に取り組んでいます。

1 道路維持管理

(1) 道路パトロール

平成20年度から「道路監理補助員」を配置し、平成23年度からは道路パトロールの外部委託について契約期間を1年から2年に延長することで管内全線の状況を継続的かつ詳細に把握し、災害や事故等の未然防止に努めています。

(2) 施設管理と地域防災体制の強化

平成20年度からは共同履行方式により、複数の業者が各地域の維持管理を共同で担当しており、各地域振興局建設部の指示のもと、地区内で必要な人材や資機材の弾力的な運用が図られています。

引き続き、機動的かつ効率的な施設管理を実施し、地域防災体制の強化に努めていきます。



応急処理工((主)本荘岩城線)

(3) 道路広報活動等

安全で快適な道路空間の整備や維持管理には、道路を利用する方々の理解と協力が必要です。

8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」と制定され、この期間に行事を行うなどして、道路の意義と重要性を再認識していただき、道路愛護精神の高揚に努めています。

また、道路の環境美化を自ら実施したいと希望する自治会等を対象として、草刈り委託「道路ふれあい美化事業」を実施しています。



対策前



対策後

法面保護工((一)河辺阿仁線)

2 防災対策

豪雨・豪雪及び地震に対する道路の安全性を確認するため「道路防災総点検」を実施しており、その後も毎年の定期点検により変状等進行の有無を確認しています。

これらの点検結果を踏まえ新たな防災対策や日常の道路管理の充実に努めていきます。

3 橋梁補修・補強

県が管理する橋長2m以上の橋梁を対象に、5年に1度の橋梁定期点検を実施し適切な維持管理に努めています。また、橋梁の老朽化対策の必要性から橋梁長寿命化修繕計画を策定し、従来の対症療法的修繕から予防保全的修繕へ政策転換していくことを念頭に補修対策を順次行っています。

さらに補修と併せ、緊急輸送道路上に位置する橋梁の耐震補強や落橋防止装置の設置などの震災対策に取り組んでいるところです。



補修前



補修後

橋梁補修工(国道108号 新川井橋)

4 冬期交通対策

豪雪地帯を抱える本県では、冬期の交通確保が欠かせません。県内25市町村全域が積雪寒冷特別地域(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく)に指定され、うち13市町村が特別豪雪地帯(豪雪地帯特別措置法に基づく)に指定されています。

県では、除雪の充実強化を図るため、雪情報システムを構築するとともに、防雪柵等の防雪施設や流雪溝等の消融雪施設及び安全な通行のための堆雪幅確保等の整備を推進していきます。



無散水融雪歩道
(主)大館停車場線 大館市

5 道路施設の老朽化への対策(秋田県道路メンテナンス会議)

平成24年12月、中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板落下事故が発生し、9人の尊い命が犠牲となり、長期にわたって通行止めとなりました。

これを契機として、道路施設の老朽化が全国的な問題として一般に認知されるようになり、平成26年7月に道路法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。

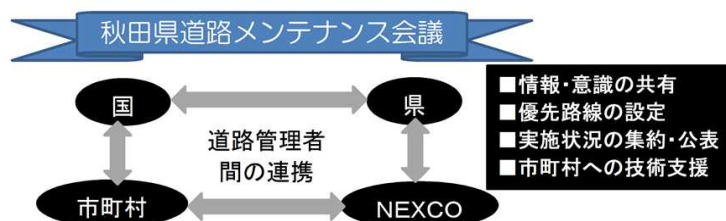
【改正の概要】

- ・トンネル、橋梁等における定期点検の実施を規定
- ・近接目視により、5年に1回の頻度で行う事を基本

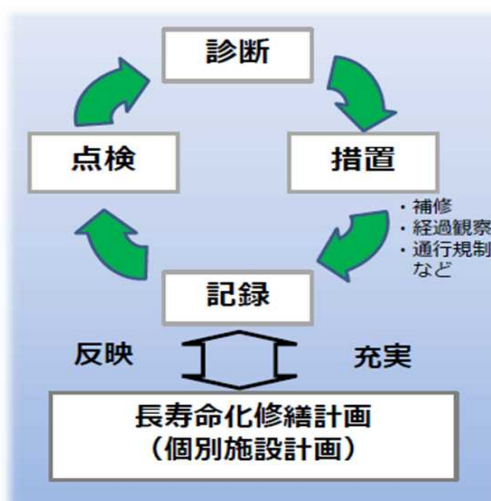
これらを踏まえ、秋田県では道路施設の老朽化問題に対応するため、国や市町村、ネクスコ等の県内の道路管理者で構成される“**秋田県道路メンテナンス会議**”を設立しています。

会議の目的

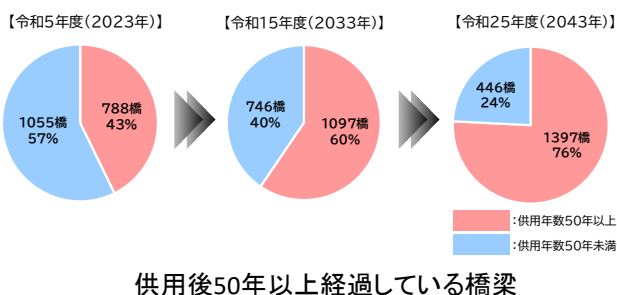
各道路管理者における**メンテナンスサイクルを持続的に回す**ことにより、老朽化対策の本格実施に貢献し、国民生活の安全かつ円滑な活動の確保及び効果的な道路管理を実現する。



メンテナンスサイクル



秋田県の橋梁の現状



供用後50年以上経過している橋梁

秋田県内橋梁の点検実施数

- ・秋田県は、計画的に道路構造物の点検に取り組み、R5までに点検対象の全橋梁について点検を完了
- R6からは3巡目の点検を実施

	点検実施総数	判定Ⅰ	判定Ⅱ	判定Ⅲ	判定Ⅳ
国	631	211	362	58	0
高速道路会社	369	101	247	21	0
県	2,265	78	1,900	287	0
市町村	8,494	2,237	5,302	939	16
合計	11,759	2,627	7,811	1,305	16

点検の方法

- ・構造物を点検し、下表のⅠ～Ⅳに区分する
- ・点検は、専門的な知識と経験を持った専門家が、高所作業車等を用いて、近接目視により診断を行う
- ・特にⅢおよびⅣについては、緊急の対応が求められる

区分	状態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態



※R6道路メンテナンス年報

第 8 章 河川・海岸

第 1 節 河川・海岸の概要

秋田県を流れる河川の数、雄物川、米代川、子吉川の一級水系309河川、馬場目川などの二級水系51河川で合計360河川となっており、総延長は3,194kmに及んでいます。このうち、41河川319.1kmが国土交通省の所管となります。

また、海岸については総延長264kmのうち国土交通省で169kmを所管しています。

これら県内の河川や海岸は豊かな自然環境を育んでいますが、一方では洪水による河川の氾濫、風浪や高潮による海岸侵食、地震による津波など大災害を引き起こす危険性を持っています。

このような災害から県民の生命や財産を守り、県民が安心して暮らせるように施設の整備や管理を行っています。

河川の整備状況

(R7.3.31現在)

	河 川 数	流路延長 km	要改修延長 (築堤延長) km	改修済延長 (築堤延長) km	改 修 率 %
県管理区間					
一級河川	291	2,424.0	1,670.4	850.2	50.9%
二級河川	51	451.3	380.8	112.4	29.5%
計	342	2,875.3	2,051.2	962.6	46.9%
国管理区間					
一級河川	(41)	319.1	193.1	116.4	60.3%
県+国管理					
一級河川	309	2,743.1	1,863.5	966.6	51.9%
二級河川	51	451.3	380.8	112.4	29.5%
合計	360	3,194.4	2,244.3	1,079.1	48.1%

※ 河川数において、直轄管理河川数41河川のうち23河川が県管理河川と重複しています。

※ 端数処理の関係で、表示している内訳と合計が一致しない場合があります。

第 2 節 河川・海岸事業基本方針

1 河川事業の基本方針

河川法に基づき、河川事業の従来目的である「治水」「利水」に加え、「河川環境の保全」も考慮した河川整備を行っています。

また、近年の激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川管理者が実施している堤防整備などの治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」の取組を推進します。

2 海岸事業の基本方針

河川事業と同様の位置づけで、防災力強化に向けて津波、高潮、波浪、海岸侵食などの災害に対する施設整備を継続的に進めています。

また、防護面だけでなく自然海岸の保全や快適な利用環境の調和を図るため、秋田沿岸海岸保全基本計画(平成15年策定・平成28年改定)に基づき、「安全で美しい海岸空間の創出」を目指して事業を実施しています。



第3節 河川の整備

河川事業は、洪水を安全に流下させることで水害から人命や財産を守り、県土を保全して地域の発展を促進させる重要な事業です。

令和7年度は、近年大きな浸水被害を受けた河川等について国の補助事業を活用し集中的な河川整備を図るほか、その他の河川についても交付金事業を活用して計画的に河川改修を進めていきます。

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業 …………… 太平川
- ・大規模特定河川事業 …………… 馬場目川、富津内川、内川川、新城川、芋川、福士川

R7 補助河川改修事業一覧表

事業種別	河川名	市町村名
河川激甚災害対策特別事業	太平川	秋田市
大規模特定河川改修事業	馬場目川	五城目町
	富津内川	五城目町
	内川川	五城目町
	新城川	秋田市
	芋川	由利本荘市
	福士川	鹿角市
広域河川改修事業 (交付金)	三種川	三種町
	淀川	大仙市
	太平川(※1)	秋田市
	馬踏川	秋田市
	下内川	大館市
	旭川	秋田市
	11 河川	

(※1)は河川激甚災害対策特別事業と並行して実施



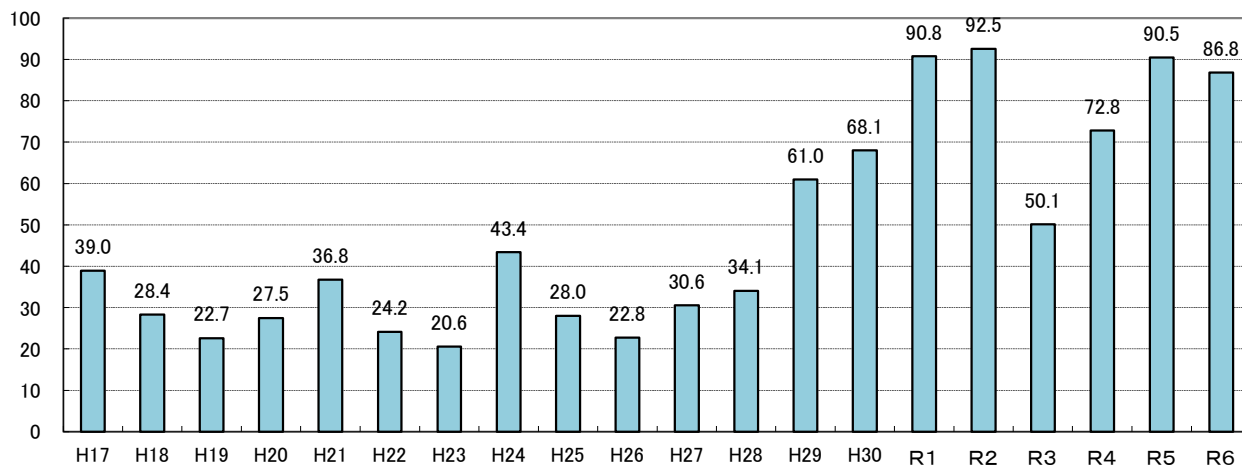
太平川(秋田市)
《河道掘削・護岸工事》



下内川(大館市)
《築堤・河道掘削・護岸工事》

(億円)

補助河川改修事業費



第4節 河川の環境整備

近年の河川は、良好な環境に対する県民ニーズの増大に伴い、治水・利水機能を持つ施設としてだけでなく、潤いのある生活環境の舞台として期待されるようになっていきます。

このため、多様な自然環境や親しみやすい水辺空間の創出に向けて、従来の河川改修に加えて次のような川づくりを実施しています。

1 多自然川づくり

河川の良好な自然環境を保全・創出する「多自然川づくり」の手法を各河川の整備に導入しています。

例えば、今ある良好な河岸やみお筋などの河川環境を出来るだけ保全したり、景観に配慮した護岸ブロックを採用するなど、様々な動植物が生息できる水辺空間の再生に努めています。

2 低水路の保全とワンドの創出

低水路に極力手を付けず、治水上どうしても必要な場合でも環境の変化を最小限に抑え、瀬や淵・ワンドを創出するなど、自然に配慮した川づくりを目指します。

※ワンド：河川沿いにある止水域(水たまり)の名称

3 地域のシンボリックな川

“山と川のあるまち”横手市を流れる横手川では、城下町にふさわしい自然石で積まれた護岸づくりや、瀬・淵の再生、魚が住みやすいような護岸など、周辺の景観や魚の生息環境に配慮した川づくりを行っています。



《生態系に配慮した齊内川(大仙市)》



《景観と生態系に配慮した横手川(横手市)》

第5節 ダム事業

1 河川総合開発事業

河川総合開発事業は、洪水防御、河川の流水の正常な機能の維持、都市用水及びかんがい用水の開発、電力開発等を目的とした多目的ダムを建設する事業です。

国直轄ダム：成瀬ダム（建設）
：鳥海ダム（建設）

2 ダムの管理

建設されたダムの適正な維持・運用を図るため、点検や整備等の施設管理及び観測や制御、操作等の機能管理を実施します。

また、ダムの状態を良好に保つため、機器の改良や補修を実施し、併せて施設の長寿命化に向けた堤体調査を推進します。

さらに、国管理の玉川ダムと県管理の鎧畑ダムの連携を強化し、機能向上に向けた取組を推進します。



鳥海ダム完成予定図
(提供 国土交通省 鳥海ダム工事事務所)

◆河川総合開発事業ダム一覧表

番号		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
進捗状況		管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理
水系名		米代川	雄物川	雄物川	米代川	米代川	雄物川	米代川	雄物川	雄物川	米代川	水沢川
河川名		小又川	玉川	皆瀬川	小阿仁川	粕毛川	旭川	早口川	三内川	皆瀬川	岩瀬川	水沢川
ダム名		森吉	鎧畑	皆瀬	萩形	素波里	旭川	早口	岩見	板戸	山瀬	水沢
位置		北秋田市 森吉	仙北市 田沢湖	湯沢市 皆瀬	北秋田郡 上小阿仁村	山本郡 藤里町	秋田市 仁別	大館市 早口	秋田市 河辺	湯沢市 皆瀬	大館市 岩瀬	山本郡 八峰町
目的		F,P	F,P	F,N,A,P	F,N,P	F,A,P	F	F,P	F,N,P	N,P	F,N,I,W,P	F,N,A
型名		G	G	C,F,R,D	G	G	G	G	G	G	R	R
ダムの規模	堤高m	62.0	58.5	66.5	61.0	72.0	51.5	61.0	66.5	28.7	62.0	46.5
	堤頂長m	105.0	236.0	215.0	173.0	142.0	380.0	178.0	242.0	120.0	380.0	235.0
	堤体積m³	75,000	192,000	CON 95,000 ROC480,000	111,000	115,500	125,000	199,000	197,000	30,900	1,625,700	568,000
集水面積km²		139.0	320.3	172.0	86.7	100.0	34.4	48.5	73.1	182.0	67.2	27.0
湛水面積km²		1.56	2.55	1.50	0.85	1.92	0.35	0.33	0.95	0.21	0.94	0.24
総貯水容量千m³		37,200	51,000	31,600	14,950	42,500	5,200	6,550	19,300	1,598	12,900	3,001
有効貯水容量千m³		26,900	43,000	26,300	11,650	39,500	4,200	5,050	16,000	1,371	10,900	2,596
工期		S27～28	S27～32	S33～38	S37～41	S42～45	S43～47	S46～51	S47～53	S56～59	S56～H3	S52～H6
事業費(百万円)		1,126	2,400	3,580	1,769	1,960	2,500	5,410	11,000	3,362	39,800	7,389

番号		⑫	⑬	⑭	⑮
進捗状況		管理	管理	管理	管理
水系名		雄物川	雄物川	子吉川	米代川
河川名		淀川	松川	畑川	砂子沢川
ダム名		協和	大松川	大内	砂子沢
位置		大仙市 協和	横手市 山内	由利本荘市 小栗山	鹿角郡 小坂町
目的		F,N,W	F,N,A,W,P	F,N,W	F,N,W
型名		G	G	G	G
ダムの規模	堤高m	49.3	65.0	27.5	78.5
	堤頂長m	222.5	296.0	106.0	185.0
	堤体積m³	168,900	294,000	21,840	283,000
集水面積km²		24.4	38.15	3.4	17.0
湛水面積km²		0.49	0.74	0.13	0.44
総貯水容量千m³		7,800	12,150	724	8,650
有効貯水容量千m³		7,050	11,000	626	7,630
工期		S60～H9	S58～H10	H3～H19	H4～H22
事業費(百万円)		24,592	41,400	5,580	21,500

①	②	③	④
管理	管理	建設	建設
雄物川	米代川	雄物川	子吉川
玉川	小又川	成瀬川	子吉川
玉川	森吉山	成瀬	鳥海
仙北市 田沢湖	北秋田市 森吉	雄勝郡 東成瀬村	由利本荘市 鳥海
F,N,A,I,W,P	F,N,A,W,P	F,N,A,W,P	F,N,W,P
G	R	台形CSG	台形CSG
100.0	89.9	114.5	81.0
441.5	786.0	755.0	365.0
1,150,000	5,850,000	4,850,000	1,331,000
287.0	248.0	68.1	83.9
8.30	3.20	2.26	3.10
254,000	78,100	78,500	46,800
229,000	68,100	75,000	39,000
S48~H2	S48~H23	S58~	H5~
122,000	175,000	260,000	199,000

補助

直轄

〔表中記号解説〕

F:洪水調節、N:流水の正常な機能の維持、W:上水道、A:特定かんがい用水の補給
 I:工業用水、P:発電、G:重力式コンクリートダム、R:ロックフィルダム
 C, F, R, D: 表面遮水壁型ロックフィルダム

※⑪水沢ダムは、農地防災事業で建設し河川管理者が管理している。

第6節 海岸の整備

県土を高潮や津波等の自然災害から守るとともに、潤いと安らぎの空間を創出し快適な海岸利用に資するため、県では以下のような事業を進めています。

1 侵食対策事業

波の力による侵食被害を受ける恐れが大きい地域において、離岸堤や人工リーフなどの海岸保全施設の整備を行います。現在は、本荘海岸で事業を実施しています。

2 海岸メンテナンス事業

海岸堤防等の継続的な効果発現のため、海岸保全施設の老朽化対策を計画的に推進し、施設機能の回復や強化を行います。

令和6年度は長寿命化計画に基づき優先度の高い男鹿海岸の老朽化対策を行います。

●海岸事業一覧表

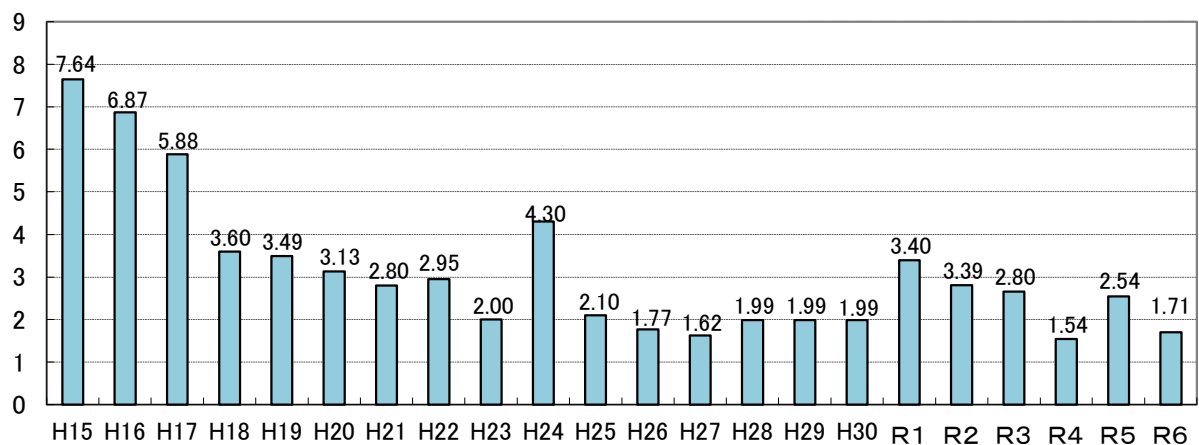
事業種別	海岸名	市町村名
侵食対策事業	本荘海岸	由利本荘市
海岸メンテナンス事業	男鹿海岸	男鹿市



《老朽化した護岸の機能強化を実施》
(男鹿海岸(脇本・船越地区) 男鹿市)

海岸事業費の推移

(億円)



第7節 災害復旧

道路や河川等の公共土木施設が、洪水や地すべり、地震等の異常な天然現象により被災した場合は、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」に基づき、災害復旧工事が行われます。本県においては平成29年、平成30年に集中豪雨により多くの被災を受けておりましたが、令和3年度までに復旧事業は完了しています。また、令和4年8月、令和5年7月及び令和6年7月の豪雨により被災した箇所については現在復旧工事を進めています。

災害復旧事業 —— **原形復旧** —— 被災前の施設の機能回復を図るため、原形復旧を基本とした災害復旧事業。

改良復旧事業 —— **改良復旧**

H27.7月豪雨 県道小滝二ツ井線(能代市)の被災



被災時

復旧工事完了

一定災

広範囲にわたって大きな被害を受け、原形復旧が不適当な場合、一定計画に基づき復旧する事業

河川等災害関連事業

再度災害を防止するため、災害復旧費に改良費を加えて川幅拡幅等の機能向上を図る改良復旧事業

災害復旧助成事業

改良復旧事業のうち、改良工事費が6億円を超える改良復旧事業

H29.7月豪雨 土貫川(大仙市)の洪水氾濫状況



被災時



復旧工事完了

H26.3.31～H27.3.19地すべり 市道(由利本荘市)の被災



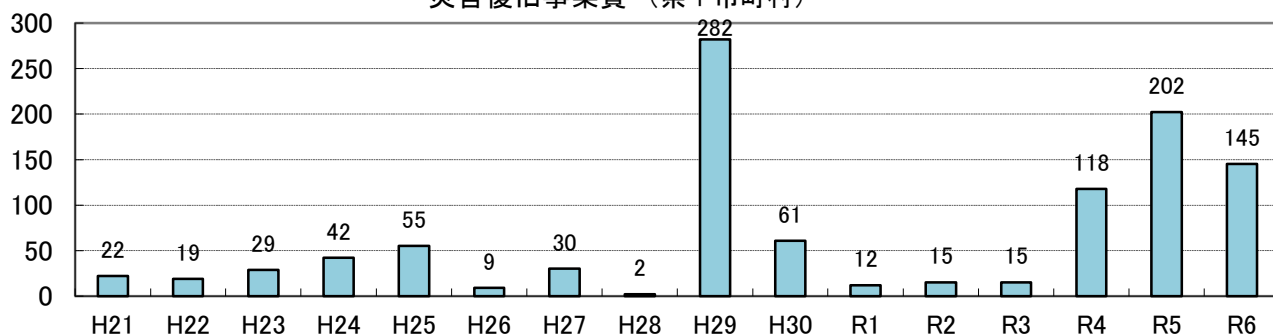
被災時(地すべりにより市道が埋塞)



復旧工事完了

(億円)

災害復旧事業費 (県+市町村)



第 8 節 河 川 の 愛 護

1 ふれあいの川美化事業

河川敷などの水辺空間は、自然環境とふれあえる身近な場として地域の方々に親しまれています。自分たちの住むまちの河川をより大切にもらうため、県が管理する河川の草刈りを自治会等の団体に委託する制度が、平成17年度から始まっています。

2 環境整備地域連携事業

愛護団体やボランティアが行う河川、海岸のクリーンアップ等美化運動に必要な経費の一部について、市町村を通じて支援し、環境美化活動の拡大と実施団体の育成を図っています。



八竜海岸(三種町)

3 河川愛護運動

堤防の草刈りや河川敷のゴミ拾いなどが地域住民の間で活発に行われるようになり、河川美化の向上に大きな効果を上げています。この運動は県内各地で普及し、現在は従来の河川愛護運動とともに年中行事として定着してきています。



七滝川(横手市)

第 9 節 管 理

1 河川の管理

河川法に基づく総合的な河川の管理により、安全・安心な河川空間を保持し、公共の福祉を増進させていきます。

総合的 管理	災害発生の防止	○河川工事、河川の維持修繕 ○工作物の設置、土地の掘削等の行為規制
	河川の適正な利用	○上水道、かんがい、発電等のための流水の占用 ○河川区域内の土地の占用 ○河川区域内の土石等の採取 ○舟やいかだの運航
	流水の正常な機能の維持	○廃水の希釈浄化 ○海水遡上による塩害の防止 ○河口の埋塞防止 ○取水等のための水位の保持 ○水生動植物の生存繁殖
	河川環境の整備と保全	○良好な水質の確保 ○動植物の生息生育環境の保全 ○河川景観の保全 ○潤いのある水辺空間の創出

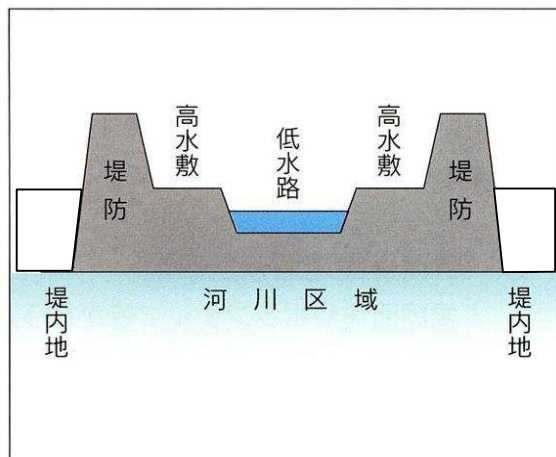
2 河川法の対象河川

河川法の対象となりうる河川は、一般に考えられている河川の他に、湖沼や洪水調整池（洪水時に洪水の一部を貯留し勢いを弱める施設）のような「公共の水面」も含まれています。

これらのうちから、河川法の定める手続きによって指定された河川だけが、河川法の対象として管理されています。

3 河川区域

河川法の縦の範囲は一級河川などの指定により明らかになりますが、横の範囲は河川区域といい、一般には右図のようになります。



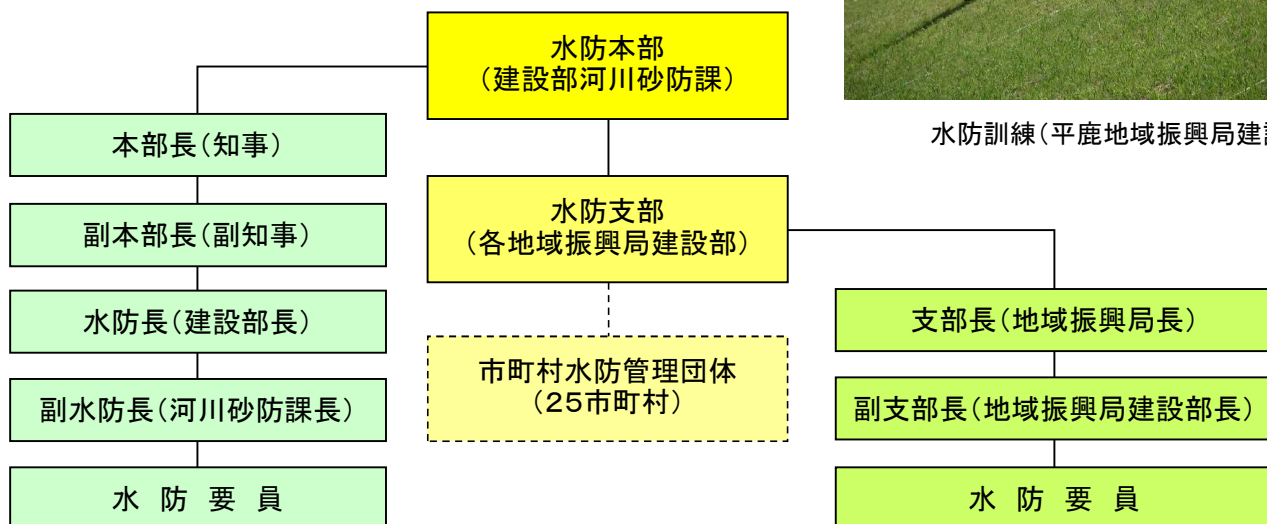
第 10 節 水 防

1 水防活動の体制

異常気象予警報の通知があった時点からその危険の解消するまでの間、県庁河川砂防課に水防本部をおき、その下部機関として水防支部（各地域振興局建設部）に水防要員が待機し、通報・連絡・その他水防に関する業務を行っています。平成21年度から情報伝達系統を見直し、水防支部において水防警報等を発令することによって情報伝達の迅速化を図っています。

2 水防活動の組織

県では、水防組織を次のように構成しています。



水防訓練(平鹿地域振興局建設部)

第 1 節 砂 防 の 概 要

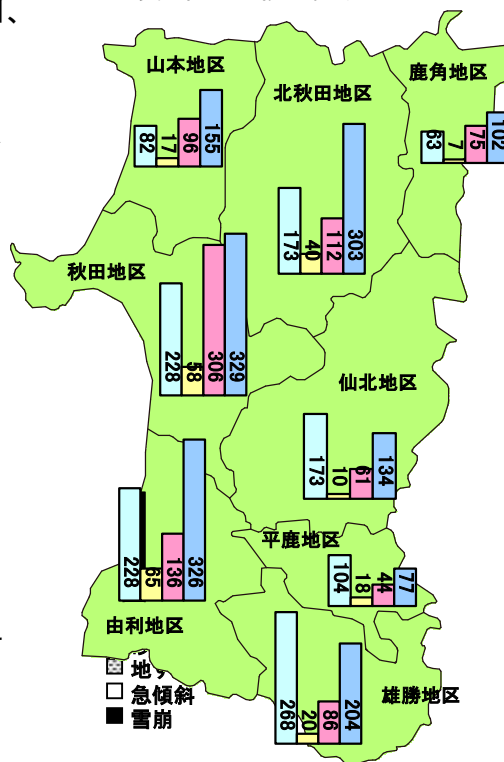
秋田県は、北に白神山地の二ツ森や藤里駒ヶ岳、東に奥羽山脈の八幡平や秋田駒ヶ岳、南に鳥海山など1,000～2,000m級の山々に三方を囲まれています。これらを水源とする米代川、雄物川、子吉川などの上流域は、荒廃地が多く、土砂の発生源となっています。また、本県の地質は、大部分が第三紀の堆積岩と第四紀の火山噴出物からなり、一部には花崗岩地帯もあるなど、非常にもろく崩れやすい地質となっています。なかでも、八幡平、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山など、近年に噴火したことがある活火山周辺は特に荒廃が著しい区域となっています。

県土の大半は山地で、居住できる土地が約1/4と少なく、谷の出口の扇状地や山地斜面の下にも多くの人家があります。このような場所では、豪雨時や融雪時に土石流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生しやすいため、土砂災害危険箇所として位置付けられており、[図-1]のように数多くの危険箇所があります。

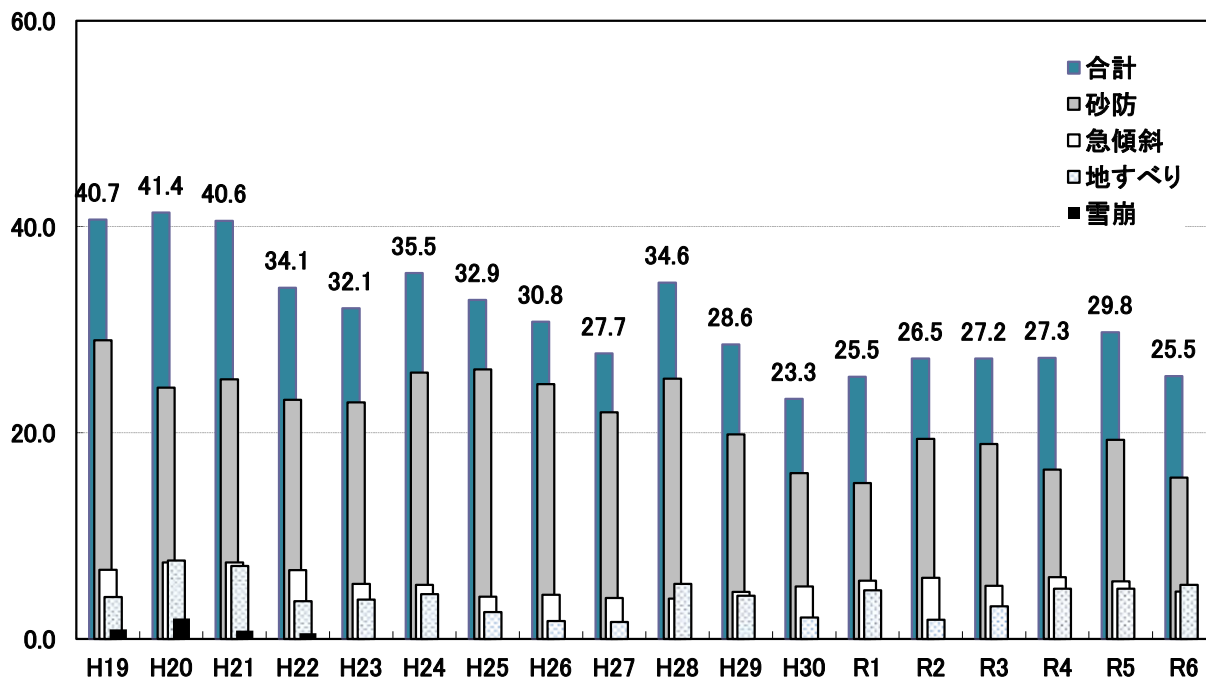
本県の砂防事業は、昭和8年から鳥海山の奈曾川と鳥海川で砂防えん堤工、また昭和11年からは奥羽山脈の真昼川で流路工の整備が開始されました。その後、地すべり対策や急傾斜地崩壊対策等の各事業でも土砂災害対策を実施していますが、危険箇所が多いため、対策には長い期間が必要となります。

これらのことから、土砂災害対策は「新秋田元気創造プラン」では継続的に取り組む基本政策として位置付けられており、県民の生命と財産を守り健全な県土を保全するため、砂防関係施設の整備(ハード対策)と警戒避難体制の整備(ソフト対策)の両面から、総合的な対策を推進していきます。

◆ 図-1
土砂災害の危険な箇所



(億円) ◆図-2 砂防関係事業の推移 当初ベース



第2節 砂防事業

秋田県には、土石流の発生する危険性が高い「土砂災害警戒区域(土石流)」が4,128箇所あり、また火山地域周辺には地質がもろく荒廃の著しい溪流が数多くあります。砂防事業は、これらの溪流に砂防えん堤や溪流保全工を整備し、早期に警戒避難ができるように雨量観測局などを設置することで、土砂災害から県民の生命と財産を守るものです。

本県の砂防事業は昭和8年から始まっており、土砂災害警戒区域(土石流)について、国の補助事業および県の単独事業により整備を実施してきました。

令和7年度は、公共・公益施設の保全や再度災害の防止を中心に施設整備を実施し、あわせて危険の恐れがある箇所の現地調査や調査結果の公表、あるいは法指定による行為制限などのソフト対策を推進します。

また、県内陸部の八幡平山系では、国直轄で砂防事業が実施されています。八幡平山系は岩手県側にもまたがっていて、影響が広範囲かつ大規模なものとなるため、国土交通省が所管する区域となっています。

秋田県側には、秋田駒ヶ岳と秋田焼山の2つの活火山があり、溶岩の風化や火山噴出物に起因する脆弱な地質が広がっており、溪床に堆積した不安定土砂や噴火後の降灰等により土石流が発生する恐れがあります。これらの被害を防止・軽減するために、砂防えん堤の整備等が進められています。

◆砂防事業の推移(補助事業)

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
事 業 名	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数
砂防事業	11	1	17	1	25	0	33	3	34	4	22	1

◎備考 …… 工事箇所数は、通常砂防・火山砂防事業数であり、砂防設備の修繕事業やソフト対策事業は除いています。

1 災害時における要配慮者のための土砂災害対策の推進

土砂災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児、障害者など、いわゆる要配慮者の方々に関連した病院、幼稚園、保育園、学校、老人ホームなどの施設を守るため、砂防事業ではこれらの施設に係る土砂災害警戒区域(土石流)を重点的に整備しています。



◀要配慮者利用施設を保全するため、砂防えん堤を施工した小坂町・八九郎東沢▶

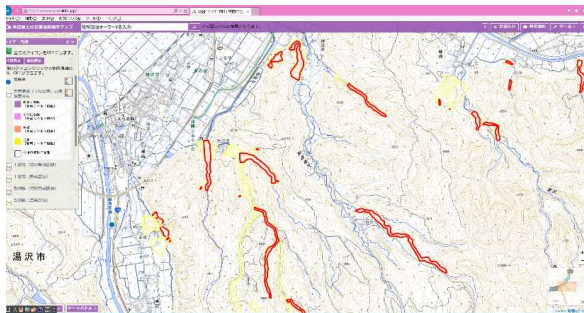
2 総合的な土砂災害対策の推進

土砂災害による被害を防止するため、砂防えん堤などの砂防設備を整備するとともに、土砂災害警戒区域等を表示した看板の設置や土砂災害統合Webシステムを活用した情報提供など、警戒避難体制の整備を進めています。

また、土砂災害警戒情報を用いて迅速な警戒避難を支援したり、災害に強い地域づくりのため、避難訓練を実施するなど、総合的な土砂災害防止に取り組んでいます。



《土砂災害警戒区域等周知看板》



《美の国あきたネット(秋田県Webサイト)で公開している「秋田県土砂災害危険箇所マップ」》



《要配慮者利用施設管理者向け避難確保計画作成支援説明会》

3 土砂災害(特別)警戒区域の指定

土砂災害防止法に基づき、土砂災害により被害が発生するおそれのある箇所について、地形や土地の利用状況などを調査し、その結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

土砂災害警戒区域等の指定は平成16年から着手しており、令和6年度末までに特別警戒区域6,183箇所を含む7,985箇所について、区域指定しています。

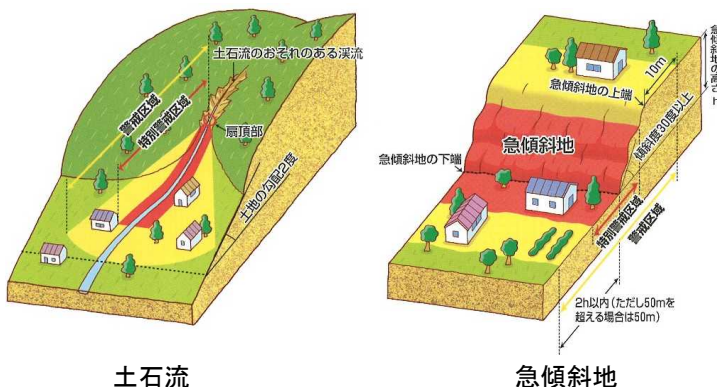
また、令和4年度から、新たな土砂災害の恐れのある箇所について土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の整備等によるソフト対策の充実を図っていきます。

●土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

- ・土砂災害のおそれがある区域です。
- ・土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備が図られます。

●土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

- ・土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域です。
- ・特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



《土砂災害警戒区域の模式図》

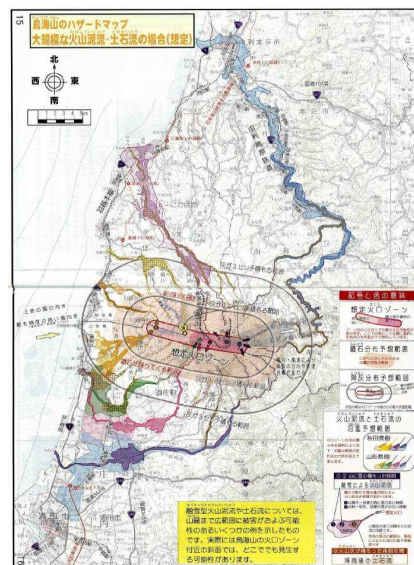
R7.3.31現在 指定箇所数	土石流	地すべり	急傾斜	合計
イエローゾーン	4,128	668	3,189	7,985
うちレッドゾーン を含む箇所	3,071	0	3,112	6,183

4 火山区域など荒廃した溪流での整備促進

火山地域は地質がもろい場合が多く、荒廃が著しいため、砂防えん堤などの整備を促進するとともに、大きな被害が予想される鳥海山では火山泥流などに対する防災マップを作成・配布しています。



《高松岳の影響地域にある寺田川で、砂防えん堤や溪流保全工の整備》



《警戒避難のために美の国あきたネットで公開している鳥海山の火山防災マップ》

5 盛土の点検強化

静岡県熱海市において、令和3年7月に発生した土石流災害を踏まえ、土地利用規制や廃棄物の規制等を所管する庁内関係課と連携しながら、盛土の点検を強化します。

第3節 地すべり対策事業

本県の地すべりは、新第三紀層の凝灰岩や泥岩を主体とした地質に多く発生しており、これらは出羽丘陵の南北両端の断層周辺、奥羽山脈の西縁部及び男鹿半島に集中しています。

こうした地質的要因の他に、県内には積雪2～3mを超える豪雪地域が多いことから、融雪時期の地下水位の上昇も大きな要因になっており、そのため3～5月に地すべりの発生する頻度が高くなっています。

地すべりの移動速度は他の土石流・がけ崩れに比べて遅いものの、広範囲にわたって動き出すので、その被害は甚大なものとなります。また、地すべりの移動土塊が河川を埋塞すると天然のダムが形成され、これが決壊すると土石流となって下流に被害を与えます。このような、地すべりの発生の恐れがある土砂災害警戒区域が、県内には668箇所あります。

また、地すべり防止区域について、令和6年度末で84箇所指定されており、昭和28年度から北秋田市根森田地区で対策工事に着手して以来、国の補助事業及び県の単独事業により対策しています。

◆地すべり対策事業の推移(補助事業)

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
事 業 名	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数	事 業 箇所数	う ち 概成数
地すべり 対策事業	5	1	4	1	4	1	3	0	3	0	2	0

第4節 急傾斜地崩壊対策事業

頻発するがけ崩れによる災害から国民の生命を保護するため、昭和44年8月に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されており、防止工事の実施と併せて有害行為を規制するなど総合的な急傾斜地対策を行っています。

本県においては、令和6年度末時点で3,189箇所の土砂災害警戒区域を有しています。この対策として、昭和43年度から湯沢市上町地区で防止工事に着手して以来、国の補助事業及び県の単独事業により擁壁工や法枠工等の対策をしています。



《要配慮者利用施設や市道をがけ崩れから守る法面工》
《横手市・愛宕地区》

◆急傾斜地崩壊対策事業の推移(補助事業)

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
事業名	事業箇所数	うち概成数	事業箇所数	うち概成数	事業箇所数	うち概成数	事業箇所数	うち概成数	事業箇所数	うち概成数	事業箇所数	うち概成数
急傾斜地崩壊対策事業	2	0	2	1	2	0	2	0	2	0	2	0

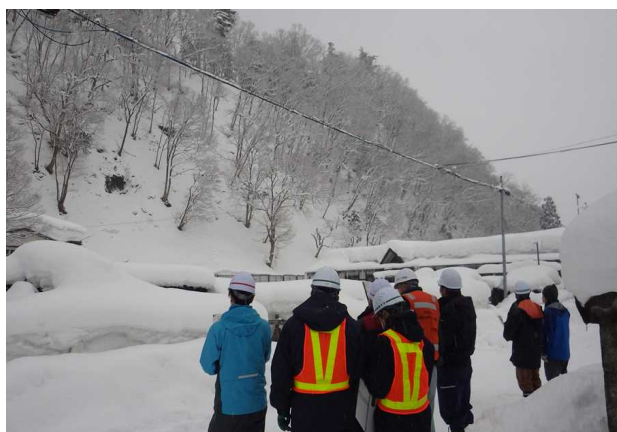
第5節 雪崩対策事業

近年、各地の豪雪地帯で雪崩の災害が頻発し、その破壊力、規模の大きさから重大な被害をもたらしています。この雪崩災害から人命、財産を保護するため、集落を対象とした雪崩対策事業が昭和60年度から全国で実施されています。

本県においては、全国で2番目に多い1,630箇所の雪崩危険箇所を有し、昭和62年度から防止工事に着手しています。令和6年度末までに21箇所の雪崩予防柵及び防護擁壁工等の対策工を概成しています。

また、冬期間には地元市町村や警察、消防と合同で危険箇所のパトロールを実施し、雪崩災害への注意を促しています。

雪崩危険箇所パトロール
実施状況



雪崩危険箇所パトロール
実施状況



危険箇所内の要配慮者利用
施設への雪崩危険の周知



第 6 節 砂防関係の管理

砂防関係の管理には、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の管理があります。それぞれの法の主旨に則って指定の促進を図り、これらの土地における禁止もしくは制限行為を定めるとともに、土地の状況を監視し、災害の未然防止及び災害時の被害軽減に努めています。最近の開発事業の進展に伴い、これら土地の管理は、非常に重要な役割を果たしています。

●砂防指定地(R7.3.31現在)

指定箇所数	指定面積
箇所	ha
1,756	14,904.23



砂防指定地標識



地すべり防止区域指定標識

●地すべり防止区域(R7.3.31現在)

指定箇所数	指定面積	備考
箇所	ha	国土交通省 所管分
84	2,527.56	

●急傾斜地崩壊危険区域(R7.3.31現在)

指定箇所数	指定面積
箇所	ha
558	855.09



急傾斜地崩壊危険区域指定標識

第 10 章 港湾・空港

第 1 節 港 湾

1 港湾の概要

本県には、重要港湾が3港（秋田港、船川港、能代港）、地方港湾が2港（本荘港、戸賀港）あり、県が港湾管理者として施設整備や管理運営を行っています。

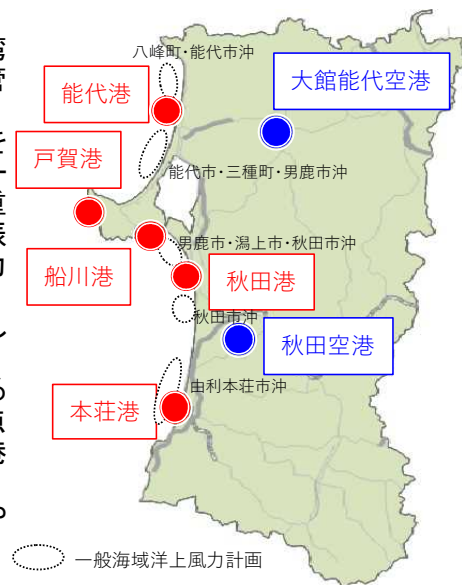
秋田港は、中国・韓国との外貿コンテナ航路、秋田港と神戸港を北九州港経由で結ぶ日本海航路、北海道・北陸を結ぶ内航フェリー航路及び背後の道路網等の整備により、秋田県の産業を支える重要な物流拠点となっています。また、クルーズ船受入による観光振興や、災害時の緊急物資輸送拠点としての役割のほか、洋上風力発電の基地港湾としての役割も担っています。

船川港は男鹿地域の物流港として、また、国家石油備蓄基地としての役割を担っています。

能代港は、大規模な火力発電所が立地するなど、県北部におけるエネルギー拠点として、また、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）としての役割のほか、秋田港と同様に洋上風力発電の基地港湾としての役割も担っています。

地方港湾の本荘港及び戸賀港は、海洋性レクリエーション基地や観光振興基地として利用されています。

◆港湾・空港位置図



基地港湾

○洋上風力発電設備の設置及び維持管理においては、重厚長大な資機材を取り扱う耐荷重・広さを備えた埠頭（岸壁・荷さばき地）が必要となる。

○国が基地港湾を指定し、再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対しふ頭を長期・安定的に貸し付ける制度を創設。

（令和2年2月施行改正港湾法）

○国土交通省は、秋田港、能代港、鹿島港、北九州港の4港を、改正港湾法に基づく基地港湾として、全国で初めて指定。

（令和2年9月2日）

秋田県沿岸における洋上風力発電の進捗状況

事業段階	事業箇所
①事業中	能代港(R4.12.22運転開始) 秋田港(R5.1.31運転開始)
②事業者選定済	能代市・三種町・男鹿市沖(R3.12.24) 由利本荘市沖(R3.12.24) 男鹿市・潟上市・秋田市沖(R5.12.13) 八峰町・能代市沖(R6.3.22)

2 各港の整備方針と事業計画

■秋田港

国際海上コンテナやフェリー貨物の取扱いに加え、洋上風力発電設備を取り扱う基地港湾として、日本海側の拠点となるよう機能の強化を図るほか、クルーズ船の受入環境の整備を行います。

[令和7年度主要事業]

環日本海交流拠点として、本港地区における岸壁改良工事の進捗を図るほか、発災時における港湾利用者の安全性を確保するため津波避難施設を整備します。

また、航行船舶の安全を確保するため、防波堤等の外郭施設の整備及び泊地浚渫等を行います。



秋田港全景(令和6年6月撮影)

■船川港

地域産業の振興に貢献するとともに、洋上風力発電産業を支える港湾として機能強化を図るため、施設の整備を推進します。

〔令和7年度主要事業〕

港湾利用の促進に向けた環境整備、発災時における港湾利用者の安全性を確保するため津波避難施設を整備します。

また、港湾利用者の利便性を向上するため、臨港道路舗装補修を推進します。



船川港全景(令和6年6月撮影)

■能代港

地域産業の振興に貢献するとともに、洋上風力発電設備を取り扱う基地港湾として機能強化を図るため、施設の整備を推進します。

〔令和7年度主要事業〕

洋上風力発電事業の促進に向けた環境整備として、埠頭用地の整備を推進します。

また、航行船舶の安全の確保や港湾利用者の利便性を向上するため、航路浚渫及び臨港道路舗装補修を推進します。



能代港全景(令和6年6月撮影)

■本荘港

港湾利用者の利便性向上を図るための施設管理及び施設の計画的な老朽化対策を推進します。

[令和7年度主要事業]

施設の維持管理等を実施します。



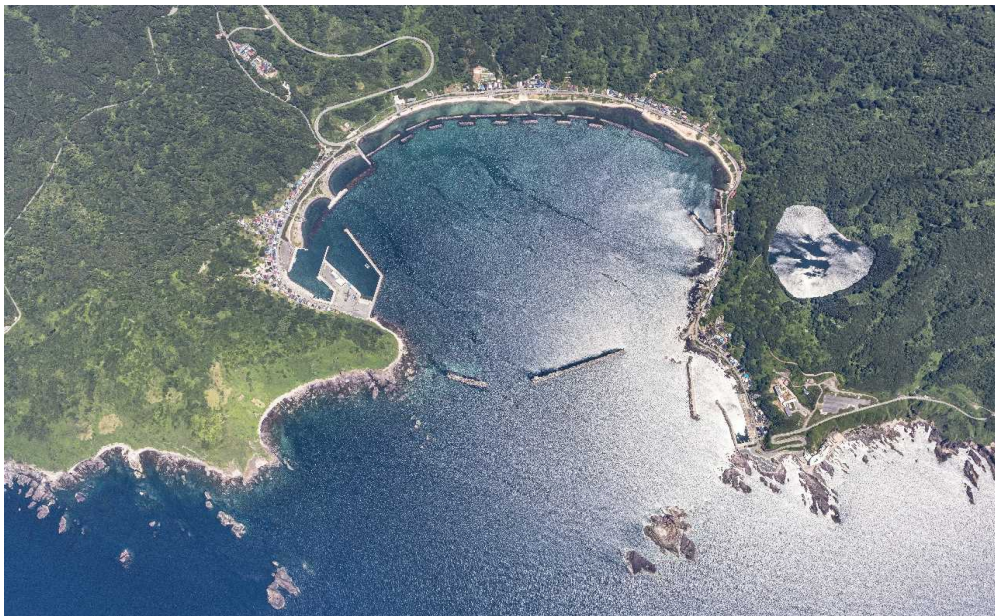
本荘港全景(令和6年6月撮影)

■戸賀港

港湾利用者の利便性向上を図るための施設管理及び施設の計画的な老朽化対策を推進します。

[令和7年度主要事業]

施設の維持管理等を実施します。



戸賀港全景(令和6年6月撮影)

3 環日本海クルーズ振興の推進

寄港効果の最大化による地域の活性化と観光振興を図るため、官民協働組織の「あきたクルーズ振興協議会」の会員と連携し、安全安心な受入態勢を維持しつつ、クルーズ需要の強化に向けた取組を推進します。

[令和7年度主要事業]

受入関係者との連携を図りながら、安全・安心な寄港の受入に努めます。

また、受入時は本県ならではの「おもてなし」を心掛け、秋田の食文化や観光資源の情報発信を行うことで、陸路・空路での再訪につなげてまいります。

更に、寄港数を増加させる取組として、船社等の寄港地決定キーパーソンの招聘や寄港地観光の広域化を図るため旅行会社等を対象としたファムツアー等を実施します。

秋田の元気は港から！！秋田港本港地区交流拠点整備の将来イメージについて



クルーズ振興の取組例



海外商談会出展による誘致活動



国内商談会出展による誘致活動



海外船社幹部の招へい



ファムツアーによる体験型観光の売込み



初寄港記念式典の開催



歓迎イベント「竿燈披露」

第2節 空 港

1 秋田空港の概要

本空港は 国設置、県管理空港として県央部の秋田市雄和椿川に位置し、面積約160ha、長さ2,500mの滑走路と計器着陸装置(ILS)などを備えています。

昭和56年6月26日に開港し、就航路線は、東京、大阪、札幌及び名古屋の4路線であり、広域交通の拠点として定着しています。また空港周辺は、580haの広大な県立公園として整備され、緑豊かな都市公園型空港となっています。

新型コロナの影響で利用者数は低迷していましたが、令和6年の利用者数は1,227,785人となり、対前年比で105.5%まで回復しています。

また、令和5年12月には秋田空港と台湾・桃園国際空港(桃園市)を結ぶチャーター便の運航が始まり、インバウンド誘客による観光振興に大きな期待が寄せられています。



秋田空港全景(令和6年6月撮影)

◆空港施設の概要

設置者	国土交通大臣	場周道路	長／6,455m 幅／5.5m
管理者	秋田県知事	駐車場	69,449㎡(3,105台)
空港の名称	秋田空港	照明施設	進入灯・滑走路灯・誘導路灯・エプロン灯等
空港の位置	秋田市雄和椿川	無線施設	ILS(計器着陸装置)・VOR/DME (超短波全方向式無線標識／距離測定装置)
空港の標点	北緯39° 36' 56" 東経140° 13' 07"		
空港の標高	93.05m	庁舎管制塔	一式
空港の種別	特定地方管理空港	通信施設	一式
空港の総面積	1,589,656㎡	気象施設	一式(風向風速・雲高・視程計)
着陸帯	長／2,620m 幅／300m	消防施設	40t水槽8基(化学消防車3台)
滑走路	長／2,500m 幅／60m	防雪施設	除雪機械等一式
誘導路	長／2,830m 幅／30～34m	ターミナルビル	国内線棟3階建(10,995㎡)国際線棟(一部3階建3,620㎡)
エプロン	長／310m 幅／190m(5パース)	貨物ビル	2棟
排水施設	一式	給油施設	200kl／2基
		燻蒸・焼却施設	一式

[令和7年度主要事業]

空港の機能維持のため、老朽化した滑走路の舗装改良や除雪車両の更新を行います。

降雪時の遅延や欠航を減少させるため、除雪隊「雪戦隊なまはげ」による国内最速級の除雪を行います。

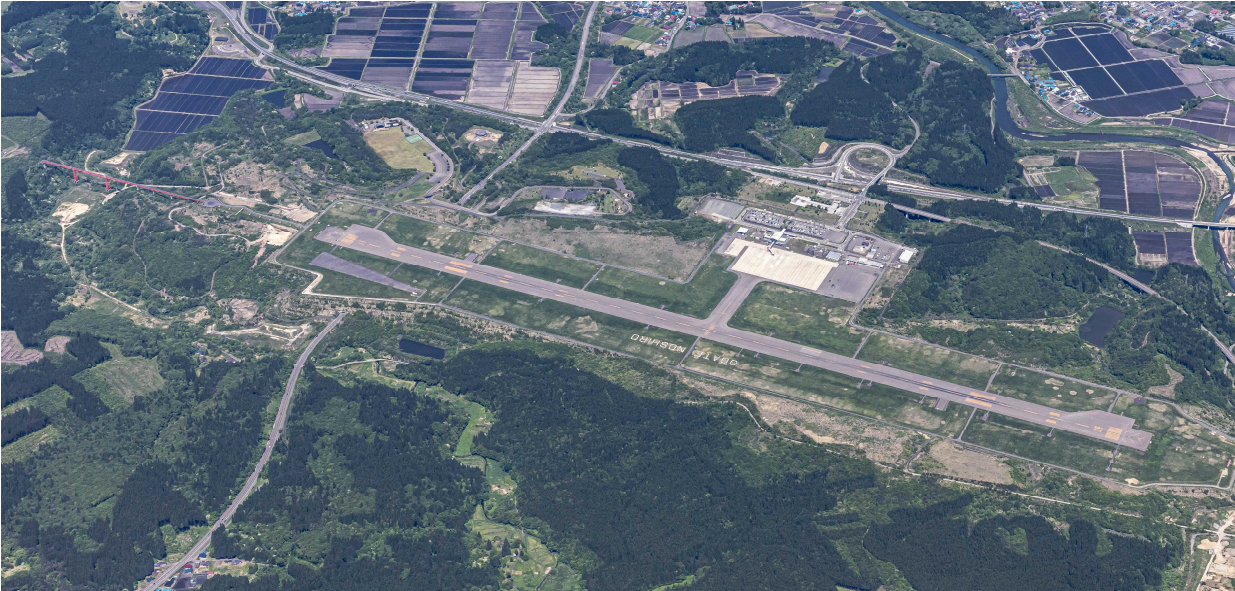
2 大館能代空港の概要

本空港は、県設置、県管理空港として県北部の北秋田市脇神に位置し、面積は約120ha、長さ2,000mの滑走路と計器着陸装置(ILS)などを備えています。

平成10年7月18日に開港し、就航路線は、東京の1路線となっています。また、空港周辺には緩衝緑地帯を活用した「ふれあい緑地」が整備され、センターハウス、クロスカントリースキーコース、展望台等の施設を備えています。

また、羽田発着枠コンテストにより、令和4年7月1日から羽田便が2往復から3往復となり、令和6年の利用者数は過去最多となる191,498人となりました。

県北地域における観光周遊やビジネスの結節点として、重要な役割を担っています。



大館能代空港全景(令和6年5月撮影)

◆空港施設の概要

設置者	秋田県知事	場周道路	長／5,423m 幅／5.5m
管理者	秋田県知事	駐車場	13,510㎡(386台)
空港の名称	大館能代空港	照明施設	進入灯・滑走路灯・誘導路灯・エプロン灯等
空港の位置	北秋田市脇神	無線施設	ILS(計器着陸装置)・VOR／DME (超短波全方向式無線標識／距離測定装置)
空港の標点	北緯40° 11′ 31″ 東経140° 22′ 18″		
空港の標高	84.0m	庁舎管制塔	一式
空港の種別	地方管理空港	通信施設	一式
空港の総面積	1,214,240㎡	気象施設	一式(風向風速・雲高・視程計等)
着陸帯	長／2,120m 幅／300m	消防施設	40t水槽9基(化学消防車2台)
滑走路	長／2,000m 幅／45m	防雪施設	除雪機械等一式
誘導路	長／230m 幅／30m	ターミナルビル	地上2階建一部3階建(4,062㎡)
エプロン	長／225m 幅／110m(4バース)	貨物ビル	1棟
排水施設	一式	給油施設	200kl／1基

[令和7年度主要事業]

航空機の安全・安心な離発着を確保するため、滑走路端安全区域(RESA)の整備を推進します。
また、空港の機能維持のため、旋回灯及び進入灯台のLED化を行います。

第 11 章 建築・住宅

第 1 節 住宅関係

1 秋田県の住宅事情

秋田県の住宅は、持ち家比率、敷地面積、一住宅当たりの延べ面積において全国的にもトップクラスの水準にあります。

◆全国比較(上位抜粋)

資料: 令和5年住宅・土地統計調査

	1位	2位	3位	4位
持ち家比率(%)	秋田県 76.69	山形県 74.55	富山県 74.50	新潟県 73.58
1住宅当たり敷地面積(㎡)	茨城県 394.80	山形県 392.20	岩手県 373.69	秋田県 372.66
1住宅当たり延べ面積(㎡)	富山県 140.01	福井県 136.71	山形県 134.44	秋田県 132.33

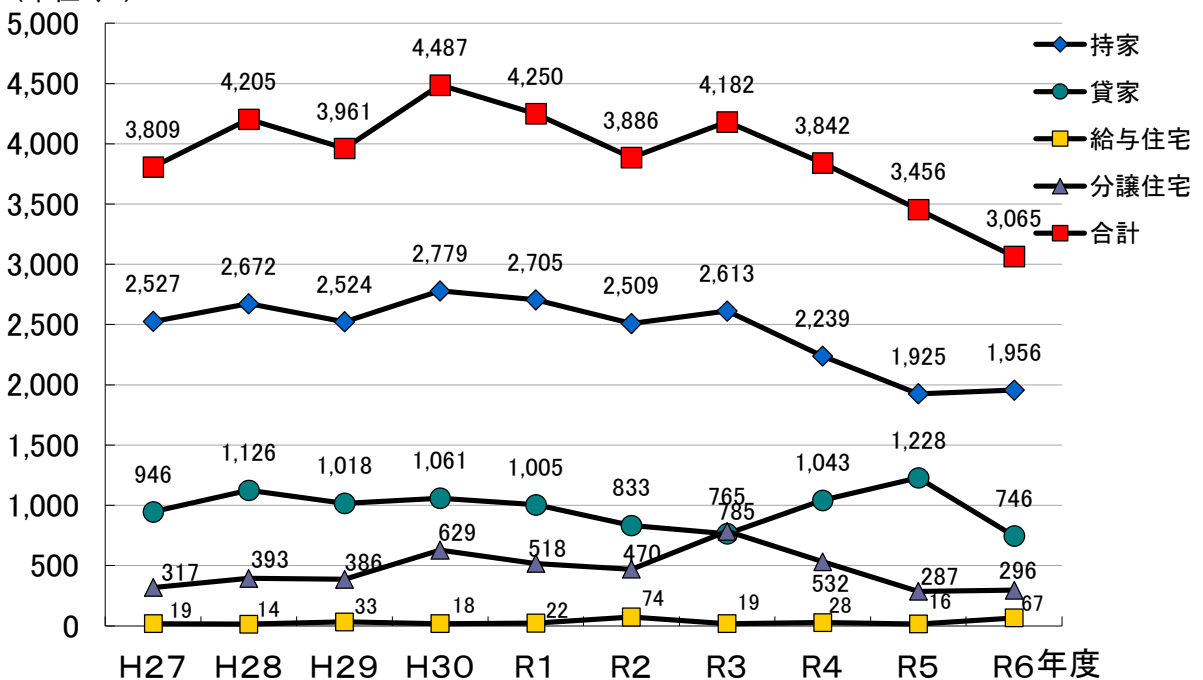
◆世帯数及び住宅戸数等の推移

資料: 令和5年住宅・土地統計調査

区分	総世帯数	住宅総数	一世帯あたりの住宅数	人の居住する住宅数	空 き 家 等			
年	A	B	B/A		空 き 家 C	空き家率 C/B	一 時 現住者	建築中
	千世帯	千戸	戸	千戸	千戸	%	千戸	千戸
昭和43	290.4	288.0	0.99	278.5	7.2	2.5	0.9	1.4
48	307.8	312.8	1.02	298.9	11.0	3.5	1.1	1.7
53	323.3	338.1	1.05	317.8	16.1	4.8	1.2	3.0
58	333.5	353.6	1.06	329.6	21.5	6.1	1.7	0.8
63	342.7	369.4	1.08	339.3	27.8	7.5	1.4	0.8
平成5	354.3	383.4	1.08	351.4	29.3	7.6	1.1	1.7
10	375.4	413.3	1.10	373.7	37.2	9.0	1.5	0.9
15	383.8	428.6	1.12	382.3	44.2	10.3	1.1	1.0
20	381.9	437.4	1.15	380.3	55.3	12.6	1.3	0.5
25	390.0	446.9	1.15	389.0	56.6	12.7	0.9	0.4
30	385.3	445.7	1.16	383.8	60.8	13.6	0.6	0.5
令和5	371.2	440.6	1.19	369.4	69.5	15.8	1.1	0.6

◆新設住宅着工戸数の推移

(単位: 戸)



2 県民ニーズに応え長く安心して暮らせる住まい

(1) 秋田県住生活基本計画(令和3年～令和13年度)

住宅は、日常生活に欠かすことのできない生活の基盤であり、家庭や暮らし、人を育むかけがえのない空間であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点です。すべての県民が安全・安心で快適な住環境のもと、豊かにいきいきと暮らし続けられるよう、住宅の課題を克服し、住まいづくりに関わる全ての人たちと相互に「参画」及び「協働」することにより、「いつまでも、豊かに安心して暮らせる、秋田の住まいづくり」を目指します。

◆計画期間における公営住宅の供給目標量

秋田県住生活基本計画	計画(戸)			実績(戸)				
	前半5年 (R3～ R7)	後半5年 (R8～ R12)	10年間 (R3～ R12)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
公営供給(目標)量	2,900	3,000	5,900	681	643	684	698	
うち整備戸数*1	170	350	520	28	39	8	40	
県営住宅	—	—	—	0	0	0	0	
市町村営住宅	—	—	—	28	39	8	40	
うち空家募集戸数*2	2,730	2,650	5,380	653	604	676	658	

*1 目標量のうち、整備戸数は公的住宅等の新規整備・建替の予定戸数

*2 目標量のうち、空家募集戸数は過去の空家募集実績をもとに想定した戸数

※供給目標量及び実績には住戸改善戸数は含まず。

※公営住宅の供給目標量は、居住の安定を図るべき世帯数の推計をもとに、5年毎に見直し。

(2) 県営住宅

【県営住宅管理戸数(令和7年4月1日現在)】

振興局名	公営住宅	改良住宅	特公賃住宅	計
北秋田地域振興局	102戸	30戸	—	132戸
山本地域振興局	72戸	—	—	72戸
秋田地域振興局	1,865戸	108戸	2戸	1,975戸
由利地域振興局	70戸	—	—	70戸
仙北地域振興局	48戸	—	—	48戸
平鹿地域振興局	96戸	—	—	96戸
雄勝地域振興局	50戸	—	—	50戸
合計	2,303戸	138戸	2戸	2,443戸

公営住宅 : 公営住宅法に基づき、県が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する目的で建設した住宅。特公賃住宅について用途の変更のための廃止を行い、公営住宅に準じて管理する住宅を含む。

改良住宅 : 住宅地区改良法に基づき、県が不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図る目的で建設した住宅(空き住戸は公営住宅同様に公募入居可)

特公賃住宅 : 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、県が中堅所得者等の居住の用に供する目的で建設した住宅

【県営住宅ストック総合改善事業】

老朽化した既設の県営住宅の屋根や外壁、その他改善事業を行うことにより、居住水準の向上と住宅ストックの長寿命化を図ります。

[実施例 ： 県営土崎港住宅改善事業]

- 事業期間 ： 令和6年度
- 事業場所 ： 秋田市土崎港相染町 地内
- 住棟概要 ： RC造4階建て 1棟 16戸（建設年度 平成2年度）



改善前



改善後

(3) 住宅改修等支援事業の実施状況

秋田県住宅リフォーム推進事業(平成22年度～)

少子化対策の一環としての「子育て世帯への住宅支援」や、新たな秋田への人の流れづくりとしての「移住・定住世帯への住宅支援」など、県の重要課題である人口減少対策に資する補助制度として、住宅のリフォームや増改築を支援します。

◆令和7年度 住宅リフォーム推進事業概要

	①子育て世帯		②移住・定住世帯		③断熱・省エネ・防災減災改修(持ち家型)	④災害復旧(持ち家型)	
	持ち家型	中古住宅購入型	定着回帰型	中古住宅購入型			
対象者	18歳以下の子2人以上と同居している親子世帯	18歳以下の子1人以上と同居している親子世帯	県外から県内に住所を移動しようとする者等で、一定要件を満たす者		住宅の所有者等	被災住宅の所有者等	
補助対象工事等	増築・改築・修繕・模様替工事 など				断熱化工事 省エネ化工事 防災減災工事	補助対象住宅に係る災害復旧工事	
	(補助額の引き上げ対象工事) 在宅リモートワーク環境整備工事						
	〔 ・県内に本店を置く建設業者等が施工 ・工事費50万円以上 〕						
補助額	補助対象額の20%	補助対象額の30%	補助対象額の20%	補助対象額の30%	補助対象額の10%	補助対象額の10%	
	限度額: 400千円	限度額: 600千円	限度額: 400千円	限度額: 600千円	限度額: 80千円	限度額: 80千円	
	(在宅リモートワーク環境整備工事に対する補助) 当該工事に対して、20万円/戸を上限に補助額を引き上げ						
R7予算額 (予定戸数)	299,500千円 (1,505戸)					27,200千円 (340戸)	40,000千円 (500戸)
	137,200千円 (490戸)	58,000千円 (100戸)	18,700千円 (55戸)	11,400千円 (20戸)			
	在宅リモートワーク環境整備工事対象分: 7,000千円 (35戸)						

◆住宅リフォーム推進事業実績

(補助額の単位:千円)

住宅リフォーム 推進事業	年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
	戸 数	13,996戸	13,416戸	12,556戸	11,808戸	9,668戸	9,149戸	7,067戸	6,318戸	3,030戸
	補助額	1,996,302	1,828,009	1,662,225	1,375,712	1,102,177	1,035,512	923,657	740,392	448,794
	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合 計		
	戸 数	2,777戸	1,145戸	2,336戸	1,010戸	1,947戸	1,073戸	97,296戸		
	補助額	367,377	246,998	328,046	261,342	328,537	234,668	12,879,748		

(4) 県分譲宅地の販売状況

団地名	分譲 開始年度	団地 総区画数	県販売 開始時 区画数	県の販売実績区画数								残り 区画数
				平成 22～30 年度 (累積)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計	
南ヶ丘ニュータウン(秋田市)	H14	309	172	172	—	—	—	—	—	—	172	0
南ヶ丘ニュータウンB地区(秋田市)	H14	8	8	0	0	0	2	0	3	2	7	1
元木山四季の街(潟上市)	H10	108	38	38	—	—	—	—	—	—	38	0
けまない団地(鹿角市)	S59	110	38	7	5	0	4	2	1	1	18	20
船越内子団地(男鹿市)	S60	95	4	4	—	—	—	—	—	—	4	0
合 計		630	260	221	5	0	6	2	4	3	239	21

旧住宅供給公社の解散により代物弁済取得した宅地を販売しています。(平成22年度～)

(5) 住情報の提供と相談

住情報に関する県民の多様な要望に応えるため、(一財)秋田県建築住宅センターにおいて住情報の提供や、住宅に関する相談業務を行っています。

3 賑わいのある街づくりと良好な住環境づくり

地方都市の「まちの顔」である中心市街地は、大型小売店の郊外進出や医療施設等の生活関連施設の郊外移転・立地などに伴い空洞化が進行しており、空き地、空き店舗が増加し、人通りの減少や商業活力の低下などが著しく、厳しい環境に置かれています。

このため県は、地元住民や商業者が市町村と協力して実施する市街地再開発事業等による賑わいのある街づくりを支援する等、各地で市街地の整備を推進しています。

また、住宅が密集し、公共施設の著しく不足している地区等において、地域の特性を生かした良好な住環境の整備を図っています。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心的な賑わいのある市街地を整備するため、市街地再開発事業を推進します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業概要
横手駅東口第二地区	横手市	1.7 ha	令和元年度 : 準備組合設立、都市計画決定 令和2年度 : 基本計画作成、地盤調査、事業計画作成 令和3年度～ : 組合設立認可、権利変換計画認可 建物除却、建築工事

※ 令和6年度以前に完了した地区：3地区

(2) 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、都市機能のまちなか立地や空きビルの再生、賑わい空間の整備などを総合的に行う、暮らし・賑わい再生事業を推進します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業概要
千秋公園周辺地区	秋田県 秋田市	2.40 ha	平成29～令和4年度 : 都市機能導入施設整備(あきた芸術劇場)

※ 令和3年度以前に完了した地区：1地区



市街地再開発事業(横手駅東口第二地区)

あおーな
(横手市生涯学習館Ao-na)

(B-1棟複合施設)

(3) 優良建築物等整備事業

土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地住宅の供給、老朽マンションの建替等、都市再開発法に基づかない任意の再開発事業を支援します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業概要
千秋久保田町地区 (共同化タイプ)	秋田市	0.40 ha	令和3～令和7年度：共同住宅建設

※ 令和6年度以前に完了した地区：12地区

(4) 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅の密集、公共施設の不足等が認められる住宅市街地において、老朽住宅等の除却・建替え、公共施設等の整備を行うことにより、防災性の向上、居住環境の整備改善を推進します。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業期間	事業概要
秋田駅東第三地区 (密集住宅市街地整備型)	秋田市	37.5 ha	平成17～令和11年度	老朽住宅除却、 公共施設整備、防災施設整備

※ 令和6年度以前に完了した地区：5地区



優良建築物等整備事業
(千秋久保田町地区 外観イメージパース)



住宅市街地総合整備事業
(秋田駅東第三地区 公園整備)

(5) 街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ生活道路等の地区施設が未整備である、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要としている地区において、地方公共団体と住民とが協力して、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成を目的とし、地元住民との協働により、周辺環境と調和したまちづくりを推進しています。

◆事業実施地区

地区名	事業主体	地区面積	事業期間	事業概要
大館城下町地区	大館市	151.6 ha	平成29～令和8年度	地区施設整備、修景施設整備

※ 令和6年度以前に完了した地区：3地区



大館城下町地区
(歴史的風致形成建造物整備)



大館城下町地区
(道路美装化)

第2節 建築関係

1 建築基準法関係

建築物を建築するとき、工事が完了したとき及び使用しているとき、建築基準法に適合しているかのチェックや検査を行っています。

- ◆建築確認・建築許可件数等
(県の取扱によるもの。計画変更及び計画通知含む。民間確認機関を除く。)

年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
項目	申請取扱件数	764	644	498	485	449	373	310	265	215	160
	確認件数	759	636	505	480	439	383	308	264	213	163
許 建 可 築	申請取扱件数	6	4	9	7	3	6	7	3	2	3

- ◆建築協定制定状況

[建築協定]

建築協定制度は小規模な地区のもっている特色を生かしたきめ細やかな規制が必要な場合に活用される制度で、市町村の条例に定められた区域の一部において、対象となる土地・建物の権利者等の全員の合意により一般的基準を定めることを認めた制度です。
この制度は、地域住民を中心とした地区レベルのまちづくり手法として、都市計画法に基づく地区計画制度とともにその普及、活用が促進されています。

市町村	協定の名称	許可年月日	面積(㎡)	協定期間(年)
秋田市	協同組合秋田卸センター	S63.10.20	160,924	永年
秋田市	秋田市「ハイタウン桜」団地	H1.3.31	166,757	10+10+10+10
秋田市	秋田パティオ	H8.7.22	2,253	20+10
秋田市	秋田市大町一丁目東地区	H9.3.13	1,542	20+10
横手市	ニュータウン宝竜	H10.8.12	31,837	10+10+10
横手市	協同組合横手卸センター	H12.8.29	78,977	5+5+5+5+5
横手市	ニュータウン宝竜第2期	H12.9.7	26,452	10+10+10
秋田市	秋田市「桜が丘ひがし」団地	H14.3.14	81,690	10+10+10

※協定期間欄の+10または+5は、延長期間を表す。

2 建築士法関係

建築物を設計するとき、建築士の資格と建築士事務所登録が必要となりますので建築士の免許と事務所登録業務を行っています。

年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
項目	二級	9,421	9,456	9,490	9,520	9,546	9,589	9,627	9,654	9,663	9,674
	木造	222	223	223	223	223	223	223	223	223	223
建 築 士 事 務 所 数	一級	563	558	544	524	538	534	535	518	502	482
	二級	544	525	520	500	498	494	475	448	417	410
	木造	8	7	7	7	6	6	6	6	6	5

3 がけ地近接等危険住宅移転事業

◆がけ地近接等危険住宅移転事業

【事業実績】

(戸)

年度 項目	昭和47年度 ～ 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
除 却	545	3	0	4	0	3	1
新 規 建 物	524	1	0	2	0	0	0

○事業概要

対象区域 災害危険区域、県建築基準条例により建築が制限される区域、
土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域、都市計画法による地区計画区域

対象住宅 既存不適格住宅、地方公共団体の勧告等

負担割合 国1／2、県1／4、市町村1／4

4 木造住宅耐震改修等事業

◆木造住宅耐震改修等事業

【事業実績】

(戸)

年度 項目	平成20年度 ～ 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
耐震診断	193	39	30	32	31	31	55
耐震改修	17	4	4	6	2	4	5

※耐震改修補助は平成21年度から実施。

○事業概要

対 象 耐震診断、耐震改修を行う者

負担割合 耐震診断 国1／2、県1／4、市町村1／4
耐震改修 国1／2、県1／4、市町村1／4

5 宅地建物取引業法関係

宅地建物取引業者や宅地建物取引士の免許や登録、指導監督を行っています。
(※平成27年4月1日より、「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」に名称変更されました。)

区分 年度	宅地建物取引業者			宅 地 建 物 取 引 士					
	免許登録			資格試験			登 録		
	新規	廃業	現在	受験者	合格者	合格率	新規	抹消	現在
平成27	14	24	526	667	74	11.1	65	7	3,586
平成28	22	16	532	619	86	13.9	70	4	3,652
平成29	17	28	521	621	92	14.8	71	3	3,720
平成30	19	14	526	666	102	15.3	74	9	3,785
令和元	24	12	538	633	92	14.5	84	5	3,864
令和2	17	9	546	662	89	13.4	89	10	3,943
令和3	21	20	547	758	107	14.1	84	15	4,012
令和4	20	14	553	691	89	12.9	76	17	4,071
令和5	12	14	551	695	91	13.1	78	12	4,137
令和6	12	18	545	717	120	16.7	71	15	4,193

第 1 節 営繕業務

1 営繕業務

営繕業務には、知事部局及び教育庁の依頼により実施する県有建築物の新築・増改築と、県が保有する409施設(延べ面積約200万㎡)のうち、285施設(延べ面積約150万㎡)について行う維持修繕、長寿命化等があります。

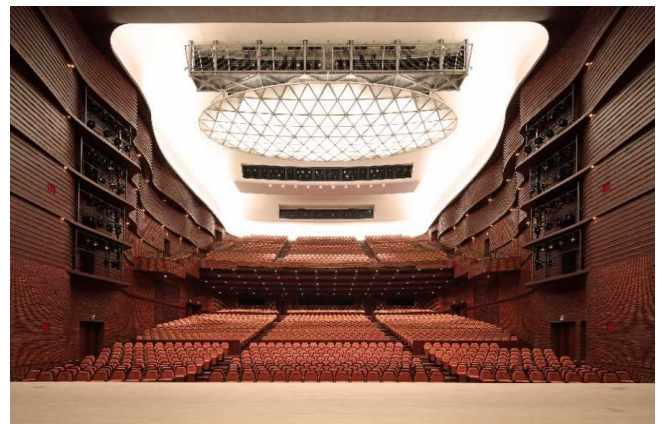
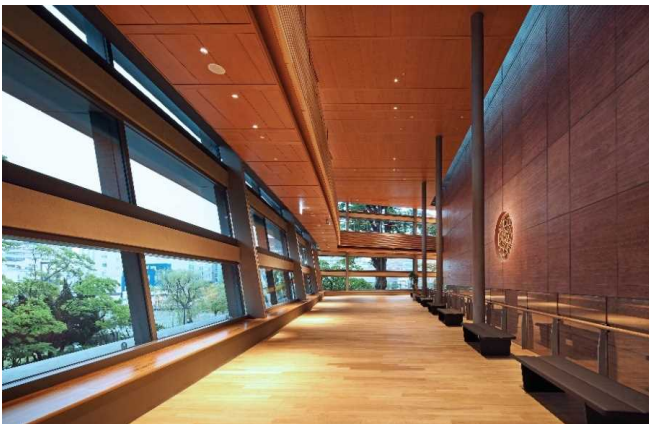
これらの工事の調査・設計・工事監督等を通して、各地域振興局と連携を図りながら、安全で安心な県民共有財産の整備を行っています。

2 重点的な取組

営繕工事の技術管理業務を通じて、県民共有の財産である県有建築物が、多くの県民に親しまれ積極的に活用されるよう、次のような取組を実施しています。

- ① 県民に親しまれる建築物の計画
 - ・街並みや周辺環境と調和した建築計画
- ② 利用者にやさしい建築物の推進
 - ・地域の気候風土を踏まえ、敷地と建築物の各機能に応じた適切なバリアフリーを推進
- ③ 環境にやさしい建築物の推進
 - ・県有建築物の環境負荷の低減化
 - ・自然エネルギー(雪冷房、太陽光等)、雨水、地下水の利用
 - ・再生資材の活用
- ④ 県産材を活用した建築物の推進
 - ・秋田杉に代表される県産材の活用
 - ・公共建築物の木造化、木質化の推進
- ⑤ 安全・安心に使える建築物の推進
 - ・建築物の耐震化、特定天井の脱落防止対策の推進
 - ・構造上、防災上の安全性、使用材料の安全性の確認
- ⑥ 広報の充実
 - ・美の国あきたネットを活用した発信情報の充実

[県産材活用の事例]



あきた芸術劇場

- ・令和4年3月 竣工
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地下1階地上6階建て
- ・建築面積 10,751㎡
- ・延べ面積 25,057㎡

第2節 営繕関係事業

1 令和7年度営繕工事の概要

【営繕課事業】

令和7年度の営繕課事業は修繕工事を主として年度総工事費約6.1億円の見込みです。
これは、対前年度比で、約7%の増となっています。

(令和7年4月現在)

修繕種別	令和7年度当初		令和6年度当初		対前年度比較	
	件数(件)	工事費(千円)	件数(件)	工事費(千円)	件数(%)	工事費(%)
大規模修繕工事	8	555,351	7	511,660	114%	109%
指定修繕工事	0	0	1	13,013	0%	0%
一般修繕工事	8	52,645	8	44,735	100%	118%
総計	16	607,996	16	569,408	100%	107%

【受託事業】

令和7年度に知事部局及び教育庁から事務の依頼を受けて実施する予定の受託事業は、67件、年度総工事費は約87億円の見込みです。これは、対前年度比で、件数でみると約10%の減、年度工事費で約40%の減となっています。(事務依頼ベース)

(令和7年4月現在)

機 関 名	令和7年度当初		令和6年度当初		対前年度比較	
	件数(件)	工事費(千円)	件数(件)	工事費(千円)	件数(%)	工事費(%)
知事部局	44	3,544,368	43	2,962,483	102%	120%
教 育 庁	23	5,161,641	32	11,250,031	72%	46%
総計	67	8,706,009	75	14,212,514	89%	61%

※ 修繕工事等を含む

2 令和7年度主要工事の概要

令和7年度に工事継続中又は工事発注予定の主な事業は次のとおりです。

(令和7年4月現在)

○横手高等学校整備事業 [横手市] ・構造規模：RC造4/0 他 ・新築・増築面積：約13,700㎡ ・改修等面積：約600㎡ ・事業年度：H30 ～ R10	○大曲高等学校整備事業 [大仙市] ・構造規模：RC造3/0 他 ・新築・増築面積：約10,800㎡ ・改修等面積：約1,200㎡ ・事業年度：R元 ～ R10
○金足農業高等学校整備事業 [秋田市] ・構造規模：RC造3/0 他 ・新築・増築面積：約10,200㎡ ・改修等面積：約6,800㎡ ・事業年度：R3 ～ R15	○湯沢高等学校整備事業 [湯沢市] ・構造規模：RC造4/0 他 ・新築・増築面積：約9,400㎡ ・改修等面積：約2,200㎡ ・事業年度：R3 ～ R14
○栗田支援学校整備事業 [秋田市] ・構造規模：RC造2/0 他 ・新築・増築面積：約6,100㎡ ・改修等面積：約6,700㎡ ・事業年度：R3 ～ R14	○成瀬発電所建設事業 [東成瀬村] ・構造規模：SRC造2/2 ・新築面積：約1,000㎡ ・事業年度：R1 ～ R10



金足農業高等学校 完成予想図



湯沢高等学校 完成予想図

3 事業紹介

(1) 鹿角高等学校整備事業

〔建築場所〕 鹿角市花輪字明堂長根 地内
〔竣工〕 令和6年度
〔計画概要〕 管理・教室棟、多目的屋内運動場、
セミナーハウス、外構 ほか
鉄筋コンクリート造3階建て ほか
延べ面積 約15,700㎡

〔施設の特徴〕

「地域社会や国際社会において活躍できる人間の育成」を基本理念とし、地域社会に根ざした教育活動の展開と多様なコースを設定することで、生徒一人一人に寄り添った教育を行う魅力的な学校を目指します。

騒音・臭気・発煙の激しい用途の実習室を教室棟から遠い位置に配置したり、2階～3階吹き抜けの講堂の出入り口を階段室の最寄りにするなど、教室環境や安全面に配慮した平面計画となっています。また、豪雪地という気候を踏まえ、除排雪を考慮して隣棟間隔をとり、堆雪スペースを確保しました。



(2) 横手高等学校整備事業

〔建築場所〕 横手市睦成字鶴谷地 地内
〔竣工予定〕 令和10年度
〔計画概要〕 管理・校舎棟、体育館、弓道場、
外構ほか
鉄筋コンクリート造4階建て ほか
延べ面積 約14,300㎡

〔施設の特徴〕

「わが国や郷土のよりよい未来を切り拓くグローバル人材の育成」を基本理念とし、県内でも屈指の歴史と高い進学実績を有する、地域のシンボルとなるような学校を目指します。

校舎の配置については、管理・校舎棟、体育館などを渡り廊下で接続し、生徒や職員にとって機能的で合理性に優れた配置計画となっています。

また、豪雪地という気候の特徴を踏まえ、建物の雪害や建物周囲の落雪に対する安全面のほか、敷地内の除雪にも配慮した計画としました。

外観は、重厚で落ち着きがあり、横手高等学校の伝統を感じさせる、シンプルなデザインとし、桑染色を外壁に採用することで、周囲の豊かな自然に調和するよう考慮しました。



(3) 大曲高等学校整備事業

〔建築場所〕 大仙市大曲栄町 地内
〔竣工予定〕 令和10年度
〔計画概要〕 校舎棟、第一体育館・武道場、外構ほか
鉄筋コンクリート造3階建て ほか
延べ面積 約12,000㎡

〔施設の特徴〕

大曲高校の基本理念「健(つよく)、律(ただしく)、愛(ゆたかに)」の精神を守り歴史と伝統を継承し、生徒一人ひとりの可能性を開花できるような魅力あふれる学校を目指します。

校舎棟と体育館棟は東側に配置し、外観は自然色、暖色系とすることで、周囲の住宅地に圧迫感を与えないよう配慮しています。また、来客・職員駐車場のほか、登下校時の渋滞を緩和を目的とした乗降車スペースを敷地内に計画しました。

災害対策として、丸子川が氾濫した場合に備え、機械室・電気室を2階に設け、万が一浸水被害を受けても早期復旧できるよう考慮しました。



第 13 章 用地・収用・管理

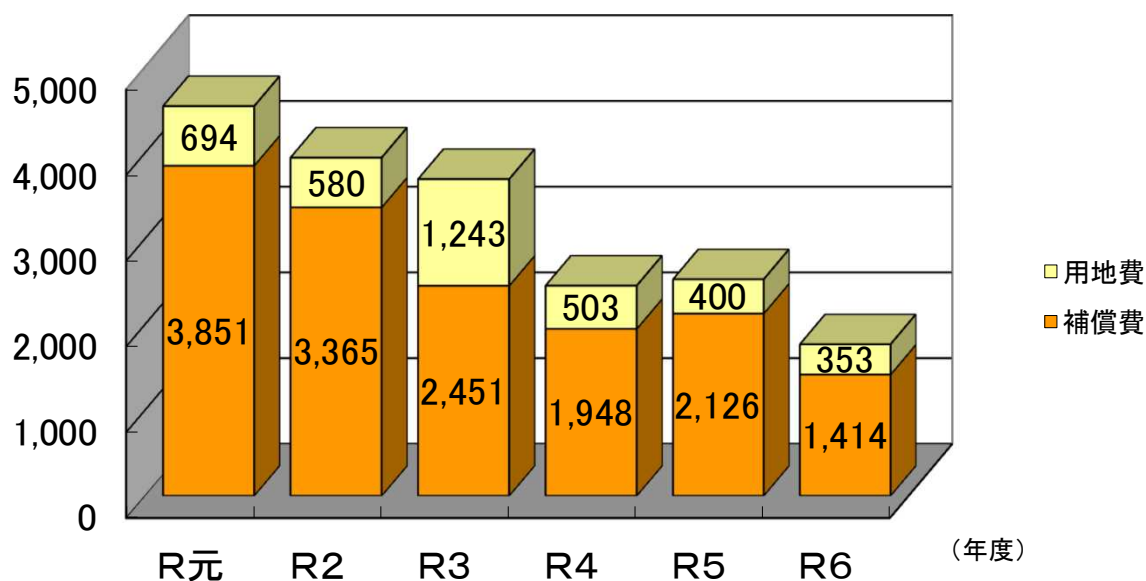
第 1 節 公共用地取得

建設部所管の公共事業を施行するため必要となる土地の取得に伴う損失補償に関する指導及び損失補償基準に関する事務を行っています。

1 用地補償費の推移

◆用地補償費の推移

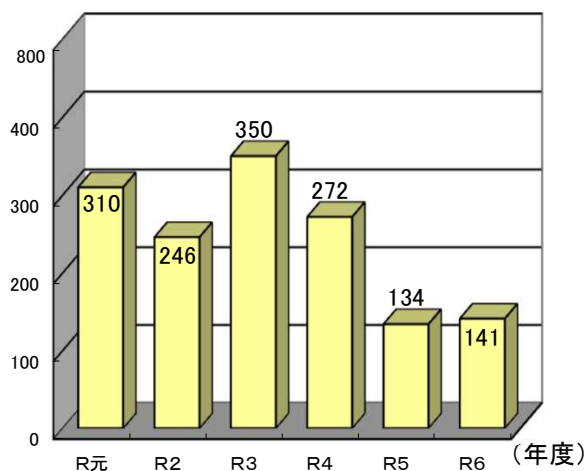
(単位: 百万円)



2 用地取得面積及び登記処理の推移

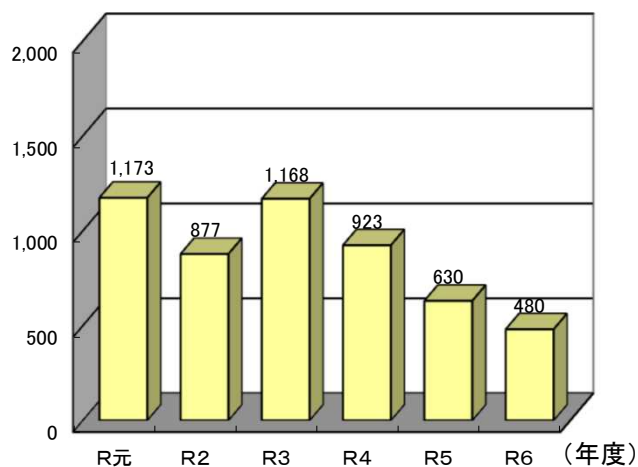
◆用地取得面積の推移

(単位: 千㎡)



◆登記処理の推移

(単位: 筆)



第2節 土地収用

1 土地収用法の手続の概要

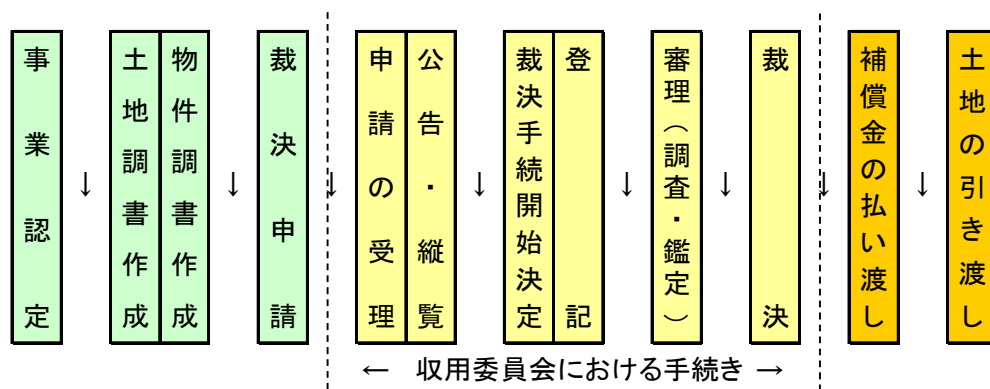
道路、鉄道、河川、公園などの公共の事業のために土地が必要となった場合、通常は、事業の施行者（起業者）が土地所有者等に損失補償基準等について説明した上で、売買契約により土地を取得します。

しかし、補償金の額などで折り合いがつかない等、任意で売買契約することが難しい場合、起業者は土地収用法の規定に基づいて事業認定の手続きを経た上で、収用委員会に対して収用の裁決を申請することができます。

収用委員会では、審理において起業者や土地所有者の主張を聞き、鑑定や調査を行い、収用する土地の範囲、補償金の額などについて裁決します。

この裁決により、補償金の支払いを経て、起業者は土地を取得し、その土地を公共事業のために使うことができます。

なお、裁決によっても土地の引き渡しが行われない場合は、行政代執行の手続きに移行します。



2 裁決等の状況

収用委員会における裁決等の状況は次のとおりです。

区 分	申 請 ・ 申 立	裁 決	和 解	取 下 げ	繰 越
令和元年度	2	5	0	0	0
令和2年度	2	2	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	6	5	0	0	1
令和5年度	2	1	0	0	2
令和6年度	2	4	0	0	0

3 事業認定について

収用委員会に裁決申請する前段階として、事業認定を受ける必要があります。
処分の機関別の事業認定の状況は、次のとおりです。

区 分	大 臣 認 定	知 事 認 定	計
令和元年度	1	1	2
令和2年度	0	1	1
令和3年度	2	1	3
令和4年度	2	0	2
令和5年度	0	2	2
令和6年度	1	0	1

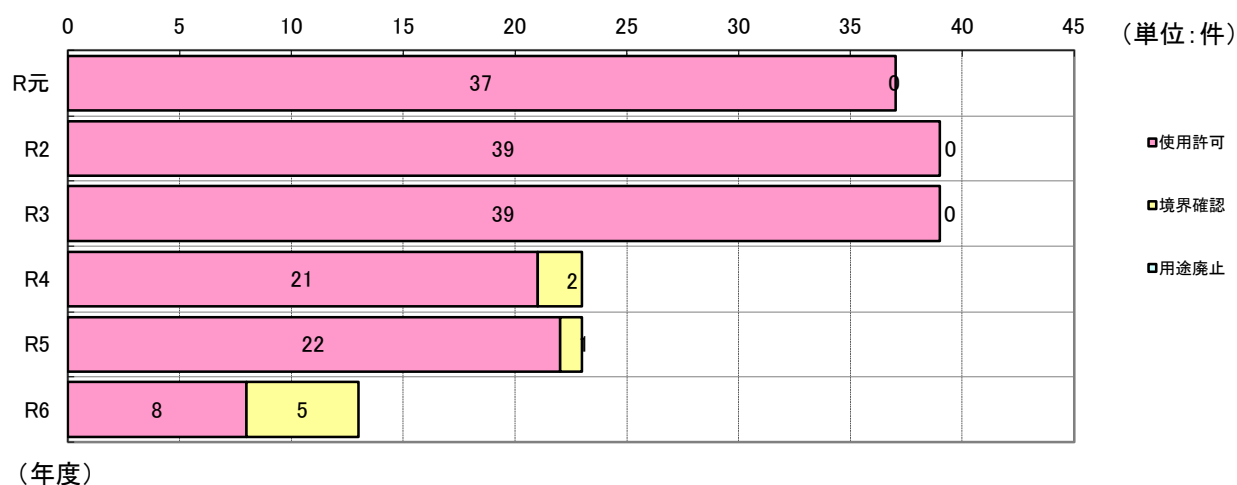
第 3 節 管 理

1 法定外公共用財産の管理処分

法定外公共用財産とは、道路法や河川法の適用を受けない道路や水路などのことをいい、一般に赤線、青線などとも呼ばれています。かつては国からの法定受託事務として、県がこれらの財産の管理及び処分を行っていましたが、いわゆる地方分権一括法により国有財産特別措置法が改正され、機能を有する法定外公共用財産については、平成18年度までに国から市町村への譲与手続きが完了し、市町村が直接管理することとなりました。

また、機能を喪失した旧法定外公共用財産は国(秋田財務事務所)において直接管理を行うことから、県が行う事務は、砂防指定地等に存する市町村譲与が行われなかった道路、水路のほか、海岸保全区域や港湾区域、漁港区域となっていない、一般海域に係る法定外公共用財産の管理となっています。

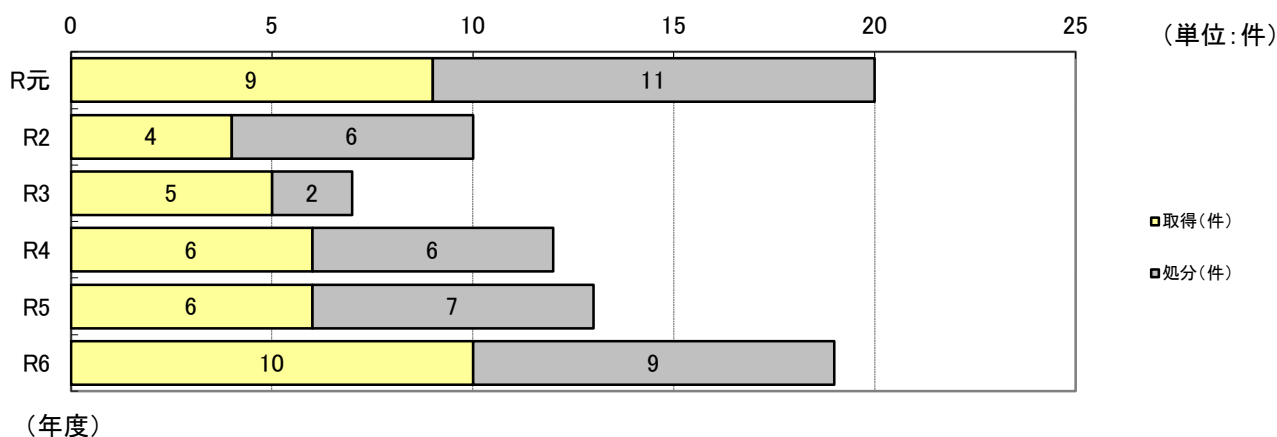
(1) 使用許可、境界確認、用途廃止件数の推移



2 廃道、廃川敷地の管理・処分

廃道廃川敷地とは、一般国道、県道、一級河川及び二級河川の区域変更等により、公共用財産として不用品になった旧道路河川敷地をいい、当該敷地の維持・管理をしてきた県は、国から譲与を受けることができるので、その譲与に係る事務を行っています。

また、国からの譲与や他課からの引継により県有財産となった廃道廃川敷地を処分する事務も行っています。



第 14 章 土 地 利 用

第 1 節 国土利用計画

1 基本理念

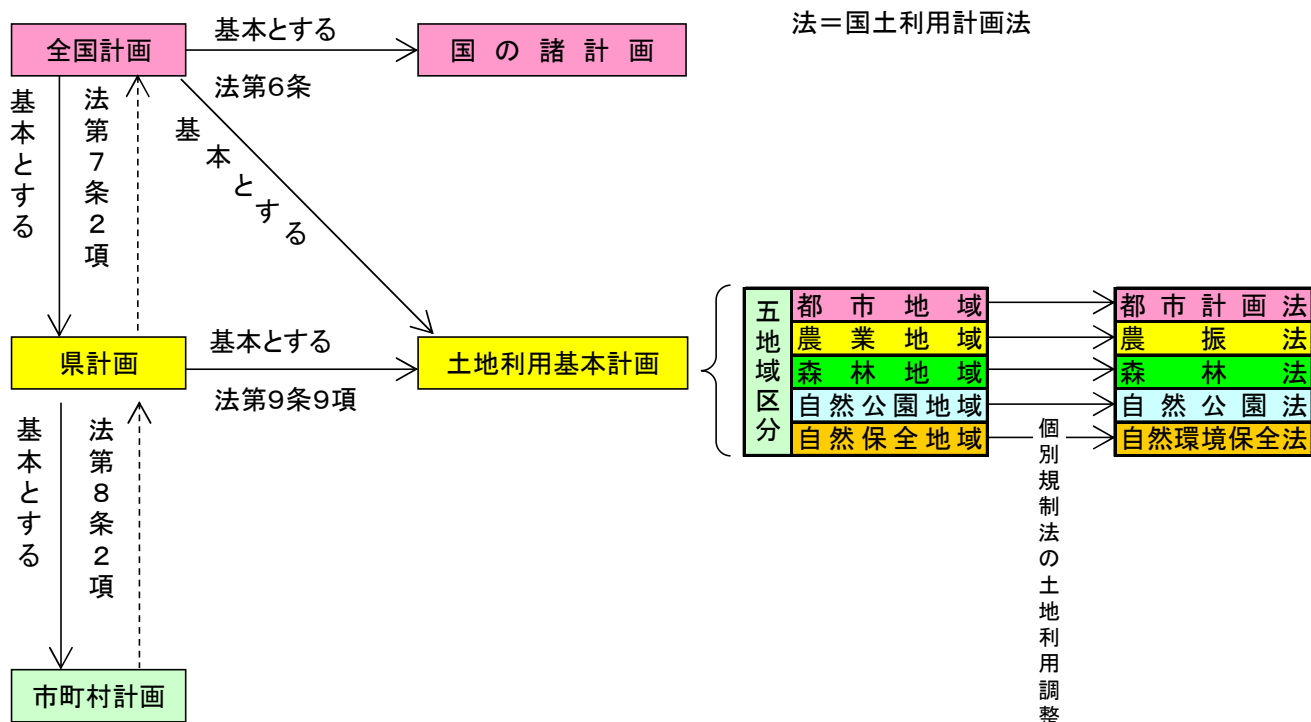
国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念としています。（国土利用計画法第2条）

2 国土利用計画の役割

国土利用計画は、国、県、市町村の各段階相互において、十分意見の調整を図りつつ、その区域について長期にわたり安定した均衡ある国土の利用を確保するため、前述の基本理念に即して総合かつ計画的な国土の利用を確保するための長期計画（基本構想）であり、国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるとともに、民間の諸活動についても指針を与えるものとなります。

国、県、市町村の各段階の計画は、相互にフィードバックを繰り返しながら調整が図られ、基本方向において矛盾のない体系が確保されます。

3 国土利用計画の体系



4 国土利用計画の内容

国土利用計画は、国土(県土)の利用に関する基本構想、国土(県土)の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とその地域別の概要、それらを達成するために必要な措置の概要を示すもので、直接に開発事業の実施を図るものでも、直接に土地利用を規制するものでもありません。

したがって、開発事業の決定や土地利用の規制は、国土利用計画の基本方向に沿って個別に行うことになります。

秋田県国土利用計画(第五次)における県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、次の表のとおりです。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	年次 平成27年 (基準年次)	令和9年 (計画目標)	構成比		伸び R9年／H27年
			平成27年	令和9年	
	百ha	百ha	%	%	%
農地	1,495	1,463	12.8	12.6	97.9
森林	8,393	8,401	72.1	72.2	100.1
原野等	153	153	1.3	1.3	100.0
水面・河川・水路	435	442	3.7	3.8	101.6
道路	345	354	3.0	3.0	102.6
宅地	298	298	2.6	2.6	100.0
住宅地	182	182	1.6	1.6	100.0
工業用地	14	14	0.1	0.1	100.0
その他の宅地	102	102	0.9	0.9	100.0
その他	519	527	4.5	4.5	101.5
合計	11,638	11,638	100.0	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区(市街地)	87	83	—	—	95.4

第2節 土地利用基本計画

1 土地利用基本計画の位置づけ

土地利用基本計画は、土地利用(開発行為)の規制、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を実施するにあたっての基本となる計画で、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別の土地利用規制法と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられています。

2 土地利用基本計画の役割

土地利用の混乱を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用基本計画で都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域の土地利用区分を定め、個別規制法による諸計画に対する上位先行の調整計画として位置づけ、総合的かつ広域的な見地にたって取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行おうとするものです。

したがって、土地利用基本計画は、第1に個別規制法に対する上位先行計画として行政内部における総合調整機能を果たすものであり、第2に土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制基準としての役割を果たすという二面性を有しています。

3 土地利用基本計画の内容

○計画図

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域の範囲を、5万分の1の地図に表示したもの

○計画書

土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等を記載したもの

土地利用基本計画図地域区分別面積
(令和7年3月31日現在)

区 分		面積(ha)	割合(%)
五地域	都市地域	193,518	16.6
	農業地域	381,199	32.8
	森林地域	839,458	72.1
	自然公園地域	126,190	10.8
	自然保全地域	5,160	0.4
計		1,545,525	—
白 地 地 域		12,481	1.1
県 土 面 積		1,163,752	—

※重複している地域があるため、五地域合計が県土面積より大きくなっている。

第 3 節 土地取引の届出制

国土利用計画法第23条の規定による一定規模(市街化区域 2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域 5,000㎡、都市計画区域以外の区域 10,000㎡)以上のまとまりのある一団の土地について土地売買等をした場合、土地の権利取得者は土地売買等の契約をした日から起算して2週間以内に利用目的等を知事に届け出ることになっています。

届出に係る土地の利用目的が国土利用計画法の基準に適合しないものについては、知事は土地利用審査会の意見を聴いて、利用目的変更の勧告をすることができ(法第24条)、この勧告に従わないときは、その内容を公表することができます。(法第26条)

国土利用計画法第23条に基づく届出実績(各年度処理ベース)

年度	件 数	処 理 状 況				面積(ha)
		不勧告	助言	勧告	取下	
平成28年度	106	106	—	—	—	531
平成29年度	178	178	—	—	—	387
平成30年度	158	156	2	—	—	372
令和元年度	132	131	1	—	—	494
令和2年度	168	167	1	—	—	738
令和3年度	208	199	9	—	—	1,225
令和4年度	136	126	10	—	—	1,306
令和5年度	219	218	1	—	—	933
令和6年度	211	202	9	—	—	971

第4節 地価調査

地価調査制度は、昭和49年に施行された国土利用計画法施行令に基づく制度で、県知事が毎年7月1日における基準地の1㎡当たり（林地にあっては10a当たり）の正常な価格を判定し、公表するもので、国土利用計画法に基づく土地取引の届出等の審査に当たり、適正な取引価格を算定する基準とするとともに、一般の土地取引価格に対し指標を与える等、適正な地価の形成に寄与することを目的としています。

令和6年地価調査結果の概要

地目	地点数	平均価格	変動率
住宅地	217	13,400円/㎡	△ 0.6%
宅地見込地	3	4,830円/㎡	0.6%
商業地	90	25,100円/㎡	△ 0.3%
工業地	7	6,490円/㎡	2.9%
林地	7	17,000円/10a	△ 3.4%
計	324		

第5節 公有地の拡大の推進に関する法律

「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年、法律第66号）は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。

同法により、都市計画法に定める都市計画施設に係る土地その他の都市計画区域内の一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合、知事又は市長に届け出なければなりません（同法第4条）。

また、都市計画区域内の一定規模以上の土地の所有者で、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望する場合は、その旨を申し出ることができます（同法第5条）。

届出又は申出があったときは、知事又は市長は、3週間以内に当該土地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから買取り協議を行う地方公共団体等を定め、買取り協議を行う旨を土地所有者等に通知します。土地所有者は買取りに応ずる義務はありませんが、協議を行うことを拒むことはできません。

また、買取り協議が不成立であった場合、買取り協議の通知があった日から3週間が経過するまでは、当該土地を譲渡することはできないとされています。

この法律の適用により地方公共団体等との売買契約が成立すると、税法上の優遇措置（譲渡所得の特別控除、限度額：1,500万円）を受けることができます。

なお、本県では、事務の市町村への権限委譲により、市町村が届出、申出を受理しています。

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の要否及び申出の可否

法第4条第1項及び第5条第1項に規定する土地（抜すい）	届出の要否	申出の可否
都市計画施設の区域内の土地（200㎡以上）	要	可
道路、都市公園、河川等の予定地（200㎡以上）	要	可
都市計画区域内（市街化調整区域除く。）で、市街化区域5,000㎡、その他の区域10,000㎡以上の土地	要	可
上記以外の都市計画区域内に所在する200㎡以上の土地	否	可

注）都市計画施設については、その一部が都市計画区域内に含まれる場合、届出対象となります。

1 公共事業箇所評価について

1 公共事業箇所評価について（秋田県公共事業評価体系図参照）

（1）制度の一元化

条例に基づく公共事業評価システムと、要綱に基づく公共事業箇所選定システムが並立し、制度の一貫性、明確さに欠けるため、評価条例に基づく制度（評価に関するマニュアル）に一本化している。

（2）公共事業箇所評価の位置付け

事業を構成する箇所ごとに、事業実施の背景、外部環境、目的、事業内容などが異なるため、箇所評価を重視した仕組みとして、事業評価の傘下に公共事業箇所評価を独立して位置付けている。

（3）外部評価委員会の審議

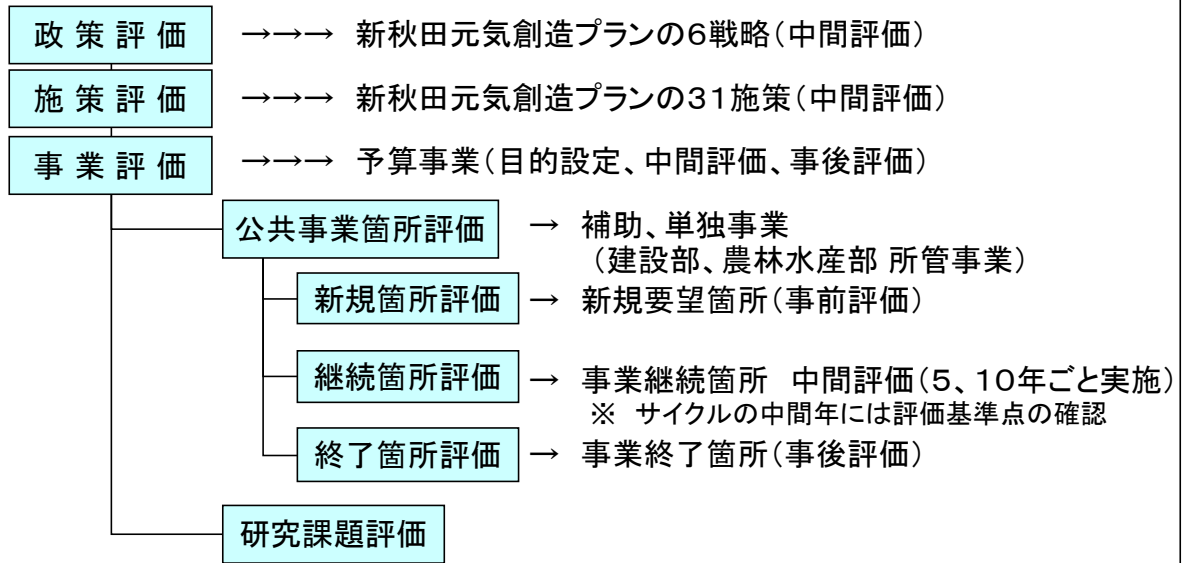
従来は、継続箇所評価（内部評価）と再評価（外部評価）を実施してきたが、新規箇所評価と終了箇所評価を加え、さらに継続箇所評価と再評価を一本化することにより、公共事業箇所評価は以下の3区分となっている。あわせて、評価の更なる充実及び透明性、客観性の確保の観点から、これら全てを外部評価委員会（公共事業箇所評価専門委員会）の審議の対象としている。

①「新規箇所評価」 ②「継続箇所評価」 ③「終了箇所評価」

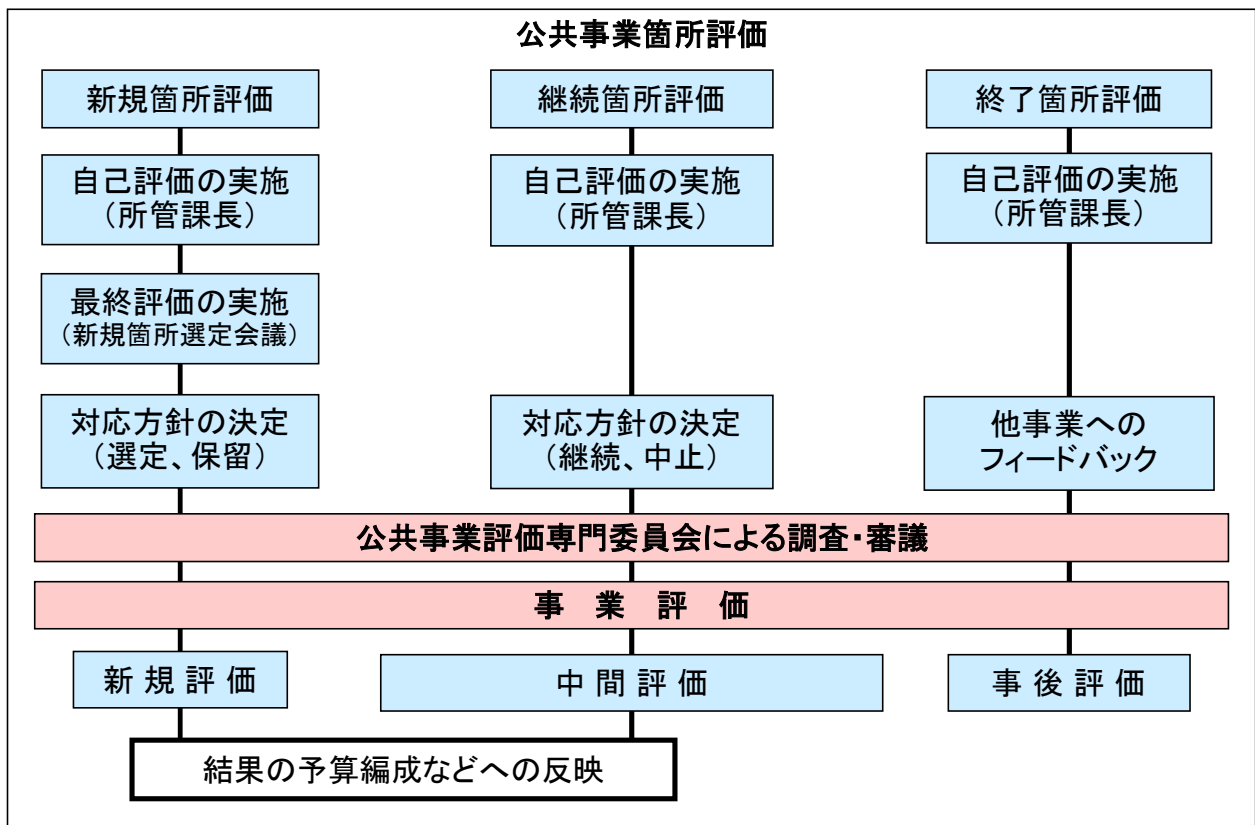
（4）個別事業別判定基準の設定

より客観的で精度の高い評価を行うため、これまで一律に設定していた評価基準を、道路、河川、下水道事業など、個別の事業特性に応じて設定する。

知事が行う政策等の評価の体系(全体)



秋田県公共事業評価体系



2 委員会及び付属機関等

(R7.4現在)

名 称	担 当 す る 事 務	委 員
秋田県収用委員会	土地収用法に基づき、収用又は使用の裁決(権利取得裁決及び明渡裁決)、和解、協議の確認等を行う。	会 長 山 本 尚 子 (弁護士) 会長代理 佐々木 俊 幸 (弁護士) 委 員 近 藤 悦 応 (秋田県農業協同組合中央会常務理事) " 佐々木 利 幸 ((株)秋田グランドリース代表取締役社長) " 田 中 昌 子 (元県職員) " 高 橋 佑 輔 (弁護士) " 戸 澤 一 喜 (不動産鑑定士) 予備委員 千 葉 雅 也 ((公財)秋田県スポーツ協会専務理事) " 長 岐 和 恵 (弁護士)
秋田県建設工事紛争審査会	建設工事の請負契約に関する紛争についてあつせん、調停及び仲裁を行う。(建設業法第25条)	会 長 山 本 隆 弘 (弁護士) 会長代理 石 田 英 憲 (弁護士) 委 員 阿 部 千 鶴子 (司法書士) " 谷川原 郁 子 (一級建築士) " 藤 原 美佐子 (弁護士) " 菅 野 秀 人 (秋田県立大学教授) " 荻 野 俊 寛 (秋田大学准教授) " 渡 邊 由 記 (一級建築士) " 佐々木 俊 幸 (弁護士) " 加 藤 一 成 (一級建築士)
秋田県建設業審議会	建設業の改善に関する重要事項を調査、審議する。(建設業法第39条の2第1項)	会 長 松 本 真 一 (秋田県立大学システム科学技術学部教授) 会長代理 徳 重 英 信 (秋田大学大学院理工学研究科教授) 委 員 阿 部 公 雄 ((一社)秋田県空調衛生工事業協会会長) " 伊 藤 駿 (㈱スリーアイバード代表取締役) " 石 塚 三 雄 ((一社)秋田県県土整備コンサルタンツ協会会長) " 大 友 円 (秋田渚青建設(株)工務部課長) " 山 本 博 之 (厚生労働省秋田労働局長) " 北 林 一 成 ((一社)秋田県建設業協会会長) " 松 橋 雅 子 (M's設計室主宰) " 尾 崎 精 一 (国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長)
秋田県入札制度適正化推進委員会	県が発注した建設工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受け、その内容を審議する。	委 員 長 面 山 恭 子 (弁護士) 委員長代理 徳 重 英 信 (秋田大学大学院理工学研究科教授) 委 員 加 納 静 佳 (一級建築士) " 佐々木 寿 一 ((株)ONE・AQITA代表取締役) " 渡 辺 純 也 (東日本建設業保証(株)秋田支店長)
秋田県建築審査会	建築基準法に規定する同意及び行政不服審査請求の裁決、その他同法の調査審議を行う。	会 長 松 本 真 一 (秋田県立大学システム科学技術学部教授) 委 員 西 野 三紀子 (弁護士) " 佐 藤 雅 彦 (一般財団法人秋田経済研究所所長) " 小 松 奈 美 (一級建築士) " 李 雪 (秋田県立大学システム科学技術学部准教授) " 山 崎 貞一郎 (秋田大学大学院医学系研究科助教) " 牧 野 博 美 (秋田市都市整備部建築指導課長)

名 称	担 当 す る 事 務	委 員
秋田県建築士審査会	建築士法第28条の規定による二級建築士及び木造建築士試験に関する事務及び法に基づき権限に属させられた事項の処理を行う。	会 長 村 田 良 太（一級建築士） 委 員 林 徳 彦（一級建築士） " 鈴 木 浩 樹（一級建築士） " 小 林 凡 子（一級建築士） " 清 水 川 道 子（二級建築士） " 伊 藤 加 久 子（二級建築士） " 大 高 勇（一級建築士） " 須 藤 亜 紀（一級建築士）
秋田県都市計画審議会	1. 都市計画区域の指定等の意見答申 2. 知事の定める都市計画の議決 3. 都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議	《学識経験者》 会 長 山 口 邦 雄（元秋田県立大学システム科学技術学部教授） 委 員 佐々木 吉 秋（秋田県農業会議会長） " 鄭 松 伊（秋田大学大学院医学系研究科助教） " 進 藤 文 仁（秋田商工会議所常議員） " 木 元 慎 一（弁護士） " 谷川原 郁 子（一級建築士） " 相 沢 陽 子（秋田経済研究所研究員） 《関係行政機関職員》 委 員 西 村 拓（国土交通省東北地方整備局長） " 川 崎 博（国土交通省東北運輸局長） " 菅 家 秀 人（農林水産省東北農政局長） " 小 林 稔（秋田県警察本部長） 《市町村長代表者》 委 員 田 口 知 明（仙北市長） 《県議会議員》 委 員 児 玉 政 明（秋田県議会議員） " 高 橋 武 浩（ " ） " 三 浦 茂 人（ " ） 《市町村議会議長代表者》 " 遠 藤 政 勝（秋田県町村議会議長会会長）
秋田県開発審査会	1. 開発許可処分等の審査請求に対する裁決 2. 市街化調整区域内における開発行為を許可する場合の議決	委 員 山 口 邦 雄（元秋田県立大学システム科学技術学部教授） " 木 元 慎 一（弁護士） " 佐々木 吉 秋（秋田県農業会議副会長） " 谷川原 郁 子（一級建築士） " 尾 崎 精 一（国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長）
秋田県景観保全審議会	1. 景観保全基本方針、届出行為景観保全基準等の設定等の意見答申 2. 届出行為景観保全基準に基づく勧告の意見答申 3. その他景観保全に関する重要事項の意見答申	会 長 安 達 真由美（一級建築士） 委 員 名 取 洋 司（国際教養大学グローバル・スタディーズ領域准教授） " 菅 原 香 織（秋田公立美術大学景観デザイン専攻准教授） " 佐 藤 勝 美（(株)フルーフあいアーキテクト代表取締役） " 菊 地 道 彦（角館まちづくり研究所）

名 称	担当する事務	委 員
秋田県地方港湾 審議会	重要港湾及び地方港湾に関する重要事項の調査審議	《学識経験者》 委 員 成 瀬 進 ((一財)国際臨海開発研究センター調査役) 〃 梅 森 栄利子 (元大学講師) 〃 相 沢 陽 子 ((一財)秋田経済研究所研究員) 〃 松 橋 雅 子 ((一社)秋田県建築士会理事 大館・北秋田建築士会会長) 《港湾関係者》 委 員 松 田 博 (㈱マリーナ秋田 代表取締役) 〃 村 井 武 浩 (日本通運㈱ 仙台支店ロジスティクス第二部長) 〃 加賀谷 弘 (秋田県漁業協同組合代表理事組合長) 〃 佐 藤 金 光 (秋田船川水先区水先人会会長) 〃 船 木 一 美 (秋田海陸㈱ 代表取締役社長) 〃 藤 川 純 (秋田県港湾労働組合協議会議長) 〃 嶋 田 康 子 (日の出運輸企業㈱ 代表取締役会長) 〃 仲 村 こずえ (㈱レジーナ 貿易・開発部長) 《関係行政機関》 委 員 西 村 拓 (国土交通省東北地方整備局長) 〃 地 村 智 明 (海上保安庁第二管区海上保安本部秋田海上保安部長) 〃 川 崎 博 (国土交通省東北運輸局長) 〃 後 藤 秀 志 (財務省函館税関長) 《港湾関係自治体》 委 員 沼 谷 純 (秋田市長) 〃 齊 藤 滋 宣 (能代市長) 〃 菅 原 広 二 (男鹿市長) 〃 湊 貴 信 (由利本荘市長) 《秋田県議会議員》 委 員 児 玉 政 明 (秋田県議会議員) 《幹事》 幹 事 小 岩 利 広 (国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所長) 〃 唐 牛 俊 明 (国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長) 〃 竹 森 和 哉 (財務省函館税関秋田船川税関支署長) 〃 小 野 潔 (秋田県建設部長) 〃 千 葉 政 幸 (秋田県建設部港湾空港課長)

名 称	担 当 す る 事 務	委 員
公共事業評価 専門委員会	県が実施した公共事業箇所評価(新規・継続・再評価・終了)の実施状況を調査・審議	委 員 一 色 順 子 (日本防災士会秋田県支部 防災アドバイザー) " 荻 野 俊 寛 (秋田大学大学院理工学研究科 准教授) " 込 山 敦 司 (秋田県立大学システム科学技術学部 准教授) " 酒 井 浩 (秋田県森林インストラクター会会長) " 佐 藤 利 規 (セイコーグランドホテル 代表) " 佐 藤 雅 彦 ((一財)秋田経済研究所 専務理事 所長) " 関 口 久美子 (株式会社トースト 常務取締役) " 徳 重 英 信 (秋田大学大学院理工学研究科 教授) " 永 吉 武 志 (秋田県立大学生物資源科学部 准教授) " 名 取 洋 司 (国際教養大学 准教授)
秋田県国土利用 計画審議会	国土利用計画県計画、同市町村計画及び土地利用基本計画に関する調査、審議(国土利用計画法第38条第1項)	会 長 日 野 智 (秋田大学大学院理工学研究科准教授) 会長代理 青 木 満 (元秋田県生活環境部長) 委 員 加 藤 エリ子 (秋田県農業会議理事) " 田 中 洋 平 (秋田県商工会連合会理事) " 斎 藤 祐 希 (株秋田魁新報社営業局営業部) " 竹 田 勝 美 (弁護士) " 小 松 佳 和 (秋田県森林組合連合会代表理事会長) " 笠 井 みち子 (秋田県消費者協会理事) " 永 吉 武 志 (秋田県立大学生物資源科学部准教授) " 山 陰 逸 郎 (不動産鑑定士) " 戸 松 清 一 ((社)秋田県宅地建物取引業協会常務理事)
秋田県土地利用 審査会	注視区域・監視区域・規制区域の指定及び指定解除についての意見の申出または確認 土地取引の届出について勧告する場合及び遊休土地の利用促進のため勧告をする場合の意見の申出(国土利用計画法第39条第1項)	会 長 石 川 祐 一 (秋田県立大学生物資源科学部准教授) 会長代理 小野寺 倫 子 (秋田大学教育文化学部准教授) 委 員 丸 山 紗代子 (弁護士) " 戸 澤 一 喜 (不動産鑑定士) " 大 滝 恵里子 (一級建築士) " 近 藤 悦 応 (秋田県農業協同組合中央会常務理事) " 佐 藤 龍 司 (秋田県森林組合連合会代表理事専務)

3 建設部関係団体一覧表

団 体 名 等	所 在 地	電話番号	代表者名
(一財)秋田県建設・工業技術センター	〒010-0941 秋田市川尻町字大川反170-177	018-863-4421	理事長 川 辺 透
秋田県土地開発公社	〒010-1409 秋田市南ヶ丘二丁目1-1	018-892-6700	理事長(建設部長) 小 野 潔
(一財)秋田県建築住宅センター	〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8(アトリオンビル5階)	018-836-7850	理事長 中 野 賢 俊
(一財)秋田県総合公社	〒010-1623 秋田市新屋字砂奴寄4-6	018-896-7100	理事長 嘉 藤 正 和

4 建設部本庁・地方機関一覧表

本庁 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

建 設 政 策 課	TEL 018-860-2415	FAX 018-860-3800	河 川 砂 防 課	TEL 018-860-2511	FAX 018-860-3809
技 術 管 理 課	TEL 018-860-2431	FAX 018-860-3800	港 湾 空 港 課	TEL 018-860-2541	FAX 018-860-3804
都 市 計 画 課	TEL 018-860-2441	FAX 018-860-3845	建 築 住 宅 課	TEL 018-860-2561	FAX 018-860-3819
下水道マネジメント推進課	TEL 018-860-2461	FAX 018-860-3813	営 繕 課	TEL 018-860-2582	FAX 018-860-3901
道 路 課	TEL 018-860-2483	FAX 018-860-3837			

地方機関

名 称	住 所	TEL	FAX
秋田港湾事務所	〒011-0945 秋田市土崎港西一丁目7番1号	TEL 018-845-2021	FAX 018-845-2270
船川港湾事務所	〒010-0511 男鹿市船川港船川字外ヶ沢134番地	TEL 0185-23-3721	FAX 0185-24-4780
能代港湾事務所	〒016-0807 能代市字大森山1番地2	TEL 0185-54-8246	FAX 0185-52-7732
秋田空港管理事務所	〒010-1211 秋田市雄和椿川字山籠49番地	TEL 018-886-3362	FAX 018-886-3365
大館能代空港管理事務所	〒018-3454 北秋田市脇神字カラムシ岱21-144	TEL 0186-63-1001	FAX 0186-63-1009
鹿角地域振興局建設部	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1	TEL 0186-23-2301	FAX 0186-23-6074
砂子沢ダム管理事務所	〒017-0201 鹿角郡小坂町大字小坂字向125	TEL 0186-25-8227	FAX 0186-23-6074
北秋田地域振興局建設部	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	TEL 0186-62-3111	FAX 0186-62-9540
萩形ダム管理事務所	〒018-4432 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林	TEL 0186-77-2244	FAX 0186-77-2255
森吉ダム管理事務所	〒018-4511 北秋田市森吉字砂子沢下岱70	TEL 0186-76-2448	FAX 0186-76-2034
早口ダム管理事務所	〒018-3505 大館市早口字大割沢1番地	TEL 0186-59-2311	FAX 0186-59-2312
山瀬ダム管理事務所	〒018-3501 大館市岩瀬字大川目元渡4-198	TEL 0186-53-2011	FAX 0186-53-2013
山本地域振興局建設部	〒016-0815 能代市御指南町1番10号	TEL 0185-52-6101	FAX 0185-54-5226
素波里ダム管理事務所	〒018-3205 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林	TEL 0185-79-1101	FAX 0185-79-1164
水沢ダム管理事務所	〒018-2501 山本郡八峰町峰浜水沢字水沢山13番地	TEL 0185-76-3945	FAX 0185-54-5226
秋田地域振興局建設部	〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号	TEL 018-860-3432	FAX 018-860-3836
旭川ダム管理事務所	〒010-0824 秋田市仁別字マンタラメ115番地の6	TEL 018-827-2040	FAX 018-827-2041
岩見ダム管理事務所	〒019-2742 秋田市河辺三内字財の神国有林地内	TEL 018-883-2301	FAX 018-883-2301
由利地域振興局建設部	〒015-8515 由利本荘市水林366番地	TEL 0184-22-5436	FAX 0184-22-5493
大内ダム管理事務所	〒018-0903 由利本荘市小栗山字岩船	TEL 0184-67-2767	FAX 0184-67-2261
仙北地域振興局建設部	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	TEL 0187-63-3111	FAX 0187-63-1328
鎧畑ダム管理事務所	〒014-1204 仙北市田沢湖田沢字中山44番地7号	TEL 0187-42-2311	FAX 0187-42-2031
協和ダム管理事務所	〒019-2401 大仙市協和船岡字大川前8	TEL 018-893-2801	FAX 018-893-2803
平鹿地域振興局建設部	〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	TEL 0182-32-6205	FAX 0182-32-0246
大松川ダム管理事務所	〒019-1101 横手市山内大松川字木戸口60番地	TEL 0182-53-3462	FAX 0182-53-3248
雄勝地域振興局建設部	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	TEL 0183-73-6164	FAX 0183-73-4206
皆瀬・板戸ダム管理事務所	〒012-0183 湯沢市皆瀬字小貝淵11-2	TEL 0183-46-2100	FAX 0183-46-2549

令和 7 年 5 月 発行

建設部業務概要

発行 秋田県建設部建設政策課
 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
電話 0 1 8 （ 8 6 0 ） 2 4 1 5
